

42971

教科書文庫

4
210
41-1941
20000 81531

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

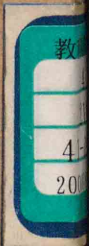
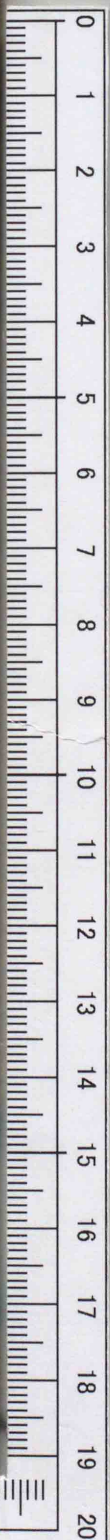


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

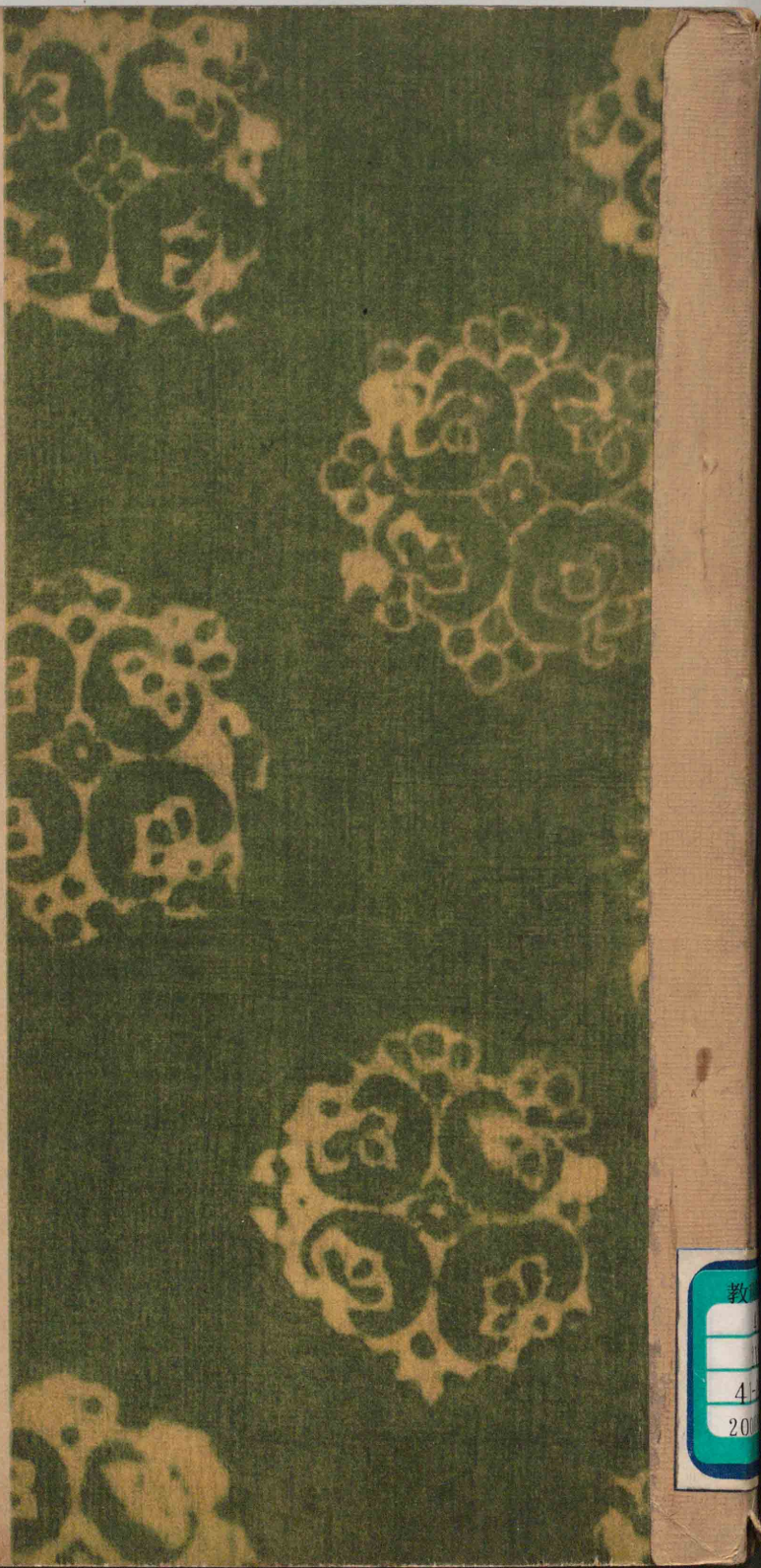
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



文學博士西田直二郎著
中國史通記

前上級
編用



資料室

濟定檢省部文

用科史歷校學中 · 日四月九年六十和昭

教科書文庫

4

210

41-1941

2000081531

學 中
記 通 史 國

編 前 用 級 上

授 教 學 大 國 帝 都 京

著 郎 二 直 田 西 士 博 學 文



(寺 岡) 像 薩 菩 勒 彌

広島大学図書

2000081531



42
210
昭16



例言

一、本書は昭和十二年三月文部省制定の改正教授要目に準據して中學校第四學年用の國史教科書として編纂したものである。

一、我が國に於ける古今の重要な歴史事象を知らしめるとともにその裡にあつて國史を通觀することに意を用ひたため、名づけて國史通記とした。

一、本書は高學年國史教授用として編纂したため、低學年に於いて學びたる國史の智識を通觀し更に一層これを進めて、人文の發達社會の進展文化の相互關聯等について、より深く考へしめるやうに圖つたのである。

一、従つて本書の編述にあたつては、特に左の點に力を入れて本書の

三綱領とした。

- 一、國體の淵源とその本義とを歴史事實によつて知得せしめることにつとめたこと。
 - 二、國民精神が一貫して歴史の諸事實に顯現せることに留意しその發揚を歴史に鑑みて會得せしめることを圖つたこと。
 - 三、國民文化が斷えざる進展をなし、外來文化を醇化しつゝ、連綿として發展せしことの記述に意を用ひたこと。
- を綱領とし、歴史教育の上に刷新を驥うたのである。
- 一、上級の國史は最高學年の歴史教授であるがため既に學びたる東洋史・西洋史の史實並びにその精神を國史と聯關せしめて、これ等を綜合通觀して批判するの用意あらしめたこと等に意を用ひた。これ歴史によつて日本國民たるの自覺を進め、且つ世界文化に貢

獻するの覺悟あらしめることを思ふたのである。

一、本書挿入の圖版・挿圖は、なるべく郷土的史實との連繫をはかつたが、なほ最近學界の研究に副ふものを選んだ。これも斯界の進歩による清新な智識を與ふることを望むためである。

昭和十三年三月

著者しるす

中國史通記

上級用 前編 目次

前 序
編 說

第一章	肇國と國體の精華……………	三
第二章	社會組織と國民道德……………	九
第三章	大陸文物の輸入とその成果……………	一七
第四章	政治改新の精神と統一政治……………	二六
第五章	國風文化の發展(其一)……………	三三
第六章	國風文化の發展(其二)……………	四三
第七章	政治の變遷……………	五〇
第八章	武士の勃興と武士道……………	六二

目次

第九章 建武中興と吉野時代…………… 七
 第十章 武家文化…………… 二
 第十一章 革新の氣運と安土桃山時代…………… 五

— 目次終 —

中國史通記 上級用前篇

文學博士 西田直二郎著

序 說

歴史の研究 明治天皇はその御代の始に、長くも、修史ハ萬世ノ大典と宣ひこれにより君臣名分ノ誼ヲ正シ、華夷内外ノ辨ヲ明ニシ天下ノ綱常ヲ扶植セヨとの宸筆の勅書を下し給うた。

まことに歴史の學習はたゞ煩はしい過去の事例の誦誦を目的とするのではなく、名分の正しきを知り、人倫の大道を履み、國の文野、國民精神の勝否を辨へ、これを確實に把握し、以て今日の行動に資せんことを圖るものである。我等は歴史によつて過去の事象

明治天皇
宸筆勅書
明治天皇が國史の編纂に御心を寄せられ、明治二年正月に史局を開かれ三條實美を總裁に任じ給ひし時、特に賜へる宸筆の勅書

修史萬世不朽
大典
祖宗盛舉
三代實錄以後
絶續
關典非
鎌倉已降武門
專權
隆三政務
祖命
大ニ文教
職
奉天内外
常扶植

を知ると共に現在をも理解し、眞に永遠なるもの
を確認すべく、今後の行動も、ここに至つてまた正
しく指導せらるべきものを思ふのである。
國體と歴史 日本國は萬世一系の天皇これを
統治し給ひ、悠遠の古より國を治めたまふこと家
のごとく、民を視たまふこと子のごとくにあらせ
られ、萬民また和合して、敬忠の風至らぬ隈もなく、
國體の精華はくらぶべき國もない。歴史は最も
よくこれを現はしてゐる。
國民精神と文化 文化はまた國民精神の發現と
謂へる。國史の學習は文化のうちに一貫して流
れる國民精神を知り、深く省みて、これが發揚につ
とめ、またこれを實踐しなければならぬ。

第一章 肇國と國體の精華

●肇國の宏遠 我が國の肇めは悠遠の古へにある。明治天皇は

皇大神宮
御親臨
昭和三年十一月
今上陛下即位の
御式を挙げさせ
給ひし後皇大神
宮御親臨の肅々
たる御齒簿であ
る。
これ皇祖の國を
肇め給へる宏遠
の御徳、國體の
精華の發せらる
るの淵源、こゝ
に尊くも拜せら
れる崇高莊嚴の
御儀である。



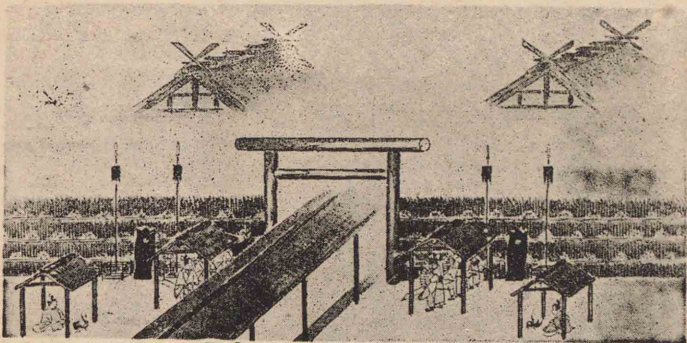
我が國の肇めは悠遠の古へにある。明治天皇は
教育に關する勅語に「皇祖皇宗國ヲ肇ムルコ
ト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ」と宣へる
は、皇祖の國をはじめたまひし御事の遠き古
へにあらせ給ひしと、歴代の天皇これを承け
継ぎ給ひて御徳の深厚にわたらせられ、萬邦
に秀でたる國體の淵源が實にこゝに發せら
れることを仰せられたのである。

中古、北畠親房の神皇正統記には「大日本は
神國なり。天祖始めて基を開き、日神長く統
を傳へ給ふ。我が國のみ此の事あり」とせるも、國の肇めの遠くし

肇國の古傳

古事記

大嘗祭は天皇御親ら神を祭り給ひ、新穀をたてまつられ、また御親らも召し給ふ國家重大の御神事である。御一代に一度、御即位の大禮の後に行はせられる。まことに祭政一致の古への御儀をしのびたてまつる悠遠の御儀式である。この圖は天皇が廻立殿より悠紀殿へ渡御あらせられるを書きまつる。(圖は登極)



て異邦に類ひ無い國體がその始から存せしことを明らかにし、且つ固い信念をもつて、これを書き記したのである。

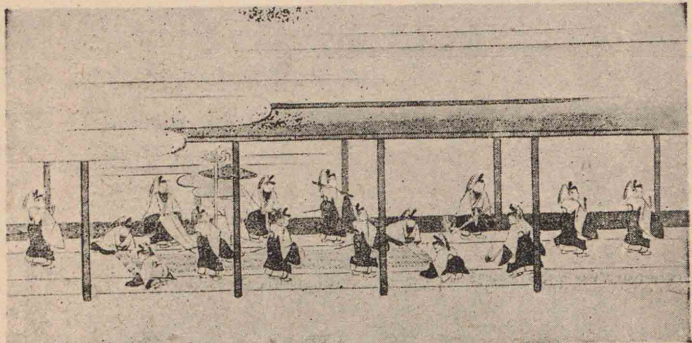
●皇祖の肇國 古事記には、天地の初發の時にあたり、高天原に成りませる神の名は、天御中主神、次に高御産巢日神、次に神産巢日神の三柱が坐し、國はなほ稚く、漂ふさまであつたが、伊邪那岐、伊邪那美の二神出でまして、こゝにこのたゞよへる國を修り固め成して、淡路・四國・隱岐・九州・壹岐・對馬・佐渡・本州の大八嶋國を作し、さらにその他の嶋々をつくり給ひ、これを御子天照大神に傳へ給うたと傳へてゐる。

また日本書紀等の尊い古傳にも、みな神の

日本書紀
天照大神

令に據る、たゞ渡御の御殿の羽目のみは畫くことを略す。

大己貴命
亦名、大國主神
大物主神



うた。

やがて天照大神は皇孫瓊杵尊を葦原中國に降し、その國を治

つくり給うた國土の崇高と歴史の悠遠と、その治しめす國には、はやくも勝れた統一が存したことが明らかに仰がれる。こゝに天照大神は高天原に在してこの國を治め給ひ、その君徳は六合に徹り、萬民がみなこれを仰ぎ奉つたゆゑ、一に日神とも大日靈貴とも稱へ奉つた。これ即ち畏くも皇祖の大神にあらせられる。

●天孫降臨 素戔嗚尊は出雲の國に下り給ひ、新羅の國にも到り給ひしが、その御子大己貴命は出雲の國を悉く定め、これを經營し給

天壤無窮の神勅
(日本書紀)

すべきことを詔り給うた。この時に當つて大神は、
豊葦原千五百秋之瑞穂國、是吾子孫可王之也。宜爾
皇孫就而治焉。行矣。實祚之。隆當與天壤無窮者矣。

との神勅と、三種の神器とを尊に賜はつた。この神勅は、我が國民の永へに仰ぎ奉るべき皇國の大精神であつて、萬世一系にして天壤無窮の皇運は實にこの時に固くその基を定められたのである。

瓊瓊杵尊は諸神を隨へさせられ、日向の高千穂峯に降り給うたが、この時供奉し奉つた天兒屋根命(中臣氏)・太玉命(齋部氏)・天鈿女命(猿女)・石凝姥命(鏡作氏)・玉祖命(玉作氏)はこれを五部神と稱し、これら諸神の子孫は他の諸神の後裔ともにながく皇室に仕へまつた。

④神武天皇即位 瓊瓊杵尊より御三代の間は同じく日向の國に都せられてゐたが、神武天皇に至つて、その地は西に偏り、遠い東の國々の民には、未だ玉澤に潤はないで互に境を分ちて争ふもの、

五部神

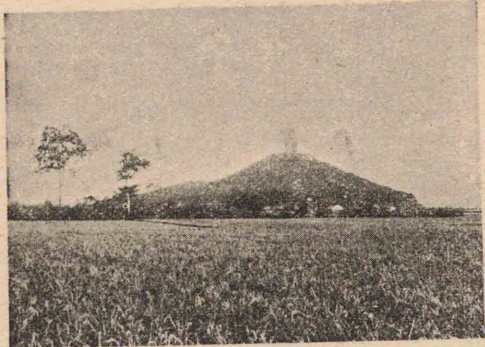
日向の御三代
瓊瓊杵尊
彦火火出見尊
鸕鷀草葺不合尊

天業恢弘

御東征

圖 畝傍山
圖は南方より畝傍山を望む景で山の麓に橿原神宮があり、山の四周には、神武天皇を始め、綏靖天皇・安寧天皇・懿德天皇・宣化天皇の御陵がある。

八紘爲宇



あることを思召され、天業を恢弘へ給はんがために、大いに舟師を起して東征の途にのぼりたまうた。皇軍は内海を航し、従はぬ者どもを伐ち、大和に入り、國內平定の後、天皇は畝傍山の東南、橿原の宮に即位の儀を行はせられた。

宮居を營みたまふ時、詔して「六合を兼ねて都を開き、八紘を掩ひて宇とせん」と仰せられ、弘く御代をしらしめざるべき廣大無疆の御聖慮を宣し給うたとともに、我が民族の遵ふべき大理想をも示し給うた。

神武天皇はさきに大和を平げ給う時、御親ら齋戒して天地神祇を祭られたが、即位の翌年また詔して、「皇祖の靈朕が躬を助け給ひ、今や海内靜平なり。」と宣ひ、こゝに大孝を申べ給はんために、靈時

祭政一致

神武天皇詔

「上則答乾靈授國之德、下則弘皇孫養正之心。」
(日本書紀)

【註】
雄略天皇詔
「義乃君臣情兼父子」
(日本書紀)

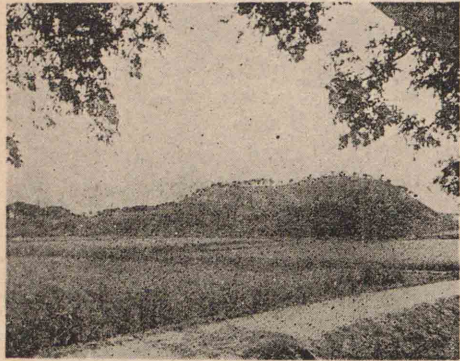
を鳥見の山中に立て、皇祖天神を祭り給うた。かくて國家統治の上に神祭を重んぜられ、御親ら祭祀と政治とを行はせ給ふによつて、こゝに祭政の一致が拜せられる。また諸功臣をそれぞれ地方に封じ國內を巡幸して民を安んぜしめられた。

⑤國體の精華 我が國の肇めはかくのごとく悠遠であつて神武天皇が御位に即かれ、この國を治め給ふことは、則ち上は天神が國を授けたまひし御徳に答へられ、下は皇孫が正しきを養ひ給ふの御心を弘め給ふ御事にあらせられた。それゆゑに歴代の天皇も亦同じく皇祖天神の御徳を繼ぎ給ひ、また皇祖天神の現身にましまし、現御神として、この國を治め民を愛み給ふに外ならぬ。故に國民もまたつねに衷心より皇室を敬ひ、皇運を扶翼し奉り、忠君愛國の誠を致し、一君萬民の間柄は、義は君臣にして情は父子を兼ねるありさまで眞に比なき國體をなして今日に至つたのである。

吉田松陰「士規七則」に「君臣一體、忠孝一致は唯我國のみ然りとす。」
諸外國との比較は後篇「國史の綜覽」参照

皇威伸張と國土の安定

【圖】月城址
朝鮮慶州盆地の中央半月の形をなす丘陵上にある。任那には日本府が置かれたが、この地方も日本と古くから縁故が深い。日本から来た瓠公といふものが此の地に居住してゐたとの傳説がこの地方に傳はつてゐる。



これを諸外國について觀るに、肇國の悠遠萬世一系の皇統と、君臣の一體と、歴史の光輝とに於て、我が國のごときは遂にいづれの國にも求めることができない。これこそ眞實に世界に類を絶した國體である。

第二章 社會組織と國民道德

●天皇を中心とし奉る社會 神武天皇のち、崇神天皇は御天性雄々しく、神祇を敬ひ、天下を経綸し給ひ、内には皇化に従はぬものを伐ちたまひ、外は任那を鎮めしめられた。垂仁天皇は天照大神を伊勢に齋まつられ國內に池溝を開かれるなど仁政を垂れたまうた。景行天皇は諸皇子を國郡

に分封せられ、西は親ら九州の諸賊を征し給ひ、東は蝦夷の地を平定せしめられ、成務天皇の御代には國郡に長を置かれた。ここに於て御稜威はいよいよ高く輝き、社會の組織も安らかに定まり、國民みなその生を樂しむに至つた。

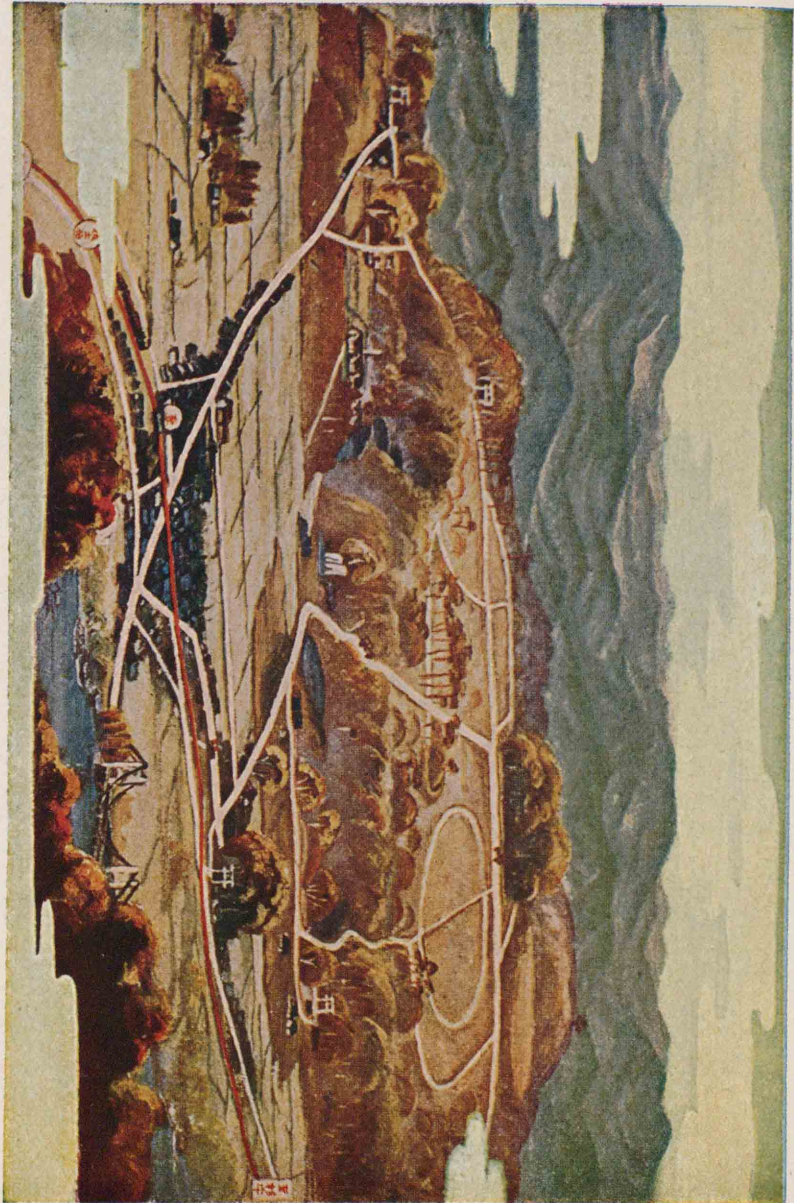
上代社會の状態も天皇を御中心にし奉つて、太陽をめぐる諸群星にも譬へられるやうに諸氏族が仕ひ奉つてゐた。古代の社會は氏族制度の社會といふ。各氏族には氏、上があつてその同族である氏人と、それらに屬する部曲の民とを率ゐて、皇室に仕へまつた。各氏族にはそれ／＼の職務があつた。中臣・齋部二氏が祭祀を掌り、物部・大伴の二氏は宮門警衛や軍事にあたり、鏡作氏は鏡の製作を、玉作氏は珠玉の製作を職としたなどその例である。

●氏族の區別と姓 氏族の尊卑はその血統によつて自ら別けられてゐた。皇室に血縁のつゞく氏を皇別と唱へ、天孫降臨のとき

氏族制度

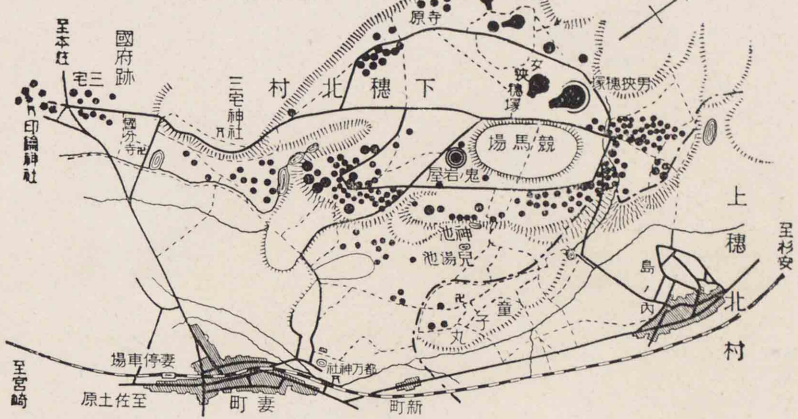
氏人
部曲

皇別



素戔嗚尊 皇別

西都原附近古墳散布之圖



宮崎縣は瓊瓊杵尊から神武天皇に至るまでの皇居のあつたところで、その御跡と傳へられる地もある。この圖は宮崎市の北方七、八里、一ツ瀬川の流域にある兒湯郡妻町の北、西都原の高地を臨むところで、古い日向の國を偲ばしめる景觀である。

妻町の西方三宅神社(高地左端)には瓊瓊杵尊を祀り北方都萬神社(圖中右下の鳥居のある杜)には、木花開耶姬を祀つてある。また西都原高原には上の圖解に見る様な男狹穗塚・女狹穗塚二基の前方後圓の古墳を初めとし大小無數の古墳が群をなしてあり、國府跡、國分寺、印鑰神社などが見られこの高地を中心として文化が發達した時代のあつたことをよく示してゐる。

神別
蕃別
姓

から隨ひ奉つた諸神の子孫は神別と稱し、海外との交渉が開けて歸化した部族は蕃別といつた。

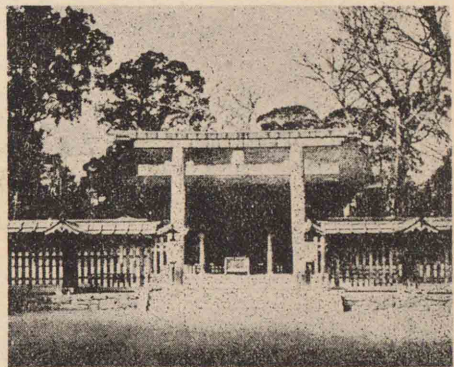
また姓というて朝廷から賜はり身分の高下を示すものに、公臣連・造・直・首などがあつた。公臣は主として皇別の諸氏に賜はり、連は神別の諸氏に賜はるをつねとした。國造は地方にあつて土地を領有し、伴造は職業をもつ民を率ゐて朝廷に仕へるものであつた。

公君別・臣連村主などの名稱はもと諸々の氏族の内に、それぞれの事情から自らに發生した美稱であつて一定の制度ではなかつた。後には政治上社會上の身分をあらはすやうになり、臣連のうちには朝廷の政に參與するものがあつて、大臣・大連の稱がおこり、官職の名のごとくになつた。

●國民精神と國民道德

天皇を御中心に諸の氏族が仕へまつる氏族制度の社會であるから、國民としては敬忠の念が敦く、また各

圖 日前神宮
 舊く地方には國造がゐたが、その家が今も傳はつてゐるものがある。出雲國造の千家氏、紀伊國造の紀氏などその例である。紀伊には、神代の神寶を祀る日前神宮、國懸神宮が鎮坐して、天道根命の子孫が世々、紀の國造となり歴代奉仕して今日に至つた。和歌山市秋月にある。

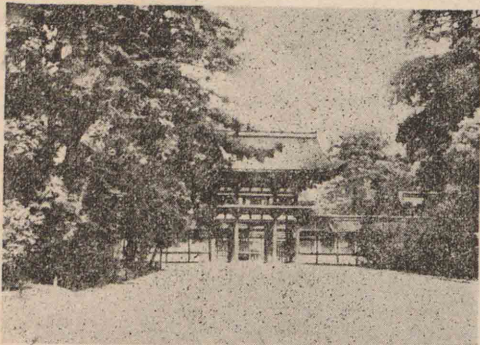


自は相互の間に相依り相助ける共同の精神が特に強くある。皇室は太古悠遠の時からこの國土に君臨し給ひ、山河草木も王澤に沾ウルホはぬはなかつたので國民の間にはこの國土の尊嚴と秀麗の自然とに限りない敬親と愛好とを寄せてゐた。

かくて我が國の古代は氏族制度の行はれるところ、必ず氏神の祀マツリがあり、その尊信は清明の心を以て神に仕へ、祖先を崇めるにあるを以て、やがて國民の大宗家に坐します皇室に對しての忠誠の精神となり、また祖先先人への孝養の情となつて、こゝに他國に類例のない忠孝一致の國民道德の淵源が發してゐる。而して相依り相助くる共同の精神は、祭祀、政治、軍務から經濟の上にも及び、和協寛容の徳を貴び、氏人等の間には、一

① 宗教

圖 賀茂御祖神社(下鴨)
 京都市左京區下鴨にあり、また上賀茂には賀茂別雷神社(上賀茂社)がある。賀茂氏の祖神は賀茂建角身命及び賀茂別雷神の母玉依姫である。平安奠都以前京都地方に賀茂氏が蟠居してゐたが二社共にその祀る所であつた。



族の名譽を重んじ、勇武にして淡泊廉潔を愛する念が強く、一身を犠牲とするを惜まぬ氣風がはじめから勝れてゐた。従つて我が國の古代の文化は各方面に於て、すでにこの國民精神を顯現し、これらの國民道德の發露であるのを觀るのである。

④ 社會生活と古代文化

古代の社會生活は氏族制度に基準をもつてゐるので、すべての文化もこの氏族制度に關係するところが多い。

即ち宗教にあつては、氏族制度のゆゑに、特に氏神ウヂガミの尊崇が熾んでゐる。氏神は氏族の祖先の神であるか、或は祖先の功業に緣故の深い神々である。國家、氏族の大事や農耕などの時にあつてその祭が行はれた。

中臣氏はその祖、天兒屋根命を河内の枚岡神社にまつ

り、賀茂氏は賀茂神社を崇め、出雲國造はその祖天穗日命が奉仕してゐた出雲大社（天日貴命を祀る）を祭つてゐる。氏族と神社との關係は淵源が遠く、且つながく結ばれてゐた。

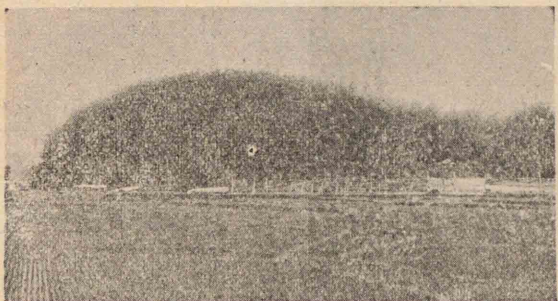
また文學藝術には古くから語部があつて古事を言ひ繼ぎ語り

傳へ、各の氏族にあつても、その氏の古傳が承け繼ぎ語りつゞけられてゐた。それ等のうちには歌謠もあり、また歌謠のやうに曲節をつけてうたはれたものもあつた。また祝詞があつて、神々を祀るときによまれ、各氏族の宗教信仰とともに發達した。

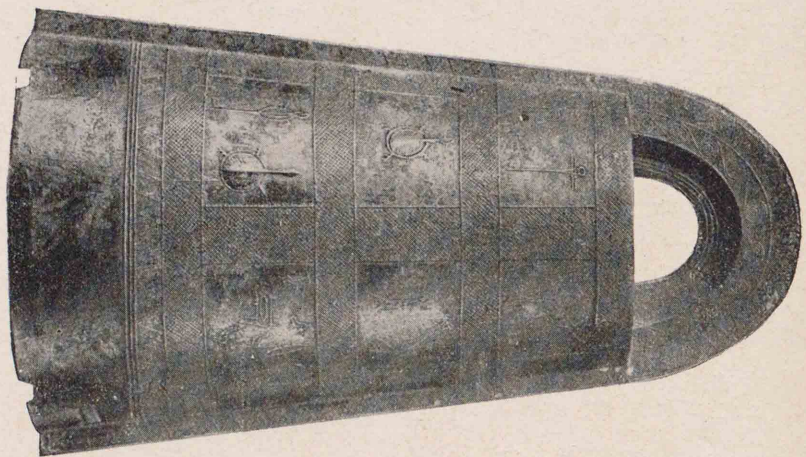
藝術としては、我が國諸地方に發見せられ、先史時代の遺物といはれる石器・土器の文様、青銅器具に於ける畫圖などに若干の藝術的黎明が

文學藝術

神明山古墳
京都府竹野郡竹野神社の傍にある。この圖は前方後圓墳の後圓部でその壯大さが窺はれる。



鏡 銅



劍 銅

銅鐸 この銅鐸は讃岐出土と傳へられる。今は東京帝室博物館に出陳せられてゐる。文様をもつ銅鐸として有名なもので、両面に古代人の生活に關する興味ある圖がある。

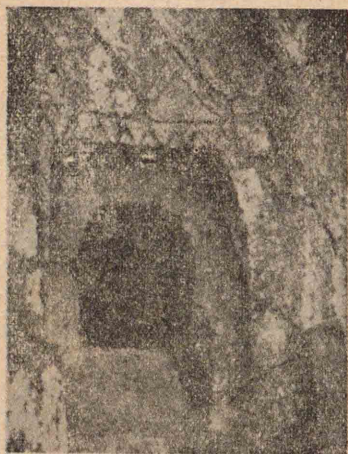
右の上段には、蜘蛛と螳螂、中段には鶴のごとき鳥が、魚類か何かを啣へてゐる様、下段は野猪らしき大きな獸類とそれを取りまく小獸（恐らく犬）とこれに矢を放たんとする人、左には上段に蜻蛉、中段には大きな龜、下段は右に龜左にはそれに類する兩棲動物があらはされてゐる。

銅鏡 この鏡は大和國北葛城郡河合村大字佐味田の發掘品で、我が上古時代の鏡作部の作になつたものである。鏡の背に放射狀に四個の家屋を主とした文様を描いてゐる。支那鏡の文様から脱化して我が上古の各種の家をあらはした點が興味深い。下部の屋根ばかりの如き家は、長い棟の兩端に千木があり柱は見えず屋根のみが四方に傾斜を持つて葺き下してあつて建築家の所謂、天地根元宮造と同型式である。その左方の家は切妻の屋根で、二階建のやうに見えるが、向つて左の妻の方に梯子が架けてある所を見ると出雲大社と同様な妻入の床の高い建物であらう。上部の家もやはり妻入の高い家で、床にかけられた梯子には手摺がついてゐる。

大村古墳
入口
熊本縣球磨郡大村にある。人吉驛のすぐ近くの山腹に見える横穴群の一。入口外壁に浮彫式に彫刻し、人の形などを表はし、文様も簡古である。

認められるが、古代氏族制度の興隆につれ、特色ある發展がなされた。氏族制度の社會にては神祇の崇敬の篤いために神殿の建築様式はよく保たれた。今日、伊勢神宮・出雲大社等に、太古の崇高無比な様式をよく窺ひまつることができる。墳墓の築造も原始的なものから、轉じて氏族制度の發達によつて、圓墳・方墳・前方後圓墳などの宏大なものが營まれ、副葬品には鏡・劔・刀・珠玉の類の優れたものがあり、今日も古墳の壁面に、人の形・四足獸船など刻せるものを見、外周には武装せる男子・馬・鳥等の埴輪の類、時には石製品の立てられたのを窺ひ得るものがある。

工藝の技術には氏族制度の社會で



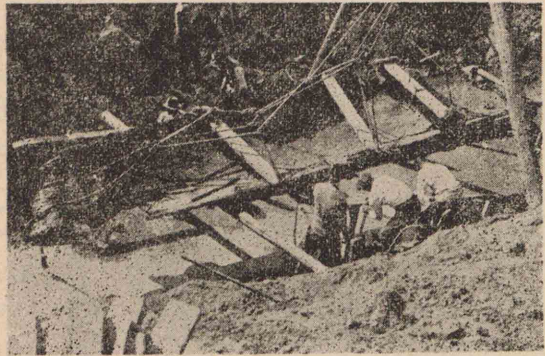
③ 經濟生活

は鏡作氏の鏡の製作、玉作氏の諸種の珠玉の製造等が發達した。經濟生活の形態にあつては、狩獵・魚撈イサカもあつたが、農耕が早くから開け、瑞穂の國の名の示すごとく最も一般的であつた。天照大神は保食神ウケモノノカミとともに生民衣食の上に御心を注がせ給ひ、稻を水田に、粟・稗・麥・豆を陸田に植ゑしめられたと傳へられ、神武天皇崇神天皇・垂仁天皇は勸農に心を用ひ給ひ、國民衣食の道が豊かとなつた。かゝるうちにも古代の氏族制度では經濟生活の上にも、共同的精神が強く、相依り相扶けて衣食住等の諸般の生活が營まれた。而してそこに國民道德が濃かに保たれてゐた。かくて同族等が相集り、またその住んでゐる地域を基として、氏神を中心にして鞏固な團結をなしてゐる村落が諸地方に存在してゐた。

國民道德との關係

第三章 大陸文物の輸入とその成果

④ 古代の船を發掘するところ
太古の淀河を航した船が、今の大阪市中からよく發掘せられる。
大阪市鷺州第二小學校の敷地で發掘せられた古代船は楠の一木を以て作られた全長四十一尺に及ぶ單材式列舟で、圖は昭和十年四月發掘當時の様である。



● 國民精神と大陸文物の輸入 我が國は東海の中に國を建て、國民には協同・和親の精神強くあつたが、しかも太古からその性情は、孤立・封鎖的ではなく、明朗・進取の氣象が勝れてゐた。従つて外國との交通もはやく開け、その交通には船舶が用ひられ、船は浮寶ウキタカラとさへいはれ、海を渡つて大陸に交通する者も少なからず、他國の文物に對しても、偏狹・排他な態度に出でず、よくこれを移入・包容し、その長を採つて醇化・發展せしめ、我が國文化の斷えざる進展をなさしめた。

すでに朝鮮半島との交通は太古にひらけ、神功皇后が、三韓の地

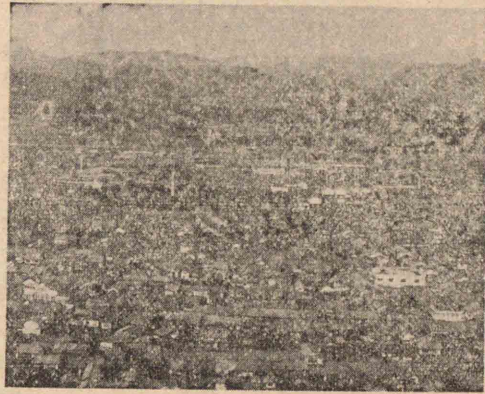
歸化人と産業

綾部の町

京都府の綾部の町は、古代に、綾織に巧みな部民が居住した所から、その地名が起つたものである。今もこの地方一帯は養蠶が盛んで製絲の工場などがある。

大陸の技術の採用

を經營し給うた後は、朝貢・歸化によつて彼の地の文物が輸入せられ、我が國文化の急速な發展を促した。即ち應神天皇の御代には秦の始皇帝の後といふ弓月君が百濟から百二十七縣の民を率ゐ



て來り、また漢人、阿知使主は十七縣の民を伴つて歸化し、一は秦氏といひ、一は倭漢直と稱し、その部民諸所に蕃衍し、養蠶機械の術をひろめた。應神天皇はまた使を南方支那に遣はし、縫女・織工を召させ給ひ、百濟の錦織もまた來つて、それら

の技術は大に進み、樓閣・船舶の建造にもまた大陸の風を入れた。而してこれら歸化の民はやがて我が國民生活に順應し、傳來の諸技術は、また國民生活にとり入れられ、國力の増大・國勢の伸張となつた。

それゆゑ、仁徳天皇の御代から雄略天皇の御時に亘つては、内治並びに國外への發展共に大いに振興し、國庫も充實し、履中天皇の御代には從來の齋藏の外に内藏を設けられたが、さらに雄略天皇の御時には、また大藏が建てられた。

精神的方面

儒教の傳來

儒學・佛教の傳來と其の影響

大陸の諸技術の傳來とともに、精神的方面に著しい影響を見せたのは、一に漢字・儒教の傳來、二に佛教の傳來がある。

應神天皇の御代に百濟から阿直岐・王仁が來朝し、皇子菟道稚郎子はこれらを師とせられ、繼體天皇の御代には五經の博士が百濟から貢進せられた。その後になつて醫學・曆學・天文・地理の學問が移入せられた。漢字の傳來とその學習は、記録の法がこれによつて備り、文化の進歩と普及とを促がし、すでに履中天皇の御代には諸地方に國史を置いて言事を記せしめられたことがある。文物

佛敎の傳來

大麥廣隆寺彌勒像

京都太秦の廣隆寺は聖德太子の御發願によるもので、秦の川勝が太子御尊信の佛像を請ひ奉り建立した。この像は同寺安置のもので、飛鳥時代の様式を持つてゐる。



の移入とともに早くこれを用ひ、國民生活の發展に資することが行はれてゐたのである。佛敎はまた繼體天皇の御代に司馬達等が歸化し、私に佛像を祀

つたことがあつたが、欽明天皇の十三年に百濟から金銅釋迦佛像及び經論を獻じ、表を上つて、この敎は諸法の中最も勝れ、無量の福德果報を生ずることを説いた。蘇我氏は佛法を敬信し、物部中臣二氏はこれに反對したが、佛敎は漸次世に弘まり、我が國の信仰思想をたすけるところが多く、また國民生活の裡に醇化せられる道を辿つた。

佛敎はもと支那に於て發達した敎であり、支那古代からの道德

外來の學問及宗



法隆寺壁畫

欽明天皇三十三年 百濟 聖明王十三年 支那 梁元帝承聖元年 西曆五百五十二年 羅馬帝國のベリサリヌス地方の頃

大和法隆寺の金堂の内側、合はせて十二面の壁にはそれ／＼佛菩薩等が畫かれてある。そのうち西の大壁には西方彌陀の淨土の圖がある。この畫はそこに畫かれてある彌陀三尊のうち、左脇侍の觀世音菩薩の立像の上部である。微妙の相好には、印度アジャンター壁畫等の人物に見るところに似たものがあつて、印度・西域地方の影響が十分に窺はれるものである。

⑩ 教の本質と國風文化

【註】 佛陀、Buddha.
法相、一切諸法の體相。
正覺、正しき法を覺して解脱を得ること。
有情、衆生の意。
梵語 satva の譯語。

を體系づけ孔子によつて唱へられ、個人にあつては身を修め、家を齊へ、これをおしひろめては、國を治め、天下を平かにするの道を説き、仁を以て一貫する思想である。これが我が國に入るや、我が國古來の道德を根據づけ、忠孝・人倫の道をいよく明らかにした。

佛教は佛陀の教説であつて、佛陀とは一切の法相を知見し、正覺シヤウガクを成じ、また一切の有情ウジヤウをして惡業を離れしめる大聖者といふ意である。これは印度の釋迦牟尼シヤカムニによつて説かれ、人類をして轉迷開悟せしめんがために、その弟子等によつて弘められ、遂には印度から南方の諸地方にもひろまり、北方では中央亞細亞にも入り、東漸して支那朝鮮を経て我が國にも傳つたのである。

我が國に傳はつた佛教は、その早い時代から、解脱ゲツダクの道を行ひながら、特に主親シユシンの恩を深く思ひ、衆人のために、慈悲・仁愛の徳を修めることにとめたので、佛教も儒教もともに國民精神の培養と

聖徳太子の御改草

憲法十七條

岩崎日本書紀、推古天皇紀中の十七條憲法の部で鈔寫年代は平安時代初期に屬し我が國古寫本のうち十七條憲法に關しては最も古いものである、今東京の東洋文庫に所藏せられてゐる。

太子の御理想

その發展に資することが多かつた。
●推古時代 聖徳太子は推古天皇の皇太子に立ち給ひ、政を攝し給ふこと三十年の久しきに及び、その間政治の上には、冠位を制定し曆法を施行し、憲法十七條を定め、國史を撰修せしめて朝廷並びに諸氏族の記録を整へさせられ、外交にあつては隋に使を遣はし交通を開き、學生・學問僧を遣はし彼の地の文物の攝取につとめられ、しかも自主的外交をもつて彼の國に臨まれた。宗教信仰の上にては神祇を禮すべきことを百寮に示され、また佛法を篤く信ぜられた。憲法十七條のうちには、天皇の詔は必

憲法十七條一曰以和爲貴無作爲宗人皆
有愛少遊者是以或不順君父私違于
國運然上和下睦諸於論事則事理自通
備之則四至之歡歸萬國之極宗何世何人
非貴是法入鮮九惡能教使之其不漸三
齊何以直枉三日承誥必謹君則天之臣
則比之天覆地戴四時順行百氣得通地
欲廣天則致壞可是以君言誥承上下行
靡故承誥必慎不謹自貶四日羣卿百寮以
禮爲本其治民之本安在乎礼上不礼而下
非齊下無礼以必有罪是以章臣有禮位次
不礼百姓有礼國教自治五日絶惡棄欲明
辯訟訟其百姓之訟一曰千罰一曰萬尔兒手
罪或國治訟者深利者常見明聽使有
財之訟如石投水之者之許似水投石是以
貧民則不知所由民道久於焉爾六曰懲

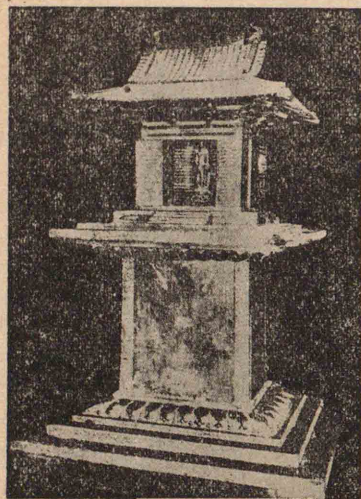
玉璽厨子

現今法隆寺の金堂にあるが、もとは橋寺にあり推古天皇の御厨子であつたといはれてゐる。今も多少残つてゐるが、初め、その外側面の金銅の透金物の下に玉蟲の羽を伏せてあつたからその名が起つた。高さ七尺四寸餘、檜材で造られ、表面は黒漆塗、上に朱・綠・黃の色を以て密陀繪が畫かれてあり内部には、金銅押出千佛像が張られてゐる。

ず謹んで承くべきこと、和の貴ぶべきこと、三寶を敬ふべきことなどを説き諭された。

教學・藝術もこの時代に太子の御奨励により發達し、難波の四天王寺、大和の法隆寺、その他の大寺が太子の御發願によつて創立せられ、高麗の僧慧慈は佛學に達し、博士覺智は儒學に精通し、その他高麗僧曇徴は佛・儒の二學を兼ね、紙・墨・彩色の法を傳へ、百濟僧觀勒は曆本・天文・地理書を貢しこれを教へた。太子は内外の典籍を博く覽られ、親ら經文を講じ給ひ、法華經・維摩經・勝鬘經の註疏をも作られた。美術・工藝は佛教の興隆とともに榮え、建築・彫刻・繪畫・漆工・刺繡が著しく進歩した。

法隆寺の伽藍に見る建築様式、そ



憲法十七條 推古天皇二十二年 文德天皇四年 西曆六百四十四年 聖德太子建立の寺、つ建寺ロウ

茶毘 天壽國曼

聖徳太子の薨去の後、太子の妃橘姫女が太子追慕のために、二帳の繡帳を作り、天壽國の有様をあらはされた。二帳各一丈六尺あつたが、現存するものは、縦三尺横二尺餘の一部分のみである。この種のもので、我が國最古のものである。



の金堂内に安置せられてある金銅釋迦如來像、金銅藥師如來像の手法はこの時代を代表し、また玉蟲厨子に描かれた密陀繪、また金具、玉蟲の羽を用ひた裝飾法は驚嘆に値するところであり、中宮寺所藏の天壽國曼茶羅は色絲の刺繡にて淨土のさまを描き、その華麗崇高はこの時代の敬虔な信仰をよく表はしてゐる。

かくて推古時代は我が國古來の傳統を失ふことなく大陸文化の攝取を大に行ひ、太子の御示しになつた國家の興隆、政治社會の革新の御理想はやがて大化改新へと道を進めたのである。

藥師三尊像 釋迦三尊像

法隆寺金堂内には藥師三尊像と釋迦三尊像とが安置せられてある。そのうち藥

六尺あつたが、
 現存するもの
 は、堅三尺横二
 尺餘の一部分の
 みである。
 この種のもの
 としては我國最古
 のものである。

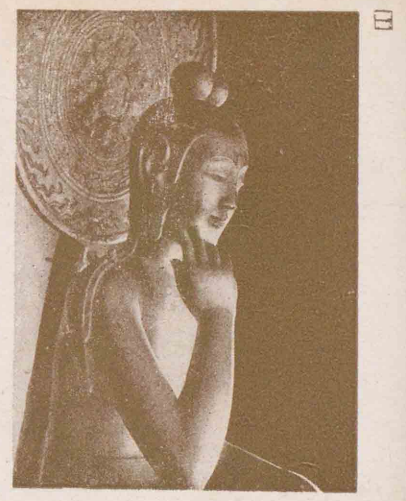
藥師三尊像
 釋迦三尊像

古代藝術の精粹



かくて推古時代は我が國古來の傳統を
 失ふことなく大陸文化の攝取を大に行
 ひ、太子の御示しになつた國家の興隆、政治
 社會の革新の御理想はやがて大化改新へ
 と道を進めたのである。

法隆寺金堂内には藥師三尊像と釋迦三尊像とが安置せられてある。そのうち藥



日中宮寺彌勒菩薩 木彫にして思惟の相を示し、飛鳥時代の様式を持つが、すでに圓熟し、大いに日本化が見られる女性的な優しさを持つ傑作である。

日橋夫人念持佛彌陀三尊 光明皇后の御母橋三千代夫人の念持佛で、厨子に納められ、法隆寺金堂に安置せられてゐる。小像ながら光背と共に精巧なる製作で白鳳期から奈良時代初期への過渡的の様式が著しく窺はれる。

日藥師寺金堂藥師三尊佛 本尊は丈六の金銅坐像にて白大理石の須彌壇の上に安置せられ、圓滿雄偉の相好は白鳳期の最も偉大なる作品として知られてゐる。

日東大寺法華堂不空羅觀世音菩薩 法華堂（三月堂）の本尊にして三・六米の大作出で、珠玉を鑲めた寶冠をいたゞき、背には透彫の放射光の光背を負ふ。左右には日光・月光二菩薩がある。

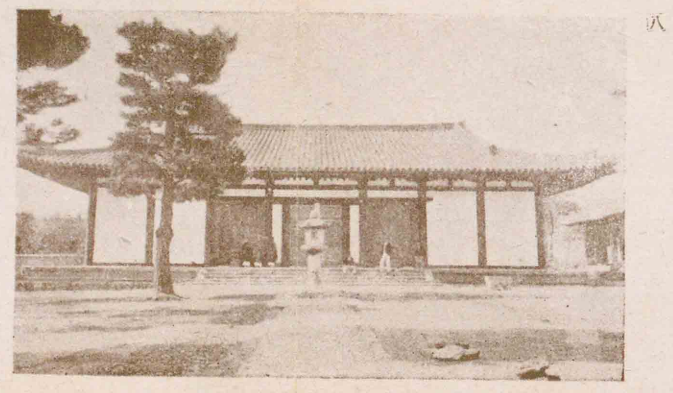
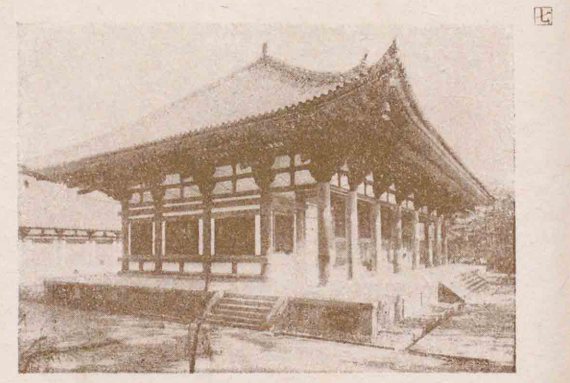
日聖林寺十一面觀世音菩薩 乾漆像で天平時代盛時の傑作といはれ雄渾にして威嚴を持つ。

日藥師寺東塔 藥師寺は天武天皇の御草創で、今この塔のみが残つてゐる。總高約三三米三重の塔であるが各層に裳層があるから一見六層かと思へる。水烟は美ばしくして、高く、軒に入があつて輕快で安定の感がある。

日唐招提寺金堂 唐僧鑑眞の創建にかゝるもの、堂の正面一間通りを吹き放しにして、柱ばかりを列べてあり、やゝそりのある屋根は石壇と對して力強い美しさが見られる。

日新藥師寺本堂 新藥師寺は光明皇后が天平十九年に建立せられた。この本堂は低い石壇の上に立ち、入母屋造りで輕快な美しさがある。

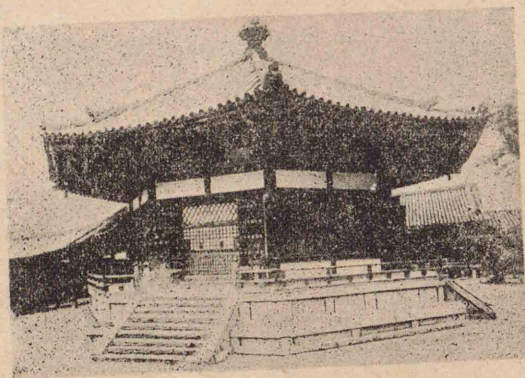
日東大寺法華堂 良辨の建立する所、向つて右部の禮堂は鎌倉時代の附加で左の部分が天平の建築である。本尊は西の不空羅索像である。



夢殿

聖德太子斑鳩宮の舊址の荒廢を嘆じて僧行信が此の地に天平時代創立した上宮王院が今日の夢殿を中心とする法隆寺東院である。夢殿は八角形の石造二重基壇の上に立つ八角圓堂で、八角堂としては最も古く、また天平建築として優秀なるものである。

師如來の光背には銘文があつて、用明天皇が御疾の御平癒のため藥師如來像の造立を發願あらせられたことと、その御志をつがれて、推古天皇と、用明天皇の皇子聖德太子とがこの像を造立せられたことが記るされまた釋迦三尊の光背にも銘文が刻せられて、この像が聖德太子の御爲に王妃王子が發願せられ、その後造立が遂げられたことが明記せられてある。我が國の最古の銘記をもつ造像に父皇、父聖王の恩を深く思召されし御事をも窺ひまつるのである。法隆寺の東院に夢殿があつて世に名高い。聖德太子が多事の國政を攝し給ふの間にこの夢殿に入り給ひ、冥想して靈感に觸れ給うたと傳へられてゐる。夢殿の本尊は如意輪觀音であつて、太子御等身の御像と稱し奉り、古來嚴重の祕佛として數多の星霜を経たが明治十七年初めて開扉せられその崇高端麗の尊容が世を驚かし、我が國藝術の精妙を讚嘆せしめた。像は頂上に寶冠を戴せ、兩臂を胸前に屈して揚げ、天衣を兩肩より垂れてゐる。衣文の流麗は飛鳥時代の特殊な手法を示してゐる。



第四章 政治改新の精神と統一政治

政治改新の本質

●大化新政の由來 太古このかた天皇が御代をしろしめし給ふ尊い國家の政治は外國文物の輸入により却つてその輝きを増し、文物の醇化が進むにより國民の我が國家形體への自覺が高まつて來た。しかるに氏族制度は太古からつゞいた勝れた組織であつたが、一面には時代のうつるうちに人口も増加し、そのために氏族の間には分裂を生じ、對抗の形勢さへ見られるものがあつた。これは政治の上には權勢ある豪族の跋扈となり、社會の上には強大な氏族が山川林野を占めて己が財とし、他の氏族を壓迫し土地を兼併し、その間に争奪が止まぬ情勢を惹き起した。しかもこの時、支那大陸には隋興り、ついで唐の時代となり、強大な統一國家が成立し、文物典章燦然として輝いた。かゝる内外の情勢にあつ

隋高祖元徳元年我推古天皇三十三年西曆六百五十年
 唐高祖元徳元年我推古天皇三十二年西曆六百四十八年

革新の端緒

て、我が國はこゝに時代の弊風を一新し、強固にして統一ある國家組織の確立が考へられねばならなかつた。しかもその國家組織は太古から堅い傳統をもつ尊嚴なる國家形體に基を置き、國民上下が和合する古來の國體に依るものでなければならぬ。

聖徳太子攝政の御時、すでにこの御理想を十七條憲法のうちにも示し給ひ、天皇を尊崇し奉り、上下は和睦し、群卿百寮はその職掌に務め、百姓を誅斂すべからざること等すでに教へ諭されたところであつたが、太子ははやく薨じ給うた。その後蘇我蝦夷、入鹿父子權を擅にしたので、舒明天皇の皇子中大兄皇子は中臣鎌足と謀り、蘇我氏を滅し給ひ、こゝに革新實現の途はひろく開かれたのである。

●大化新政の精神

孝徳天皇即位せられるや、中大兄皇子皇太子に立たせ給ひ、中臣鎌足を内臣とし、さきに唐に留學し、歸り來たつ

大化二年は唐太宗貞觀十二年西曆六百四十二年
 西曆六百四十六年西曆六百四十八年
 西曆六百五十年西曆六百五十二年
 西曆六百五十四年西曆六百五十六年
 西曆六百五十八年西曆六百六十年
 西曆六百六十二年西曆六百六十四年
 西曆六百六十六年西曆六百六十八年
 西曆六百七十年西曆六百七十二年
 西曆六百七十四年西曆六百七十六年
 西曆六百七十八年西曆六百八十年
 西曆六百八十二年西曆六百八十四年
 西曆六百八十六年西曆六百八十八年
 西曆六百九十年西曆六百九十二年
 西曆六百九十四年西曆六百九十六年
 西曆六百九十八年西曆七百

た高向玄理僧旻を國博士とし朝政に參畫せしめ、はじめ年號を立てて大化とし、都を難波の長柄豐崎宮に遷し、翌二年正月を以て改新の詔を宣し給うた。

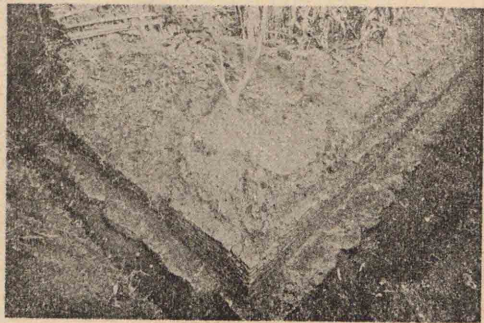
天皇即位の時、天皇皇太子は群臣を召し集め、天神地祇に告げ、「天覆ひ地載せ帝道は唯一なり、自今以後君に二政なく、臣に貳朝なし」との新政の精神を宣ひ、これに遵ふべきことを誓はしめ給うた。

かくて新政は、その大綱として、一には皇室の御料の民をはじめ臣連以下の私民を廢し、二には京都を修め、畿内諸國の國司郡司を置き、三には班田收授の法を行ひ、戸籍を造り、四には田租を定め、調庸の制を立てられ、これを行はしめられた。こゝに於て從來の豪族擅權、地方的分權の政治と、私民私地の社會組織とは一新せられ、天皇の御下に國民みなひとしく公民として仕へまつる統一國家の體容儼然として立ち、中央集權の制度またこゝに實現せられた。

新政の概要

大津京遺跡地

圖は近年發掘せられた基壇の一部で、大津市外の南滋賀にある。京址の上に建てられた梵釋寺の遺跡かも知れないが、この發掘によつて、大津京址の研究が進みつつある。



のである。

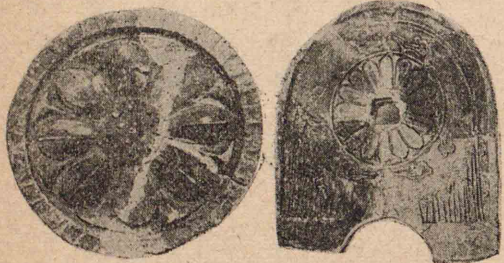
この時に當つて皇太子は率先して、「天に雙日無く、國に二王無し、是故に天下を兼ね併せて萬民を使ひ給ふべきはただ天皇のみ」と奏し給ひ、領し給ひし五百二十四人の部曲の民並びに百八十一箇所の屯倉を天皇に奉還し、以て範を民に垂れ給うた。それゆゑ中央政府にては、大臣大連は止められ、内臣、左右大臣を置かれ、地方では國造、縣主等は廢せられて國司郡司が任ぜられ、職業の世襲の原則は止み、人材登用の途が開かれた。こゝに於て

南滋賀發掘の古瓦二種

向つて右は
一尺四寸
向つて左は
直徑八寸

律令撰定の經過

孝徳天皇の次には齊明天皇即位し給ひ、中大兄皇子はなほ皇太子としてあらせられ、天皇をたすけ給ひ、天皇が筑紫の朝倉宮に



崩じ給うた後、位に即き給うた。これを天智天皇と申す。天皇は大化改新の精神をうけつぎ給ひ、内は都を交通の便多き近江の大津に營まれ、外は唐との國交を修められて、改新の政治をさらに進めてその實現に力められた。かくて天皇は法制の完備によつて統一政治の徹底を期せられ、中臣鎌足に命じて他の學者と共に令二十二卷を定めしめられたが、天皇の御代のうちには完成するに至らなかつた。後に、天武天皇はこの近江令に修正を加へられ、次の持統天皇の御代となつて世に頒布せられるに至つた。その後、文武天皇は忍壁親王藤原不比等をして更に修正せしめられて、大寶元年に律六卷令十一卷を撰定せしめられた。これを大寶律令といふ。まさに大化改新から五十六年を経てゐる。

大寶律令はさらに元正天皇の御代に補修せられて律令各十卷として養老年間に完成したので、これを養老律令といふ。

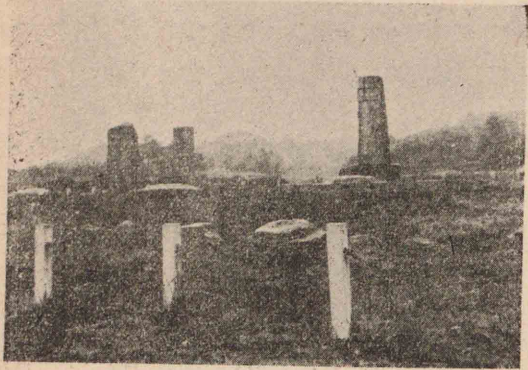
④ 近江令

⑤ 大寶律令

⑥ 養老律令

二官八省

⑦ 太宰府址
太宰府は、わが西邊の都督府で、支那・朝鮮からの使臣を都府樓で接待した。圖はその址で礎石の配置や出土の瓦等によつて規模の大なることを窺ふことが出来る。高岡縣筑紫郡水城村にある。



第四章 政治改新の精神と統一政治

⑧ 律令と大陸制度
養老の律令は大寶のものを修正したこと僅かであつたので、世にはこれをも大寶律令と稱してゐる。令とは制度に關する法令で、大寶令は十卷三十編、官位・職員・神祇・僧尼・賦役・學校・軍防等に關する令がある。官制には中央に神祇・太政の二官があり、神祇官では祭祀を掌り並に諸國の神社を總管し、太政官は中務・式部・治部・民部・兵部・刑部・大藏・宮内の八省を總べた。地方行政は全國を畿内・七道に分ち、更にこれを國・郡に分ち、國司・郡司を任じ、別に京都には左京職・右京職、攝津には攝津職、九州には太宰府を置いてその地の管理に任じた。田制・税制は概ね大化改新の班田收授に準ずるもので、六年毎に戸籍を改め調べ、六歳以上の男子には二段、女

とから来るものであつて、唐制には無いところである。また我が國の地方官制にあつても國司・太宰府・攝津職がその地方の神社を管し、これを祀ることを規定せるも、亦この國風に依るものに外ならぬ。

唐の制度は中央には尙書省・門下省・中書省の三省があり、尙書省は衆政を統理し、門下省は詔勅の覆奏を、中書省は王命の宣奉を掌つた。尙書省の下に吏部・戸部・禮部・兵部・刑部・工部の六部が屬したが、我が國の八省はこれと相對應するものではない。我が國情によつて形式の整備よりは實際的な政治の運用をはかつたものである。

また我が國の班田收授法は、支那に於て北魏以來行はれてゐた均田の法に據つたところがあるが、均田法には老病者に給するの田は、壯年の者に給する田の半分以上にあり、女子も亦男子に比して、班給の率が甚だ少ないのに對して、我が國では老疾もひとしく田を班ち給せられ、女子も男子の三分の二を給せられる規定をも

〔註〕
均田法では篤疾者は丁男の半分を給せられ、女子は男子の三分の一若くは二分の一を給せらる。

つごときも、よく我が國俗の醇美を想ふことができる。

律も亦支那のそれに則つたが、これも我が國情と國民生活とを參酌したものが多く、唐の律に比ぶれば刑罰は我が國のものは軽くして、寛大となつてゐる。犯罪のうちにあつて、神祇を瀆し、山陵を侵すもの、或は父母・主人等に對する道をあやまつた者の罪を重くしたのは我が國情に依るところが多いのである。

唐には十惡として、謀反・謀大逆・謀叛・惡逆・不道・大不敬・不孝・不睦・不義・内亂があつたが、我が國では八等として、不睦を不道のうちに含め、内亂を不孝のうちに入れた。

第五章 國風文化の發展 (其二)

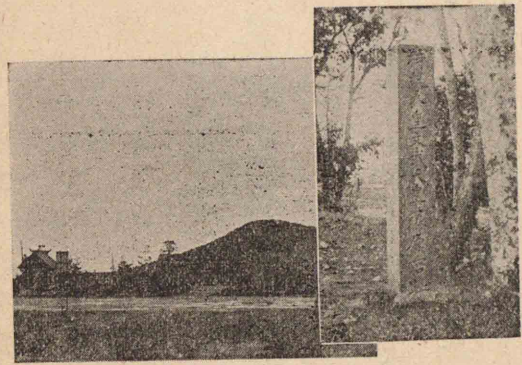
●外來文物と國風文化 我が國は太古から特有の文化があり、國家觀念・國民の信仰・道德・藝術にも特色があり、また絶えず發展して來たが、その上に外來の文物を輸入し、同化し、以て日本特有の文化

を培養した。かくて飛鳥時代や大化改新から律令制定の時代も、外來の文物を醇化し國風の文化を進展させた一の段階と觀られるが、奈良時代から平安時代に入つてはこの勢がすゝみ、外來文物の醇化は著しくなつたのみならず、我が國の文化についての自覺

が高まり、國風文化の發展はさらにその段階を進めて行つたのである。

●奈良平安時代の文化と國家觀念 大化新

政以來諸制度の完備するにつれて、我が國は天皇の治しめす國家としての統一的國家の形體を整へ來り、その光輝をいよゝ増した。帝都もなほはじめには飛鳥難波・大津・藤原などに營まれて、一所にながく定まることになかつた。しかるに元明天皇



藤原京址 奈良縣高市郡鴨公村にあり、耳成山の南に當る。西に畝傍山東に香具山を望み、舊くは近く東に埴安池に臨み、更に風光佳麗なるものがあつたと想はれる。近ごろ發掘を行ひその規模の大なることが明らかにせられた。圖は遺跡を隔て、耳成山を望む所。

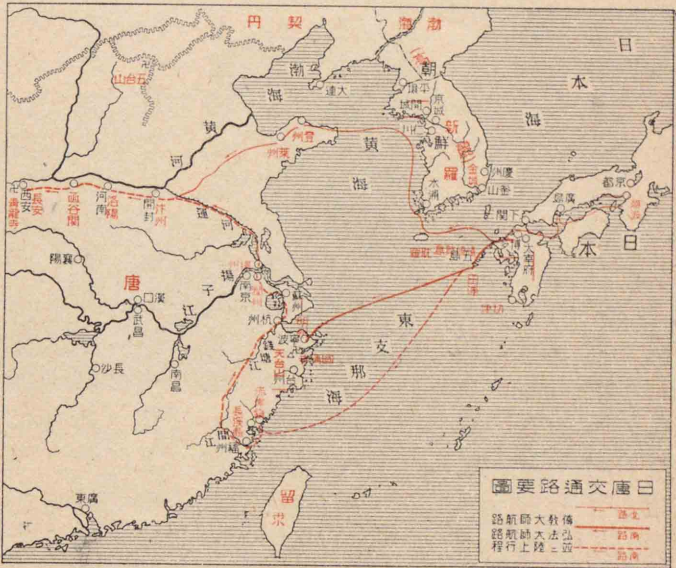
天平時代

大陸交通と國家自覺

の御代に及んで平城京の造營があつて、こゝに七代帝都の基が固められたとともにその威容も加へ、國家の統一的な形體の整ふ上に大いなる發展を見るに至つた。當時支那は盛唐の時代にして、その文化は隆盛の極にあり、日唐の交通もこの頃より最も頻繁に行はれてこゝに大陸文化との接觸もいよいよ熾んとなつた。而して特に天平の時代といはれる時期に於ては内には帝都の繁榮が見られ、佛寺堂塔が平城京を中心として建てられ、外には異なる文化を觀て、反つて自らを省み、國家意識の興隆、政治の振興が強く促されるに至つた。

平安時代に入るに及んでも、その初期凡そ百年は、一般にこの大勢がつゞいてをり政治宗教教育對外關係蝦夷の順撫等いづれの方面も奈良時代の後を承けての發展であつて、文化の絢爛なものがあるうちにも、國家的な意識は高まり來りつゝあつたのである。

西曆七百九十四年・後六年カロカ
大聖神帝マ
唐德宗元十年
武天皇平安
都延曆三十一年
天武天皇
桓天皇平安
安都延曆三十一年
延曆三十一年
唐德宗元十年
宗元十年
貞元十年



運となつたので宇多天皇の御代には菅原道眞の奏上によつて遣唐使は廢止せられるに至つた。

そのうちにも大陸との交通は奈良時代からつゞいて平安時代の初期も遣唐使が度々派遣せられ、これらの遣唐使とともに留學生、留學僧が彼の地に渡るもの少くなかつた。これらの中には、彼の地にあつて名をなすものがあり、また文物を我が國に移し入れ、宗教學問、文學藝術に新氣運を興したものがあつた。しかるに唐も漸く末

遣唐使廢止は平寛六年唐昭宗乾寧元年・後三十年唐亡び太祖立つ
西曆八百九十四年・マジャル人バルカヤチ山脈を越ゆ

佛教の興隆

このことはまた日本の自覺が進むこととなり、我が國風の文化は以後大きな進みを見せ、平安時代のうちにあつても藤原時代と稱せられる時期になつては文化の各方面に、日本的な特徴が顯著となり、日本的な趣味がよく見られるやうになつた。

●佛 教 佛教は前時代からの隆盛の勢を承けて發展し、且つ國家生活と強く結びついて來た點に於て日本的な特徴を現はしたのである。聖武天皇は光明皇后と共に深く佛教に歸依し給ひ自ら三寶の奴と稱せられたが、しかもそれには日本の國家について深く惟みられたことが拜せられるのである。即ち帝都の地なる大和に東大寺を建て、毘盧遮那佛の大像を安置し給ひ、これを中心として諸國には、國毎に國分寺、國分尼寺を建てしめ給うて一を金光明四天王護國寺、他を法華滅罪寺と稱せられたのは、この當時の我が國家の統治の形體を思し寄せられたのであり、金光明經、法

華經を諸國に頒たしめられたのも同じくこれらの教法によつて日本の國土を安穩にし、萬民の福祉を増進せんことを願ひ給うたにあるを窺ひまつる。かくて佛法興隆すれば國家亦興隆し、佛法衰弊すれば國家亦衰弊すとの信念は、この時代になつては、世に洽くも知られるやうになつてきた。かくして東大寺を初めとして、興福寺・元興寺・大安寺・藥師寺・西大寺等の諸大寺が都の内外に薈を並べ、宗派には三論・成實・法相・俱舍・華嚴・律の六宗が並び行はれ、教學の中心となつた。これに伴つて僧侶にも學識あるもの、徳の高いものが多く出て世を教化し、外國から來朝した名僧も少くなかつた。そのうちにも藥師寺の僧行基のごとき、都鄙を周遊して教を説くや、道俗の教化を慕ひ追隨するもの千を以て數へ、時人これを菩薩と稱した。又唐の僧鑑眞の如きは風波を凌いで來朝し、勅命によつて多くの人人に戒を授け、また唐招提寺を創め、わが教界に

南都六宗

行基

鑑眞

唐招提寺

國風 鑑眞像
鑑眞像は今、奈良縣の唐招提寺開山堂に安置してあるものにして、天平時代の彫刻の寫實的な方面をよくあらはしてをる。

光明皇后
悲田院
施藥院
法均尼

佛教醇化の段階

國風に合する佛教

平安時代初期

弘仁時代

天台宗

眞言宗

鎮護國家



貢獻するところ少くなかつた。而してこの時代の佛教はまた他方に幾多の社會事業を起したること、前時代にまさり、光明皇后は悲田院・施藥院を起し、和氣清麻呂の姉法均尼は棄兒を拾つてこれを養育し、僧侶の中には、地方を行脚して寺院を起し、橋をかけ、道路を修し、池を掘り、堤防を築き、舟運の路を開くなど、人民の福祉を進めるものもあつた。かくて國民の生活に佛教は深く入り込むこととなり、國風に合する佛教が流布する傾向が著しくなつて來た。

平安時代に入つては最澄・空海が入唐して、歸朝の後、天台・眞言の二宗を開いて信仰の革新をはかり、清淨の地を選んで精舎を建て、鎮護國家を重んじ、皇家の御安泰を祈禱し奉り、それよりして歴代の天皇の御尊信も深くあり、ひろく國民の信仰にそふやうになつ

本地垂迹説

藤原時代

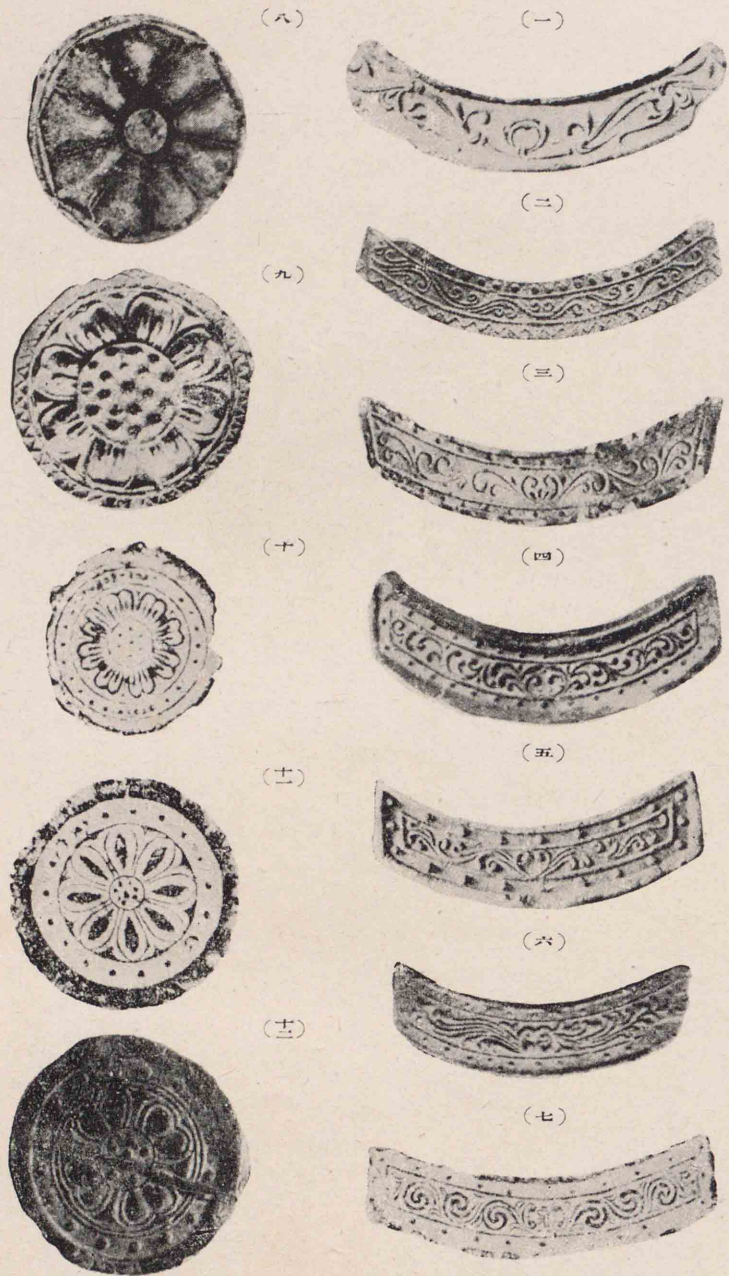
空也上人

京都市六波羅^{（六波羅）}寺に安置、胎内の銘文により鎌倉時代の作であること確かである。口中から六腑の小佛像を出せるのは南無阿彌陀佛の六字の名號を形にあらはすもの。

た。而してこの信仰は時代の進むにつれ、我が國の神は佛の垂迹^{（スサノヲ）}、佛は神の本地^{（ホトケ）}なりとする本地垂迹の説を發展せしめて固有の信仰との調和融合を見るに至つた。



藤原時代になつて藤原道長が榮華を極めるの頃、天台宗に源信^{（慈心）}が出で、往生要集を著はし、淨土思想を説いた。この書は我が國から支那にまで傳へられた。淨土思想は西方彌陀の淨土を欣求^{（ゴツク）}する教であつて、このほか光勝^{（上人）}や、稍後になつて良忍によつても唱へられ、漸次民間に弘められたが、平安時代の末には源空^{（法然）}が淨土宗を開くに及んで一宗を成し、この平易な教説はいよいよひろく國民の間にひろがり、その生活にもよく應ずるに至つた。



古 代 瓦 集

飛鳥時代から藤原時代までの瓦の文様によつて時代の風の異なることをこゝにあらはした。平瓦はまた宇瓦とも唐草瓦ともいはれる。(一)は葱茷より來るものであるが他はみな唐草の文様であつて唐草瓦の名の來るところである。丸瓦はまた鑿瓦または疏瓦ともいはれ、蓮華文様が多い。

- (一) 法隆寺出土平瓦 (飛鳥時代)
- (二) 藤原宮址出土平瓦 (白鳳時代)
- (三) 平城京遺溝出土平瓦 (天平時代)
- (四) 平安京遺址出土平瓦 (平安時代初期)
- (五) 淳和院址出土平瓦 (平安時代初期)
- (六) 法性寺址出土平瓦 (平安時代中期)
- (七) 京都府岩倉村栗野窯址出土平瓦 (藤原時代)
- (八) 飛鳥寺址出土丸瓦 (飛鳥時代)
- (九) 法隆寺出土丸瓦 (白鳳時代)
- (十) 平城京遺溝出土丸瓦 (天平時代)
- (十一) 平安京遺址出土丸瓦 (平安時代初期)
- (十二) 京都府岩倉村栗野窯址出土丸瓦 (藤原時代)

(全部約六分に縮小)

第六章 國風文化の發展 (其二)

大寶令時代
大學
國學

國史
地誌

奈良時代
吉備眞備
阿倍仲麻呂

●學問教育 學校は大寶令では、京師に大學、諸國に國學があり、いづれも官に任用せられる者を養成する所であつた。學科には明經、紀傳、明法、算の四道があつて漢籍によつてこれを教へた。師には博士、助教があり、學生には、大學は五位以上の者の子孫を、國學は郡司の子弟を入學せしめ、十三歳以上十六歳以下の聰明なるものを採つたのである。奈良時代に入つては、文教いよゝ盛んとなり、吉備眞備、阿倍仲麻呂など名聲を異國に謳はるゝものもあつた。かくて奈良時代は文教が進み、外國との學問の接觸も密となり、こゝに自國を反省して我が國家を考ふる意識がいよゝ高まり、古事記、日本書紀、風土記の如き我が國の歴史、地誌が編纂せられて、日本の國體を深く考へるやうになつた。

平安時代

圖 嵯峨天皇宸影

この宸影は、遠くベルリンの國立工藝博物館に收められてゐたのであるが、先年ヒトラー總統が我が天皇陛下に獻上したものである。

令外の官



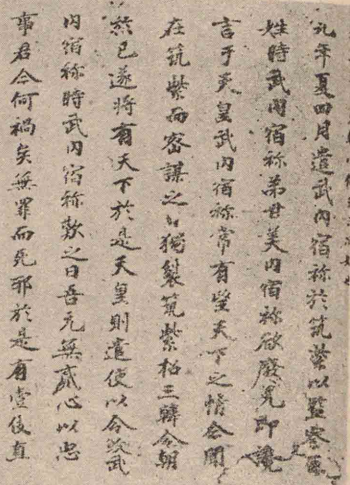
平安時代となつて、政治や制度の學問の上では一方には令義解令集解等が出て大寶令の註釋や研究が進み、國情が考へられるやうになり、また一方には弘仁・貞觀・延喜三代の格式の編纂があつて、政治の實際的運用の道がこゝに攻究せられた。これらのことは、大寶令に定むるところの官制以外の官、所謂令外の官の新設せられたのと共に、令の制度が我が國情に副ふやうになつたのを示してゐる。

學問
私立學校

それゆゑ學制の上にも、從來の大學・國學がある外、藤原氏の勸學院・和氣氏の弘文院・橘氏の學館院などの私學が興り、空海は綜藝種智院を設けて庶民のために儒學・佛學を教へた。學科にも文章・歴史の學問である紀傳道が重んぜられ、經學を講ずる明經道がこれ

圖 日本書紀古寫本

日本書紀の古寫本の中では最も古いもので、奈良時代か平安時代の初めに寫されたものともへられる。田中忠三郎氏所藏(應神天皇紀)



に次ぐやうになり、いづれにもその道の學者が多く出た。歴史の學問が重んぜられることから、歴史の編纂には續日本紀・日本後紀・續日本後紀・文德實錄・三代實錄がつゞいて撰修せられた。これらはさきに撰せられた日本書紀と合せて六國史といふ。その他齋部廣成はその家の古傳によつて古語拾遺を著し、また諸氏の出自系統を記した新撰姓氏錄が編修せられ、菅原道眞は類聚國史を編纂した。いづれにも、日本の國風がそれに表はれてゐた。

奈良時代

天平期

文學

文學は大陸の風が入つてからは、漢文學が我が國古來の和歌と相並んで盛觀を呈し、奈良時代には詩を集めたものに懷風藻があり、和歌には萬葉集がある。懷風藻は詩文集の先驅を

萬葉集古

寫本

紀貫之の筆と傳へられるものにして所謂桂本で、萬葉集の本として最も古いものの一である。あめつちのかみもたすけよくさまくら
たびゆくきみのいへにいたるま
おほぶねのおもいたのみしきみがいなばあれはこひなむたにあふままでに

平安初期

弘仁期

文學

漢文學

五平代辰 大宰少貳石川真人朝臣遠行後于
筑前國蘆城驛家守三首
天地之神也助有草樹竊行氣之至名在也
あめつちのかみもたすけよくさまくら
たびゆくきみのいへにいたるま
おほぶねのおもいたのみしきみがいなばあれはこひなむたにあふままでに

なすもので、天平勝寶三年に編纂せられ、文武天皇の御製の詩等が載せられてある。萬葉集は大伴家持の撰するところといはれ、柿本人麿・山部赤人・山上憶良等をはじめとして、その作者にはあらゆる階級の人々があつて、歌數凡そ四千五百に上つてゐる。文字はみな漢字を用ひ、その音訓などによつて詞をあらはす所謂萬葉假名によつて書かれてゐる。

平安時代になつては、漢文學はなほ隆盛を來たし、嵯峨天皇の御代の前後には、凌雲集・文華秀麗集・經國集等の詩集が世にあらはれた。その後、醍醐天皇の御代の前後も漢詩文の隆盛が見られたが、漸次日本化する風潮が生じた。書道も嵯峨天皇は書を能くし給

假名文學

平安中期

藤原時代への移行

草假名

古今集の古寫本で、紀貫之の筆と傳へらるるもの、世に高野切といはれてゐる。あきのうたあはせしけるときによめるきのよしもち
もみちせぬときはのやまはふくかせのおとにやむきをきゝわたるらん

和歌
散文

あきのうたあはせしけるときによめるきのよしもち
もみちせぬときはのやまはふくかせのおとにやむきをきゝわたるらん

ひ、その頃には、空海・橘逸勢が書道にも勝れ、世に三筆と稱せられた。しかしこれとともに漢字の草體より變じた草假名、漢字の扁旁をとつて作つた片假名が案出せられ、これらを用ひて日本文を書きあらはす方法が發達しつゝあつた。醍醐天皇の御代、紀貫之等が勅を奉じて古今和歌集を撰するときに

にはこの草假名を用ひた。散文もまた竹取物語・土佐日記の如き次の時期藤原時代に榮えた國文學の先驅をなすものが現はれた。それとともに書道も次第に日本的な書風がおこり、やがて藤原時代に見る和様の書體の完成が來るまでになつた。かくて、藤原氏が榮華をきはめた藤原時代となつては、文學は藝

才女輩出
假名日記
假名文學
歴史文學

術とともにまた隆運となり、それらには濃く國風が顯はれてゐた。即ち文學は假名文が行はれてからは思想感情を表はすに、より自由となつて、繊細な日本人の趣味嗜好までがよくあらはされ、宮廷生活からは女流の文學が興つて、才女の輩出を見た。男子の漢文體の日記に對して蜻蛉日記つひろ、更級日記さらぎ等女流の假名文の日記が出て、また小説、隨筆が發達して、宇津保物語、源氏物語、枕草子等の國文學の全盛を見るに至つた。なほ歴史物語には榮華物語えいげ、大鏡おほなかがたが出て、漢文によつて記るされた官撰の史書の編纂が絶えた後をうけて、この時代の歴史を記述したとともに、これにも日本人の生活がよくあらはされてゐた。

かゝる文學の傾向と相並び書道にも一條天皇の御代のころは藤原行成ふじのら、藤原佐理すけのりが出て、流麗豐潤な書風を以て日本的な趣味をよく表現させた。延喜の頃に出た小野道風と合せて、これを三蹟



像 神 剛 金 執

執金剛神像

現今奈良東大寺法華堂（三月堂）の厨子の中に安置せられてゐる。高さ六尺餘、右手に金剛杵を振り上げ、口を開いて叱咤する形相すさまじい。法華堂は東大寺の一院となる以前、もと金鐘寺といひ、金鐘菩薩がこの像を持佛として禮拜してゐたとの傳がある。執金剛神は四天王等とともに佛教の守護神で、天平時代には、かゝる勇猛形が好んで製作せられた。この像のごときもかゝる守護神の持つ忿怒や迫力が寫實的な筋肉や、硬い甲冑等によく示されてゐる。この像にはどこされた諸種の彩色文様も甚だしい剝落がなく當時の華麗を今も窺ふことが出来る。

と稱した。これらの書風は日本獨自な發達をして、和歌を書く上によい調和を見せたのである。

● 藝 術 飛鳥時代から、つゞいて諸種の藝術は進歩したが、大陸から傳來し、またはその影響をうけたものも奈良時代に入つて

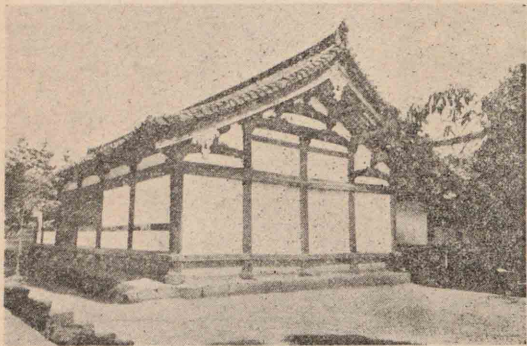
は日本化する風が著しく増した。飛鳥時代の藝術には支那の北魏の影響が多いのに對して、奈良時代の藝術は、盛唐の影響が多いとせられるが、その藝術の雄渾壯麗の精神は我が國風に合するものがあつて、同化せられることも早かつた。

奈良時代の中に於ても、聖武天皇の御治世は藝術の最も絢爛たる時期であつたから、特に天平時代といはれてゐる。建築には現に

法隆寺傳

法堂

法隆寺の東院にある。もとは橋夫人の邸宅であつたのを施したのである。七間四面で本瓦葺、柱や梁には丹を塗り、白き壁との對應もよく、屋根の勾配も美しい。奈良時代の住宅建築の今日遺るものとして尊重すべきものである。

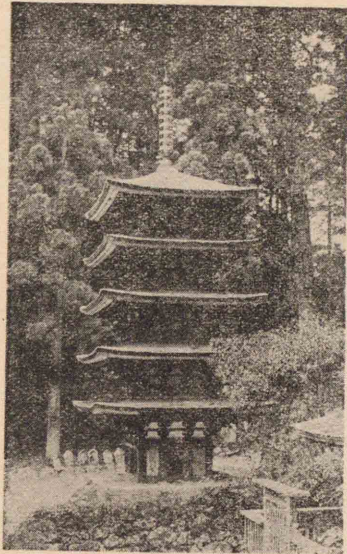


存する大和唐招提寺金堂・東大寺の法華堂(世に三月堂といふ)があり、彫刻にはこれら堂内安置の諸佛像・繪畫には藥師寺の吉祥天などがあり、工藝は奈良正倉院に納められてある御物によつてよく知られてゐる。いづれも時代の藝術の精華を誇るものである。

平安時代になつては、その初期は藝術の上では弘仁期と稱せられ、美術は密教の影響もあつて一様に森嚴幽晦の趣があつた。

圖 室生寺
奈良縣宇陀郡にあり、五重塔の外に、佛像にも此の期の優れたもの存し、山間靜寂の地に弘仁期藝術の精華を味ひ得る。

觀心寺
大阪府南河内郡



建築には室生寺の五重塔が端正な風格を保つてをり、彫刻に觀心寺の如意輪觀音像・神護寺の藥師如來像が代表的なものである。繪畫には高野山明王院の赤不動の森嚴人に迫るものがある。巨勢金岡などの名手の出たのもこのころであつた。

而して中期・末期の藤原時代に美術は淨土思想の影響をうけたものがこの時期の特色として

寺院邸宅の結合
日本趣味

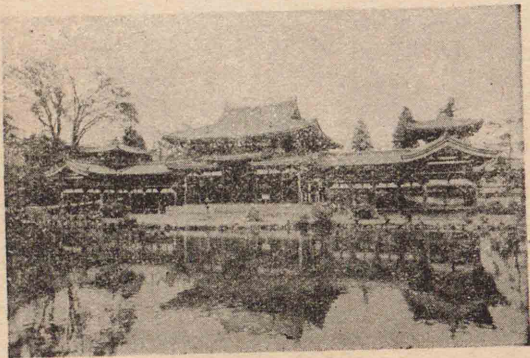
優美婉麗

圖 平等院鳳凰堂
京都市外宇治にあり、その建築の様は當時の貴族趣味をとり入れたものである。

五重塔
天曆五年。
平等院
京都府久世郡宇治町。

あらはれて來た。寺院には法成寺・平等院・法界寺等あつて寺院が邸宅のごとくに用ひられ、從來の寺院の形式に日本的な個人の趣味が採り入れられることともなつた。寢殿造が發達したのもこのころからである。建築・彫刻・繪畫・工藝等すべて優美婉麗の風が生じ、藤原時代の特質をこゝに見ることができさる。

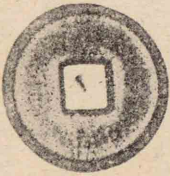
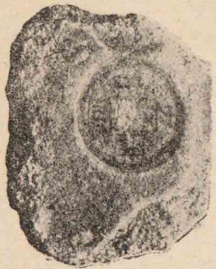
藤原時代の建築の今日遺つてゐるものには京都の醍醐寺五重塔(天曆五年造立)があり、時代稍下つては宇治の平等院鳳凰堂がある。平等院は藤原頼通の別業を後に寺とした(永承七年)もので、その内に建てられた鳳凰堂は、樓閣づくりで宇治川の清流に臨み、貴族第宅の趣味をよくあらはしてゐる。中央に安置せられた本尊丈六の阿彌陀如來坐像は、定朝(サダメノ)の作といはれ、圓滿豐麗の相好を嘆仰することができさる。地方にては平泉(ヒライフネ)



中尊寺
岩手縣西磐井郡
平泉
藤原清衡の建て
るところ。
法界寺
京都市伏見區日
野

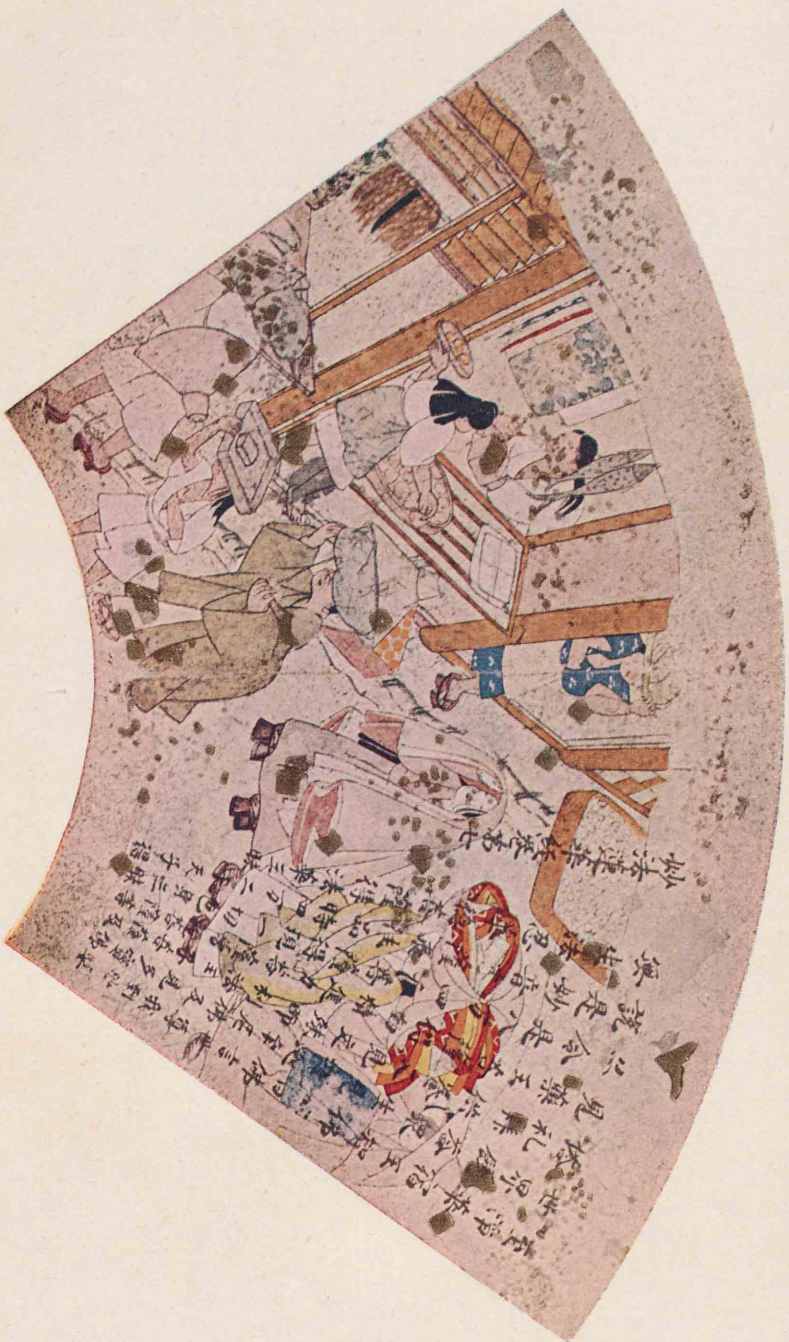
和銅開珎

元明天皇の和銅
元年、始めて、
銀錢及び銅錢を
行つた。當時の
和銅開珎の鑄錢
所の遺蹟には山
城國錢司(京都
府相樂郡)や長
門の長府(山口
縣長府町)等が
あり、錢や錢范
(錢の鑄型)等が
出土した。こゝ
に見る錢范は近
年長府の遺蹟か
ら出たものであ
る。



の中尊寺の金色堂がある。この建築は柱は卷柱といひ、蒔繪にて佛像を描き螺鈿で文様を作つたもので柱を巻いてゐる。堂内の諸佛は形は大でないが、また藤原時代の勝れた作である。彫刻には京都の法界寺の阿彌陀如來像は優美をもつてまさり、中尊寺の一字金輪像は精巧婉麗ならぶべきもの少ない。このころはまた我が國の神祇を表はす神像がよく作られた。繪畫には高野山にある二十五菩薩來迎圖は惠心僧徒(源)の筆と傳へられ、崇高鮮麗で我が國のみならず世界繪畫の歴史に於ても稀に見るの大作である。工藝には優美な螺鈿象筩などが發達した。

④ 經濟生活 經濟生活の上では、元明天皇の御代に鑄錢司が設けられ、和銅開珎が鑄造せられてからは、從來の物々交換の状態から進んで貨幣の使用流通を見、統一ある貨幣制度の行はれること、これまた國家統治の上の少からぬ發展と見られる。



經 營 古 画 圖

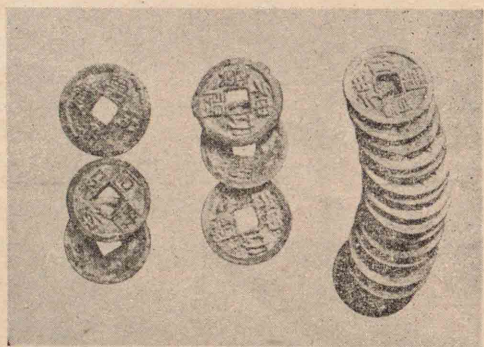
扇面 古寫經 (大阪四天王寺所藏)

藤原時代には法華經に對する信仰が熾んでこれを金銀泥で書寫し種々の意匠をこらした裝飾をほとこして供養する風があつた。久能寺經や、嚴島神社に藏する平家納經や、この扇面古寫經等はその今日に残された主なるものである。扇面古寫經にはこの外に東京帝室博物館に所藏せらるゝものがあり、これは冊子の如くに綴ちてあつてその原形を残してゐる。これに比してこの大阪四天王寺所藏のものは圖に見るごとく、各扇離れんにせられてあり今は妙法蓮華經卷第六・第七、二卷の五十一葉を存してゐる。共に純粹の太和繪で、手法に所謂「引目鉤鼻」の法を用ひてゐる。此の圖は法華經第七の終りの部分で、畫かれた材料は經文の文意とは關係なく、都あたりの市街通行の様である。魚屋の店頭を市女笠を背にして頭に物をのせて運ぶ女、童、其の他被衣を被つて高い足駄をはく女、襲衣を頭にして行く女、市女笠をかぶり草履様のものをはく女等が見られ藤原時代の風俗を見るに足る。

本朝十二文錢
皇朝十二錢など
ともいはれてゐる。

本朝十二文錢の
うち、和銅開珎
萬年通寶、神功
開寶。
京都の郊外乙訓
郡の山中にて發
掘せられたもの
で、これ等は同
じ時代に流通し
てゐたことがわ
かる。

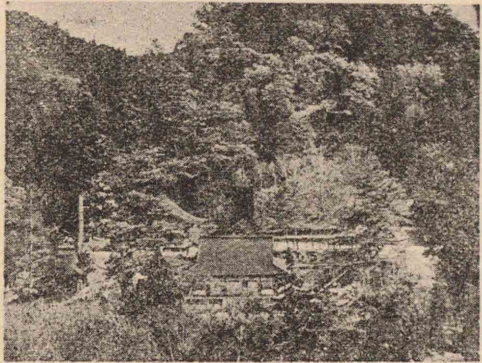
錢の鑄造は、平安時代も村上天皇の御代まで行はれ、和銅開珎の鑄造以來、それをも合せて十二種の錢が鑄造せられて流通した。これらを本朝十二文錢と稱す。しかるにその後、朝政の變遷があつて、鑄錢も行はれず、後には支那錢が移入せられて用ひられた。かかる間にも京都や都近い國々には貨幣が流通し、商業工業の發達を促がした。しかるに地方にあつては土地の開墾など、時代の進むに従つて發展し、奈良時代の末頃から、公田の外に私有の土地が増大し、この形勢は遂に莊園が諸地方に發生し、平安時代の中末期の頃に至つては、これが政治社會の上に影響を與へるやうになつた。



第七章 政治の變遷

● 外來文化の影響

大化改新以來、大陸文化の攝取は我が國情に種々影響するところあつたが、そのうちにも政治に於ては大陸の制度が採用せられたことが、我が古俗の氏族の團結を重んずるよりは個人の力を尊重する風潮を馴致し、個人もまた自己の政治的權力を張ることに腐心することゝなつた。藤原氏のごときも一族の間に互に相争ひ、鎌足の孫房前フナキを祖とする北家ホウケが他の藤原氏を壓して政權を執る形勢はすでに奈良時代に於て萌してゐた。これとともに大寶令の官制にあつては大臣の職掌最も重く衆務を統理し、



談山神社
奈良縣磯城郡多武峯村にあり、藤原鎌足を祀る別格官幣社である。鎌足の子定慧が鎌足薨後攝津の安威山より移し葬り、佛寺を創め鎌足の木像を祀つたのに始まる。後朝廷より神號を賜はり神社となる。

藤原氏の四家

南家 不比等の長子 武智麻呂の家系
北家 同 第二子 房前の家系
式家 同 第三子 宇合の家系
京家 同 末子 麻呂の家系

庶事を總判するものであつたから、政治上の勢力を得んとするものはこの官を望むの風が強くなり、その弊の進むところ、太政大臣や更に進んで攝政・關白に任ぜられんことを競望するものが生じ、遂に攝關政治といふ一つの政治形體が生ずるに至つた。

● 攝關政治

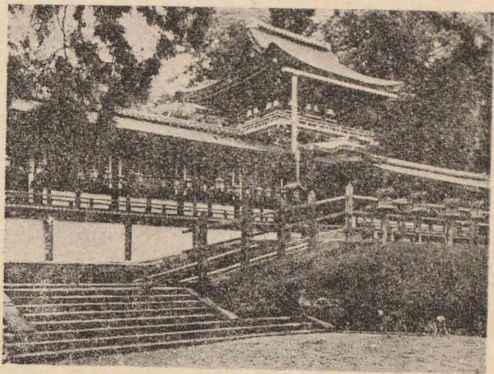
我が國は、古へよりこのかた天皇がつねに御代を治

め給うたが、神功皇后聖德太子、中大兄皇子は政を攝し給うたことがあつた。いづれも皇親にてあらせられた。しかるに藤原氏は鎌足が大化改新の政治に功勞があつて以來、その子不比等は律令の撰修に參與して政治の樞機に與かり、平安時代になつて冬嗣は嵯峨天皇の御代、藏人頭に任ぜられ左大臣に進み、冬嗣の子良房は太政大臣に任ぜられた。人臣にしてこの官に任ぜられたものは良房を以て始とする。のち清和天皇御幼少にして即位せらるゝや、良房また攝政として専ら天皇輔弼の任に當つた。人臣にして

神功皇后
仲哀天皇皇后
應神天皇御母
聖德太子
用明天皇皇子
推古天皇皇兄の
皇子
中大兄皇子
舒明天皇の皇子
御母は齊明天皇

攝取となるのもまたこゝに始まる。ついで宇多天皇の御代には良房の養子基經が太政大臣であつたが、天皇は詔して、萬機巨細皆太政大臣基經に關白すべきことを仰出された。これ關白の始である。これよりのち、藤原氏は天皇御幼少の間は攝政となり、長じ給ふ後は關白として政治に與かることが例となつた。

從來藤原氏と肩を比べた名門に橘氏があつたが逸勢に至つて勢を失し、次に儒家の出である菅原道眞も藤原氏の讒にあつて政治の上から遠ざかり、醍醐天皇の皇子で源の姓を賜はり世望のあつた源高明もまた藤原氏のために配流せらるゝに至つた。かくてまた藤原氏の一門の間にも權力の争があり、その中に兼家



春日神社
奈良市春日野にある官幣大社で、神護景雲二年この地に創建せられたもので、武甕槌命、經津主命、天兒屋根命等を祀る。藤原氏の氏神として一族の尊信する所、藤原氏の氏寺興福寺の鎮守の神ともなつた。また朝廷の御尊信も極めて篤く春日祭は平安時代を通じて年中行事の盛儀であつた。

名族衰微

橘氏

菅原氏

源氏

道長の家が最も勢力を得、天皇の外戚として、政權を掌握したが、政治はこれによつて興隆すべくもなかつた。

院政 後三條天皇即位せらるゝやこの有様を深く憂慮せさせられ、攝政關白をも置かせられず、親政せさせ給ひ、國政の改革を企だてられ、まづ記録所を設けて莊園の整理を行はせられ、また華美の風潮を矯正せられた。御讓位の後、院にあらせられ、なほ改革を進められんとせられたがまもなく崩じ給うた。

院 次の御代、白河天皇は御讓位ののち、院、廳を開かせられ、こゝにて萬機を總べさせられ、堀河天皇、鳥羽天皇、崇徳天皇、御三代の間つゝかせられた。以後院政つゞき、天皇は御讓位の後に御政を覽給ふことゝなつた。この時代を院政時代といふ。この時代には、院よりの命令は院宣といひ、特に重んぜられ、従つて、院に仕ふるの臣と朝廷の臣との間には時に不一致のことなどがあつて、常態にあら

院、廳

常態にあらざる政治の弊

ざる政治の弊竇が漸く多くなつて來た。かゝるうちに武士は興起し、新興武人の手に權勢が移るの運を起したのである。

④武家政治への推移 院政時代にあつては、南都北嶺の驕暴甚だしく、兵杖を帯び互に争闘し、また屢朝廷に強訴し、或は春日の神木を動坐し、或は日吉の御輿を舁き下して京都を騒がした。朝廷はこれを鎮めるため當時新らしく興つた源平二氏の武士を用ひられることが多くあつた。またこの頃院政の弊が漸く著しく、藤原氏にも内争があり、源平二氏のうちにも抗争するところがあつてそれ等は錯綜して保元平治の亂を醸すに至つた。

保元平治の亂により、京都は久しく絶えてゐた戰亂を見、こゝに武士の勢力が急に増し、武士もまた自らの力を自覺し來り、遂には公家を凌ぐに至り、平治の亂の後には、平清盛の勢威が盛んとなり、官位も頻りに進んで、從一位太政大臣となり、高倉天皇の中宮に、その

南都
奈良の興福寺
北嶺
比叡山の延暦寺

平氏の政權掌握



僧兵の戦闘

この圖は今京都市下京區金光寺に傳藏せらるゝ一遍上人繪傳の
一部で僧兵が川を挟んで戦をしてゐる圖である。原本には對岸
に武士が警備するさまを畫いてある。

國圖 嚴島神社
平清盛は安藝守
となり、同國に
鎮坐の嚴島神社
を尊信し、平家
一門が奉納した
麗しい寫經が今
も同社に保存せ
られてゐる。

平氏の滅亡
源氏の興隆

幕府

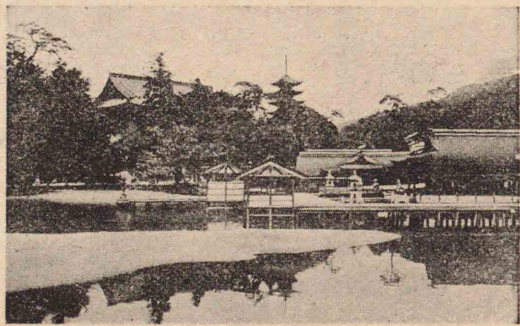
建久三年

女徳子(建禮門院)が上り、安徳天皇の御代には天皇の御外戚となるに至つては一門悉く高位高官に列り、所領莊園は五百餘ヶ所三十餘國に亘り、家門の繁榮は藤原氏の盛時に過ぐるものがあつた。

しかるに清盛は勢にまかせて専恣の振舞があり、一門子弟は奢侈文弱に流れ、武士の氣風を失ひ、間もなく東國に根據をもつ源氏が再び興り、平氏に代つて政權を握るに至つた。

源頼朝は藤原氏や平氏の失敗の跡に深く鑑み、健實質素を尙び、鎌倉に留まり、幕府をこゝに開いた。

次いで頼朝は地方に守護地頭を新たに置き、その家人を以てこれらに任じたので、頼朝の勢力は強くなつた。かくて建久三年に



は頼朝征夷大將軍に補せられ、全國の守護地頭を總管したので、ここに武家政治の基は確立した。

幕府

征夷大將軍

(一)幕府とは從來將軍が戰場に於て野營の陣を張り、以て軍務を處理するの府となしたところである。頼朝も身は右大將となり、また征夷大將軍ともなつたから、幕府を開いたのではあるが、その意味は變化して武家が一般政務を執るの府となつた。

(二)征夷大將軍も、これまでは蝦夷の征討のために、天皇より節刀を賜はり、重き職務を行ふところの臨時の將軍の意であつたが、頼朝に於ては騷亂を鎮め、武士を統率する武家の棟梁として兵馬の事を擔任するもので、後になつては征夷大將軍は平時の庶政にもあづかることゝなるが、しかし征夷大將軍の職は必ず天皇から宣下を蒙るのである。

武家政治

(三)鎌倉幕府は開設後源氏の將軍三代にして絶え、北條氏が執權として實權を執つた。かくて武家政治は平安時代に於ける攝關政治に端を發し、院政の世となり平氏專横の時代を経て、その間に政治としては常態にあらざるものとなつた。

第八章 武士の勃興と武士道

●武士の勃興 平安時代の末から鎌倉時代に至つて、武士が政治の上に勢力を得、從來の公家ウヂの外に、新たな階級として擡頭したのは、要約すれば、一には古い時代から徐々に發生した地方の情勢に因り、一には京都に於てやゝ急激に來た政治的な變動のためであると言へる。而して地方の情勢では莊園が發生したと、豪族が所在に蕃衍したと、とがこれに考へられ、京都にあつては源平二氏の勢力の盛衰がその主要な事件であつた。

(一)土地公有制度の崩壞

(一)莊園の發生と武士の興起 大化の新政のときはじめられた班田收授の法は、人口の増殖と口分田の數量の増加とが必しも並行しないこと、その班給の手續が餘りにも繁雜であつたことなどから、平安時代初期には實行の困難な状態となり、その後政治も弛み、土地

を班つことは行はれなくなつた。そのため公田は次第に私有地となつた。この外に墾田として、新たに開墾した土地は公田となる

のが原則であつたが、これもはやく聖武天皇の御代に私有することを許され、その外功勞ある者に賜はつた賜田、功田、或は神社、佛寺の神田、寺田なども私有地とひとしくなつた。

これらはいづれも莊園と稱し、その上社寺貴族はその特殊な地位を利用して、所有の莊園を不輸租(地免稅)とし、さらに後には國司の支配からも脱する特別な土地とした。かくて莊園の増加は中央の統制力を弱め、權門、勢家、有力なる社寺は私的に、地方に土地を領有したとともに、またその土地を衛るた

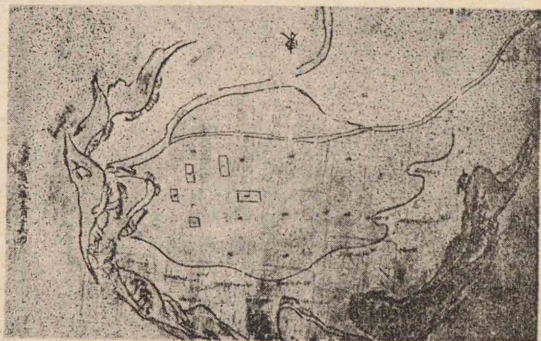


圖 莊園の圖
奈良時代の東大寺の莊園、播津水無瀬莊の境域を描ける古圖

莊園の發生
不輸租地
國司不入地

(二) 地方武士の興起

めにはその莊園の内に武勇の士を置かねばならなかつた。

また一方に於ては、中央に於ける政治の弛廢は地方の荒蕪を來たし、藤原氏が政權を獨占するやうになつてから中央で榮官の途を絶たれた貴族の中には、國司となつて地方に下り、職權と門閥とを以てその勢力を扶植し、任期滿つるも都に歸らず、遂にはその地に永住して廣大な土地を收め、地方豪族となるものが多くあつた。なほかゝる時代は軍團の制度も廢れ、中央の警察權も微弱なため、これらの地方の豪族にしても、また貴族社寺の莊園にしても、自らの土地を衛る必要上武備を講ぜねばならず、且つ苛政に苦しんで流亡する人民は進んで保護をこゝに求めたから、豪族の下や莊園の内には武勇の者が多く集り、武事を練り、遂にはこれらを結合する武士の棟梁が發生し、それに從屬するものに家子、家人、或は郎黨、郎從などいふものがあつて團結し、鬱然たる勢力をなすに至つ

國司制度の弛廢

貴族の地方土著

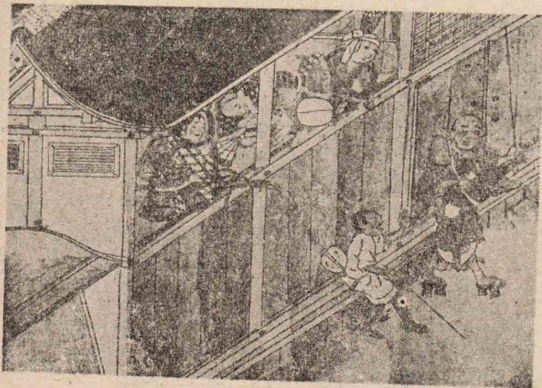
兵制の弛廢と莊園の増大

た。この外に墾田として、新たに開墾した土地は公田となるのが原則であつたが、これもはやく聖武天皇の御代に私有することを許され、その外功勞ある者に賜はつた賜田、功田、或は神社、佛寺の神田、寺田なども私有地とひとしくなつた。

た。

(二) 京都と武士　これらの武門のうちから最もあらはれたのは源平二氏であつた。源氏は清和天皇の御孫經基王から出て、經基・賴信・賴義・義家等いづれも東國に勢力を扶植し、平氏は桓武天皇の御曾孫高望王から出て、瀬戸内海地方の海賊を平げて功があつた。

この二氏はともに名門として仰がれ、地方にあつては、騒亂を鎮定して強力なる統制力を養ひ、武士の棟梁たる實力を有し、ついで京都に於て勃發した保元平治の亂によつて、平氏は京都に於て二十年に亘り政治上の權力を専らにし、次いで源氏は平氏を滅ぼして武家政治を創め、こゝに從來の



源氏と平氏
清和源氏
桓武平氏

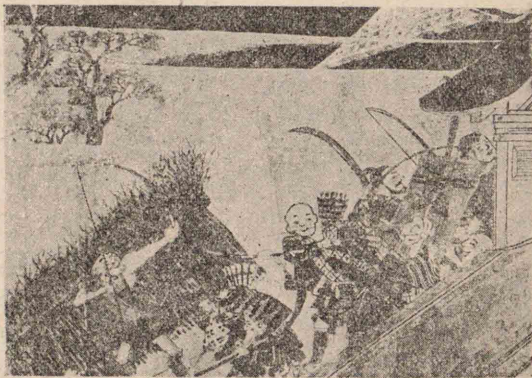
圖 武士守衛の圖

武士等が主家第館の一部に起居を共にして守衛してゐる様で右下には往還の道路で盲人を伴ふ琵琶法師が平家琵琶如何かを弾じてゐる。武人等がかゝる勇壯な物語を好んで聞いた様が見える。西本願寺所藏募歸繪の一部

貴族文化とは異なる鎌倉時代の文化が發達した。この文化の基調をなすものは武士道であつた。

● 武士道の淵源と日本精神　武士道とは

武士の間に發達した道德の謂に外ならぬが、その淵源は遠く肇國の古へに遡るべきであつても、これ日本民族の精神が武家社會の成立によつて鮮明に顯現したものと云へる。則ち古代では天皇を中心とし



奉る氏族制度の國家にあつては、この精神は皇室と諸氏族並びに氏、上と氏人等との間の相依相助の固い團結のうちに見られ、その後の中央集權的な國家にあつては、一君萬民の情義に於て儼然として存し、而してこの武家社會に於ては君臣・主従の關係を中心に

武士道と民族精神

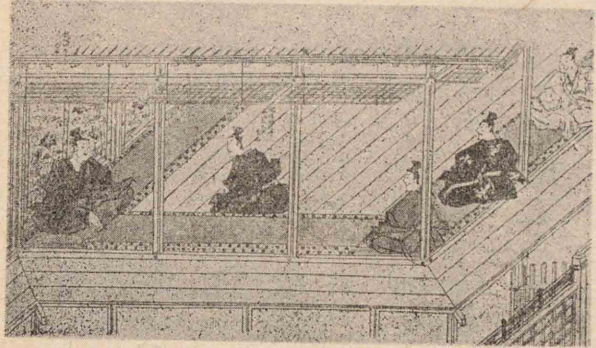
武士道と國民道徳

して、武士相互の間の行動、個人の修練として發揚し、しかも尙ほ今日の國民道德に貫流してゐるものである。

恩義の念

武將と從者

この圖は蒙古襲來繪詞にあるもので、竹崎季長が秋田城介泰盛を訪ふところ、左端は秋田城介之れに對坐してゐるのは季長である。他は城介の侍臣である。



● 武士道の本質 (一) 武士道にはまづ君臣・主従の間の道義として恩義の念がある。恩義の念とは、主は從者に對して慈愛・恩惠の心を以てし、從者は主に仕ふるに忠誠・報恩の義を盡すにあつて、その究極には君臣・主従が一心同體となり、死生を俱にするにあつた。

かつて源義家が都に居る時、美濃の國に住む一郎黨が人のためにはづかしめられたことを聞き、父頼義の留むるもきかず、美濃の國に馳せ下つて、彼のためにその仇を報じた。事あまりに急であつたため、義家に從ふもの僅かに三人のみであつた。

といふ。主君も部下のために生死を忘れて行動するところに主従の堅い結合がある。

源頼朝が陸奥の藤原泰衡を征伐した時、泰衡の家臣河田次郎といふ者、變心して主君を弑し、その首を携へて頼朝に見參した。頼朝はこれを見、汝の所業は一面には功あるに似たれども、譜代の恩を忘れて主君を害すること最も惡むべしとて、遂に彼を斬に處したといふ。

(二) 主君・主従の道義が重んぜられるとともに、親子一族の間の結合とその情義はまた嚴格に保たれてゐた。子は親に對しては孝養を盡し、服従の義務があつた。武士の間には子が親の教に從はぬを不孝といひ、特に戒めてゐる。氏神を崇め、子孫として祀を篤くすることも、一族がみなひとしく負ふところの義務であつた。

父祖の意志にそむく子孫は義絶せられた。この頃不孝といひ、勘當といふのも、義務を盡さぬ子への制裁であつて、全家族に對して責任をもつ親の權は絶對であつた。

(三) かく武士の君臣・主従・親子一族の間の道義は實に利害得失を

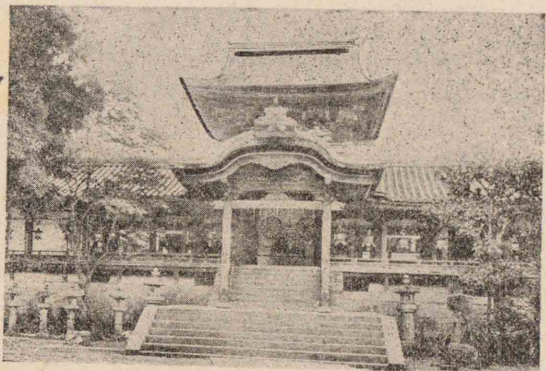
孝養

崇祖

犠牲的精神

超えてゐたから犠牲的精神は特にこの間に發達し、高い義に就くために自己を滅却するの精神は武士道德の一特色であつて、身命を鴻毛の輕きに比し、君國に盡す丹誠もここから生れてゐる。

(四) また武士は名譽を重んじ、家門の名を揚げ、祖先の名を辱かしめないことに力めた。戦場に出て、大音聲に名のりをあげることも、敵味方の前にあつて卑怯の振舞なく、祖先の名、家の名を汚さないためである。



名を重んず
石清水八幡宮

京都府綾喜郡八幡町、男山に鎮座の官幣大社である。清和天皇の貞觀元年、豊前國より宇佐八幡神を勧請した。源賴信を初め頼義・義家等源家の武人により尊信せられ、また一般に武士及び武士道の守護神として信ぜられた。

「弓箭とる身のならひ、假りにも名こそ惜しく候へ、敵を恐れて遁れたりといはれんは、武士たるものの耻なり」とは、以仁王舉兵の御企て漏れ平家の軍俄かにその御殿を襲うたとき、王の近侍長谷部信連が王を落し参らせ、後に一人留まつて敵を防ぎつゝ、言



藝射の士 武代時倉録

この圖は武士等が笠懸をしてゐるところである、笠懸とは、流鏑馬等の後で射手が着けてゐた綾筒笠を的にして射たことから名が起つたもので、後には圖に見るやうに鳥居形の串的を懸けて馬を馳せながら笠懸引目といふ矢で射るのである。装束も流鏑馬などは、ちがひ、籠手をさゝす、笠を着けず、直垂に行勝をはき、太刀も佩かぬのをつねとしてゐる。的の側に坐つてゐる武士は矢取の役で、引目の矢の中に入つてゐる砂を吹き出してゐるのである。

これは淺野侯爵家所藏の男衾三郎繪詞の一部で、三郎が武藝を勵んでゐるところを示したもので鎌倉武士の風俗がよくあらはされてゐる。

相互信頼

ひ放つた言葉である。

(五) 武士相互の間にあつては、信頼相助の念強く、しかも節義を重んじ、禮讓を尙んだので、武士は相身互なりとする思想が起り、たとひ敵味方に分れることあつてもよくその義を盡した。

(六) その他個人の徳性としては、勇武・廉直・克己・堅忍・質素が重んぜられた。その外に武士たるものには風雅の嗜あることがたゞへられた。

個人の徳性

勇武は武士の武士たるところであるが、奈良時代ごろ東國人が東人は額に箭は立つとも脊には箭は立てじと言つたことは、武人の氣風をつくり、それに加へて武藝の鍊磨が彼等に剛健な性格を附與してゐる。頼朝は扈從の武士を選び、二十矢を發して二十騎を斃すほどでなければならぬと言つた。武事の鍛鍊を專一としたことが窺はれる。質素の風は頼朝が筑後權守俊兼の華美な衣服を見、その袖を切つて儉約を諭したことや、時頼の母松下禪尼が自ら障子の破れたのを張つたことなどが鎌倉時代武人の間には膾炙してゐた。

外寇と武士

④ 武士道の發揚 (一) 武人等は神を敬し佛教を信じた。清和源氏は八幡の神を氏神として崇信したから、この神は武道守護の神のごとく尊信せられるやうになつた。佛教では、禪宗と淨土宗とが簡明直截な教義で武士の生活に適應し、殊に禪宗にあつては工夫鍛鍊を尙んだから、これらは武士に深い信念の根據を與へた。かくて武士信仰の發するところは神社佛寺の昌隆となつた。

(二) 武士道のもつ愛國心協同團結の精神、さらに勇武克己堅忍等の諸精神は、未曾有の國難、元寇にあたつて強烈に發揮せられた。蒙古高麗の大軍が我が西邊を襲ふや、皇室の御事は申すも畏し、國民は上下一致團結して國難に殉ぜんことを望んだ。文永初度の來寇を撃退した後、建治二年、時宗は我が國より進んで異國征伐の計畫を立てるに及び、國民の敵愾心はいよゝ高まり、老若競つて從軍を志願した。弘安再度の來襲にあたつてもよく邊海を守り

曆西口 年一十元至祖世古蒙年十淳成宗度宋南・寇來慶初年一十永文皇天多字後*口
年一八二一曆西・年四安弘。る始朝王グルブスハのツイド年前・年四十七百二千

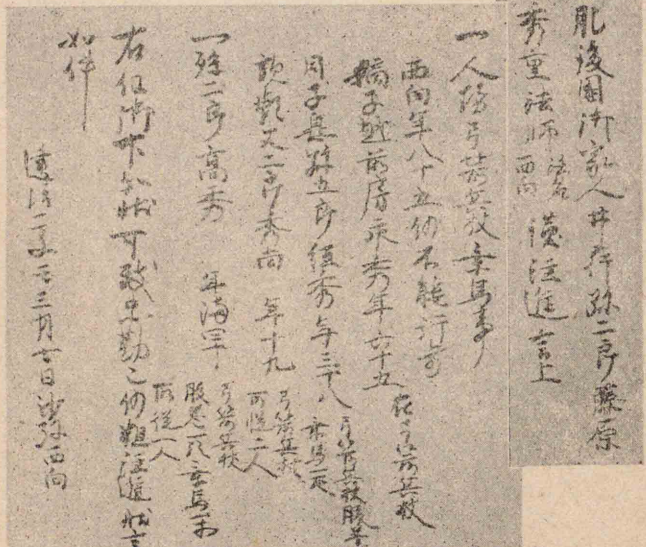
肥後國御家人

肥後國御家人 井
芹秀重が異國征
伐に参加すべき
一族と武具の數
等を書き上げた
るもの。
肥後國御家人 井
芹彌二郎藤原秀
重法師名謹注
進言上
一人勢弓前杖
乘馬事、西向
年八十五、仍
不能行步、嫡
子越前房永秀
年六十五、在
弓前杖
同息彌五郎
經秀年三十八
弓前杖腹卷
一乘馬一疋
親類又二郎秀
尙年十九、弓
箭杖所從二
人
一孫二郎高秀年
滿四十、弓箭
杖腹卷一領
乘馬一疋所從
一人

敵軍を掃蕩して大勝を獲、國威を輝かしたことは、これ全く我が國體に淵源する武士道精神の發現に外ならぬ。

異國征伐の計畫が立てられたとき、六十五歳の老武士から十代の若者までのおの競つて参加を申出でた。肥後國北山室の地頭尼眞阿は唯一人の息子三郎光重と女婿久保二郎公保とをば晝夜兼行して馳せ參ぜしめようと答へてゐる。

京都西賀茂にある正傳寺の住持東巖慧安は、文永六年蒙古より牒狀が致されたとき慷慨悲憤して六十餘日の間敵國降伏の祈願を行つた。願文の終り、その紙の裏には



するのよの末の末までわが國は

よろづの國にすぐれたる國

の歌が記されてある。

右任御下知狀、可致忠勤也仍粗注進狀言□如件

建治二年三月七日沙彌西向

武士道と尊王精神

東巖安の蒙古擊攘祈願文の一部

願文のうちには萬國降伏、皆歸聖徳、とあり、宏大にして熾烈な國民精神が考へられる。

の建武の中興には尊皇の大精神として輝かしくもあらはれた。後醍醐天皇の皇家中興の鴻業を翼賛し奉つた勤皇の公卿武將が終始一貫、一門一族とともに身命を獻げて忠誠をいたしたことは實に武士道の極致、日本精神の眞の顯現であると謂ふべきである。

發願

至心發願一心願諸大業成實言神記
功德威力八倍權現法華法華威光倍播
靈驗神威冥和國王今上皇帝師子七勢
屏儀威徳蒙古寇賊聞之思怖萬國降伏
皆歸聖徳八幡大士一切神祇天上地下
護法善神皆來集會擁護王言聖朝永穩
率九女軍

第九章 建武中興と吉野時代

中興政治の精神

後醍醐天皇は文保二年を以て即位せられた。はじめは御父後宇多法皇が院にて政を聽かせ給うたが、三年にして法皇御自らこれを罷め給うたので、このちは後醍醐天皇が御親政あらせられた。天皇は御資性英邁にして和漢の學にも通ぜさせ給ひ、夙く諸政革新の御理想をいだかせられたので、朝臣にも御志を弼け奉る

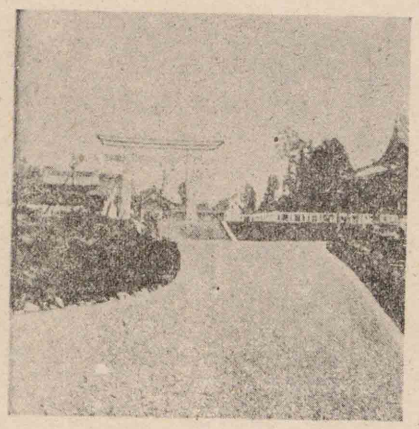


圖 吉野神宮 奈良縣吉野山にあり、後醍醐天皇を奉祀する。

ものが多く集つた。

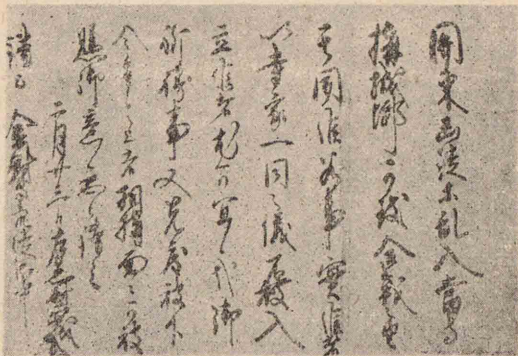
かくて天皇は第一に ①記録所を再興させられ、次には ②米穀を點檢してその價格を定めて賣らしめ、③關所を設けることを停止

口後醍醐天皇建武元年・元順宗元年・後三年五十五年元亡ぶ
西曆一千三百四十四年頃文藝復興の兆・タイアリ文人主義興隆

して交通を便にせしめられ、更に^④かしこくも日用の供御を節約せさせられて窮民に施し給ふ等の御事があつて、上下みな御仁政を仰ぎ奉つた。

かゝるうちにも、關東北條氏の不臣は甚しく、天皇は討幕の御計畫を立てられたが、正中元年には御謀^{カウボト}が中途にして漏れ、ついで元弘元年の御再舉には、勤皇の義軍諸國に起つて、遂に北條氏は滅亡して中興の新政がこゝに行はれることとなつた。

元弘三年六月、天皇は隱岐より京都に還御し給ひ、直ちに護良親王を征夷大將軍に任じ給ひ、第一に兵馬の權を朝廷に收め給うた。次いで有功の將を賞し、陸奥守北畠顯家をして義良親王を奉じて東北を鎮撫せし



楠木正成
自筆書狀
天野山金剛寺の
衆徒にあて、敵
兵を寺内に入れ
しめざることを
求めた書狀。
關東凶徒等亂入
當寺構城郡可致
合戰之由其間候
若事實候者以寺
家一同之儀不被
入立候者尤可宜
候哉御祈禱事又
先度被下令旨候
上者相構面々可
被懸御意候
恐々謹言
二月廿三日
左衛門尉正
成(花押)
謹上金剛寺
衆徒御中
新政實現

め給ひ、新田義貞には上野・播磨を、楠木正成は攝津・河内・和泉を、名和長年には伯耆・因幡を治めしめられ、その他國司を任じて地方政治に力を致さしめられた。

次いで翌年、建武と改元し、紙幣を新たに造り、また貨幣を鑄造して並び行ひ、天皇は記録所に臨んで萬機を親裁し給ひ、なほ^{ザツ}雜訴決斷所^{マシヨホ}大番武者所^{シキヤト}を置き所司を任じ給うた。天皇は「今の例は昔の新儀なり、朕が新儀は未來の先例たるべし」とのたまひ、政治革新の御理想は次第に實現せさせ給うた。

●吉野朝廷 かゝるうちに中興の政治の進行にあたつて、公家と武家との間に和協が行はれ難く、諸事澁滞し、加ふるに足利尊氏は源氏の一族たるの故を以て、幕府政治を再興せんとの野心を抱き、中興政治の基礎が未だなほ固まらないとき、鎌倉に在つて叛するに至つた。こゝに於て兵亂再び起り、天皇は神器を奉じて吉野に

建武の改元
元弘四年正月
新錢乾坤通寶
楮幣(紙幣)

遷幸し給うた。かくて朝廷は、その後時には大和の賀名生、河内の天野等にも遷らせられたことがあつたが、後醍醐天皇より後村上天皇、長慶天皇、後龜山天皇の御四代の間は吉野に多く在しまして、日夜朝威の御回復をはかり給うた。後醍醐天皇の吉野の遷幸からは朝廷のこの地にあらせられたこと五十七年にも亘つた。

建武中興、吉野朝廷の時代は年數に於ては長くない時代ではあるが、國家觀念がまさに高騰し、國民の精神が特に振起せられた時代である。

後醍醐天皇は神祇を敬はれ、殊には伊勢皇大神宮を篤く崇敬せられ、また、宮中の典儀を重んぜられて建武年中行事を撰ばしめ給ひ、政務の龜鑑とせられた。また佛教を信ぜられ、殊に機鋒峻烈なる大燈國師(宗峰妙超)に歸依せられた。また戰亂の間にあつて却つて奢侈の風が起る傾があつたので天皇は武士の制服を定めら

れ、諸人が金欄を身に着け、金銀造りの太刀を佩くことを禁制せられた。この外、我が國風和歌の道にも心をとめさせられ、吉野の皇居にあらせられても和歌の御會を催させられた。後村上天皇もまた歌道につとめられた。かくて宗良親王は吉野朝廷の歌を

集め新葉和歌集を撰し給うた。この歌集によつて、此の時代の人の尊皇の心をよく知ることが出来る。

學問の上には朱子の學が傳はり、大義名分を明かにし、氣慨のある學風が興つた。國體に關しては北畠

親房の神皇正統記がこの時代に著はされ、皇室の尊嚴と實祚の永へなることが述べられ、神道の學問も亦興り來つた。正平年中には論語が和泉國(大阪府)堺で出版せられ、また佛書の版行も屢行はれ

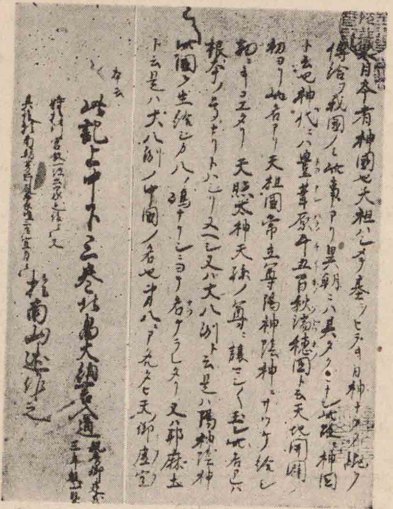
新葉和歌集

國圖 神皇正統

記 古寫本

室町時代の中期を降らざる古寫本で三冊となる。その始と奥書とを示す。

(京都市猪熊氏藏本)



この間、地方に於ては後醍醐天皇の崩御の後も、御遺詔の旨を奉じて勤皇の軍を起すものが絶えなかつた。

照し見よみもすそ川にすむ月も濁らぬ浪の底のこゝろを 後醍醐天皇

*忘れぬやよるべも浪のあら磯をみ舟のうへにとめし心は

鳥のねに驚かされて曉の寢覺しづかに世を思ふかな 後村上天皇

治まらぬ世の人事のしげければ櫻かざして暮す日もなし 長慶天皇

打ち靡く窓の吳竹とにかくに世の憂きふしのしげき頃かな 尊良親王

思ひきや手もふれざりし梓弓起きふし我身なれむものとは 宗良親王

日にそへて通れむとのみ思ふ身にいと浮世の事繁きかな 懷良親王

◎國體觀念の興起と地方勤皇の諸氏 この時代は國體の觀念が上

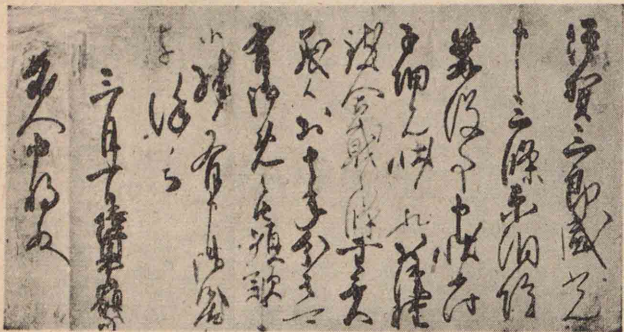
下ともに強くなり、都鄙を問はず高まり來つた時代である。

貴き御身を以て皇事のために、遠近を厭はせられず軍旅に赴か

れたのは、後醍醐天皇の皇子義良親王(後村上天皇)・護良親王をはじめ、尊良親王・恒良親王・宗良親王・懷良親王があらせられた。地方勤

皇の精神はこれにより強くも興起したのである。また諸國の勤皇の諸氏には一族を率ゐ、または代々相承けて忠誠を盡し奉るものが多くあつた。これらはみな皇室を尊崇し國體の尊嚴を知るものである。

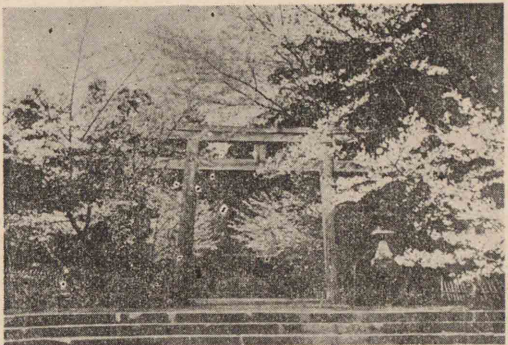
そのうちにも、近畿地方にては護良親王は北條氏討伐の御謀のために御力を盡され、河内の楠木正成は早く義兵を擧げ、赤坂・千早等の城にてよく賊軍を防ぎ、以て諸國勤皇の士の志を動かし、後に攝津・河内・和泉にあつて近畿の最も大なる勢力であつた。正成戦死の後には子正行が一族を



北畠顯家 畫狀
北畠顯家が建武二年三月一日、かねて津輕の兎徒を伐ちて功ある伊賀三郎盛光の爲めに、簪役(京都の市中警備の役)の免除を請ふの文である。
伊賀三郎盛光申、三條東洞院簪役事、申狀如此、子細見狀候歟、於津輕一致合戰之條無異義候。於去年分者、可有御免之由頻、歎申候。殊可有申御沙汰候乎。謹言
三月一日
陸奥守顯家藏人中將殿

西曆一千三百三十六年・翌年・蒙古軍の河を渡る
後醍醐天皇元年・元延元年・楠木正成戦死・元順宗至二年

率ゐて吉野の朝廷を守護し奉り、屢攝津河内に於て奮戦した。また北畠氏は、親房がはやく中興の大業を弼け奉り、その子顯家は義良親王を奉じて陸奥を鎮め、顯信またこれを輔け、顯能は伊勢にあつて活動した。



東海地方には宗良親王は遠江國井伊谷に在して、三河の足助重春、信濃の香坂高宗、駿河の狩野介貞長、遠江の井伊道政等勤皇の諸氏が忠勤を致し、新田義興、義宗、脇屋義治等また親王を奉じて關東に義兵を擧げた。親王また艱難を凌いで美濃、越中、越後にも往復し給うてその地方の勤皇の士を糾合し給うた。

東國は北畠親房が、常陸にあつて小田氏の援を得て關大寶の城を守つてゐたが、陸奥では北畠顯家、顯信が活動し、結城宗廣がこれ

圖 官幣中社 井伊谷宮
靜岡縣引佐郡井伊谷にあり、宗良親王を祀る。地形は四邊に山の繞る要害で、親王を奉じた井伊氏の本據の地である。

關 茨城縣眞壁郡大寶 茨城縣結城郡

北陸地方

四國地方

九州地方

を援けた。北陸にては、新田義貞は尊良親王、恒良親王を奉じて越前に入り、弟脇屋義助、子義顯、義助の子義治等これに従うた。四國には、土居通増、得能通綱等早く義兵を擧げ、後には、脇屋義助、四國に來るを助け、河野通堯も伊豫に起つた。九州にては、懷良親王に従ひ奉る肥後の菊池氏があり、武時は早く義兵を擧げ、少貳大友の軍に對し、後には武重、武敏、武光等あつてみな父の遺志を繼ぎ、武光は子武政とともに懷良親王を奉戴してよく朝威を伸張し、肥後の阿蘇氏またこれを援けた。

④ 後世に對する影響 後醍醐天皇の建武中興の政治は御理想の完成を見奉らずして吉野朝廷の時代となり、大業を翼賛し奉つた諸忠臣、並びにその子孫も多くは節に死し、吉野朝廷の御勢も南風の競はぬさまとなつたといへども、その忠勇義烈の歴史は我が國民に深き感銘を與へ、後代の國民精神の發揚に多く與るところが

徳川光圀

頼山陽

太平記讀

あつた。

江戸時代、水戸藩主徳川光圀は、湊川に忠臣楠子の墓の碑を建て、勤皇忠誠の精神を振起せしめ、大日本史は大義名分を明かにし、吉野時代に特に意を用ひ、頼山陽の日本外史は、楠木・新田諸氏の義烈の事蹟を詳細に叙述して、尊皇の精神を鼓舞した。また、建武中興・吉野時代の事蹟を書ける太平記は、後代にもよく讀まれ、江戸時代になつては太平記讀としてこの書を民衆に語り聞かせるものが出て、多くの人々を感激せしめた。

かくして明治維新の思想とその原動力とはこの時代に高揚した精神に多く發してゐる。

第十章 武家文化

○武家文化 建武中興・吉野朝廷の後に、世はまた鎌倉時代と同じ

武家文化と鎌倉・室町時代

藤原時代の貴族文化と武家文化

く將軍が政治の上に權力を振ふ時代が來た。足利義滿は征夷大將軍となり、第館を室町に營み幕府をここに置いた。それゆゑ足利氏の將軍の時代を室町時代といふ。しかしその政治は鎌倉にあつた幕府政治の繼承と言つてよい。

鎌倉時代も室町時代も同じく武士が政治や社會の上に重きをなしてゐたので、すべての文化は武士を基として發達したから鎌倉・室町時代の文化は通じて言はゞ武家文化とも稱せられる。

藤原時代の貴族文化は、主として京都に發達し、華美婉麗をよろこんだに對して、武士はもと、おほむね地方にあつてよく困苦缺乏に堪へ質素にして剛健な生活を營み、武藝を練り、實力を養ふにつとめた。源頼朝の幕府を開くや、その施政の根本には、藤原氏や平氏が文弱に流れたことに鑑みて、堅實簡素を尙び、華を去り、實を重んずる風があつたので、武士の勃興とともに發達した武家文化は、

□□ 鎌倉幕府頼朝の朝は南宗神宗の宗の頃
□□ 西曆第三十世紀初頭

藤原時代の貴族文化に比して特色ある文化の興隆を見るに至つたのである。

●鎌倉室町時代の文化 鎌倉時代には、武家政治が興り、それにつけて發達した文化は、武士道の發達に關係するところが多くあつた。



また佛教はこの時代にはますます日本化し、そのうちにも淨土宗・眞宗（一向宗）・融通念佛宗・時宗・法華宗はいづれも説くところ簡易で、社會の實際生活に適合し、禪宗は簡潔直截で、意志的修養を重んずる宗風が武士の氣質に相應じて盛んとなり、榮西道元・辨圓・道隆等は、武人等の篤い信仰を得た。

學問は京都の公卿のほかにも、修められ、漢文衰へて

榮西像 榮西は入宋して臨濟禪を學び、歸つて臨濟宗を開いた。この像は京都市建仁寺の開山堂に安置せる木像である。

文學

假名交り文これに代る風が生じ、文學には保元物語・平治物語・平家物語・源平盛衰記等の軍記物の流行を見、武士の嗜好に應ずる勇壯剛健のものが喜ばれた。和歌には格調に於て新鮮な新古今集をはじめ、諸勅撰集、西行の山家集、武人として雄勁の歌風をもつた將軍實朝の金槐集があつた。



美術にあつては彫刻には運慶・湛慶・快慶が出でて、雄偉にして活動的な表現に勝れ、建築は東大寺の再興等があつて様式の上には氣魄の雄大にして重厚の風あるものが起り、また武家の生活に適した武家造りが發達した。繪畫には繪卷物が多く製作せられ、軍記物に應じて戰爭に關するものや、宗教の隆盛と並んで信仰に關するものが多く描かれた。

無着菩薩像 奈良市北園堂に安置のもの。他に世親菩薩像があるが、共に着色立像、高さ六尺二寸餘。寫實的にして、よく慈悲忍辱の徳相をあらはしてゐる。運慶の作として確實なるものである。

武家造

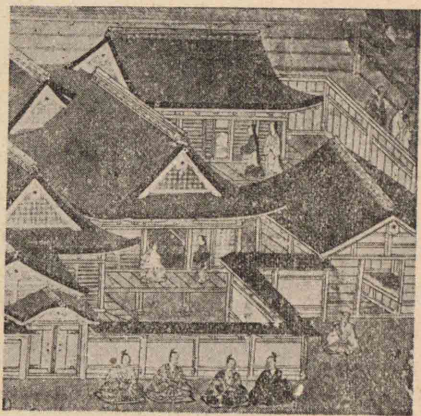
の再興等があつて様式の上には氣魄の雄大にして重厚の風あるものが起り、また武家の生活に適した武家造りが發達した。繪畫には繪卷物が多く製作せられ、軍記物に應じて戰爭に關するものや、宗教の隆盛と並んで信仰に關するものが多く描かれた。

後龜山天皇京都御遷幸・元中九年・高麗亡び朝鮮建國
室町時代の初期は西暦第十四五世紀の交

室町時代文化の特色

三條公府家所藏

三條公府家所藏にかゝる洛中洛外屏風繪の一部で、室町に於ける將軍邸の有様が窺はれる。ここには侍數人が警護に當つてをり、右には四脚門、左には唐門があり、奥には主殿が畫かれてゐる。



かくのごとき鎌倉時代の文化に比べて室町時代の文化は、幕府が京都にあり、武士は公家と交はり、華奢の生活を好み風流を尙んだから、鎌倉時代に見た剛健の氣風が漸次に失はれ、瀟洒閑靜を愛する東山文化が出現するまでになつた。

佛教は、鎌倉時代の新興諸宗派がこの時代には弘通し、淨土宗眞宗一向宗法華宗は民衆の間に弘がつた。禪宗では妙超(大燈國師)疎石(夢窓國師)が出て、應仁の頃には一休(純宗)が出て、世人に教を弘めた。また五山の僧侶には明に入り、學問を傳へたものがあり、さきには義堂(信周)絶海(中津)が出たが、義政の頃桂庵が出て、朱子學の弘まる因をなした。眞宗には蓮如(兼壽)が應仁前後に出て、大いに教線を張つて本願寺の強盛となる

基を固めた。

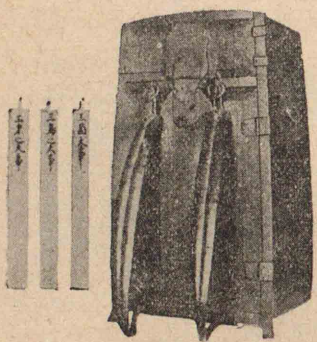
學問は一般にはこの時代、僧侶のほかでは振はなかつたが、京都にはひとり一條兼良があつて和漢の學をかね、一代の巨匠と仰がれ、關東には武士の間に學を好むものがあつて、關東管領の上杉憲實



足利學校
栃木縣足利市にあり、今も聖堂をのこし古書を保存してゐる。
一條兼良
金澤文庫
足利學校
國文學

のごときは金澤文庫、足利學校を保護した。

國文學では和歌は衰へ、連歌がこれに代つて公家や武士の間に行はれるやうになつた。歌學も新らしいものが望まれず、古今傳授(コキンデンジュ)として古今集を教へるのに祕事ありとしたのもこの時代である。



古今傳授の笈と切紙
今京都帝國大學所管にして、もと中院家に傳はりたるもの。笈は古今傳授の祕傳の書類を收め、非常のときは肩にかけ持出すやうにしてある。切紙は祕傳を書いたものである。

謡曲

建築

繪畫

宋との交通

文學の作品には謡曲がある。能樂の隆盛とともに多く作られ古
文古歌漢語佛語を巧に織り交へ、文學の新形態として發達した。

美術は建築に、金閣・銀閣が今も遺つてゐるが、金閣は三層の樓閣
造で上層に禪宗風、中層・下層に寢殿造が見られ、銀閣は上層に禪風、
下層に書院造りといふ新しい様式をもつてをり、この時代の建
築の様式をよくのこしてゐる。

繪畫には宋・元から傳つた水墨畫が流行し、義政のころには、雪舟
によつて絶妙の域にまで達した。その後狩野元信は、この畫風に
從來の大和繪を調和融合させて新たな手法を創造し、狩野派を起
した。兆殿司チヨウテンシ（明兆メイシヨウ）はまた別に佛畫をよくし、大作をのこした。

●武家文化と宋・元・明の文化 平安時代國風文化隆盛の時、遣唐使は
廢止せられ、大陸文化の入り來ることも少なくなつたが、唐が亡び
て後、宋が興り、我が國の藤原時代には宋との交通が開けつゝあつ

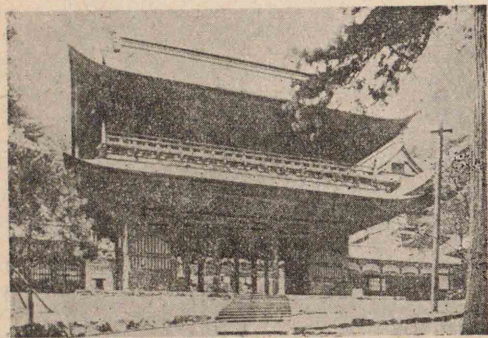
た。

宋は佛教・儒教・文學・美術・工藝に於て、それぞれ特色ある發達を遂
げ、その文化は唐代の華麗雄偉に對して、一般に清淡沈靜の風を帶
びてゐるものであつた。

宋との交通は鎌倉時代に入つてなほ進み、佛教では天台宗の僧
であつた榮西が前後二回宋に渡り、禪宗の
一派臨濟宗を傳へ、我が國にあつては興禪
護國論を著はして國家のため禪宗を天下
に弘むべきを論じた。禪宗にはなほその
後、宋より渡り來つた道隆（大覺禪師）・祖元（佛光國師）等
があつたが、我が國では、その禪風が鎌倉武
士等によつて信ぜられ、武士道にとり入れ
られた。また同じく天台の僧であつた榮

●永平寺山門

福井縣吉田郡志比谷村にある、寛元二年領主波多野義重が道元に歸依し一寺を建立してこゝに招請して、後永平寺と稱したのに創まる。



九

西の弟子道元も入宋して曹洞宗を傳へた。道元はことに名聞をさけ、専ら坐禪工夫して、靜閑な越前の永平寺に居り、嚴肅なる規律を立て、弟子を鍛鍊教化した。

この時代、禪宗は武士の生活に適合したのみでなく、やがて國民の精神生活と適合融和するものを齎らしたのである。

朱子學

儒教は宋の時代には朱熹が出て、儒學に新たな解釋を與へたが、我が國では、建武中興のころに唱へられて、氣節ある學風として行はれ、室町時代の末頃には桂庵・文之があつて、この學問の興隆傳播に功があつた。文學には宋の詩文の隆盛が我が國にも影響して禪僧の間に風月の樂が大に行はれた。

なほ宋との交通は勢ひ美術・工藝の方面にも影響する所があり、建築には天竺様といふ宋代の様式が移入せられ、禪宗の移入とともに禪風様式また入り來たつた。また繪畫にも宋風を加味した

宅間派の隆盛を見、また加藤景正のごとき入宋して製陶の術を傳へた。この外、宋版の經論等の輸入があり、榮西はまた茶種を將來して、喫茶が養生に利あるを言ひ、我が國に、その風が流行するもとなした。

③ 元との交通

宋滅び元起つて後、文永・弘安の役起り、彼我の交通しばらく絶えたが、鎌倉時代の末期、建武中興の前後には、また我が僧侶・商人の元に渡るもの、元僧の我が國に來るものもあり、書籍・繪畫が齎され、美術の上には宋代の繪畫とともに宋・元の墨繪が流行する基をなした。また吉野時代には足利氏は天龍寺船を遣はし、その後も禪僧の大陸に往來するものが多くして、五山文學の隆盛の氣運を作つた。

③ 明との交通

室町時代に入るに及んで大陸に於ては元亡び明起り、將軍義満・義教・義政等は交易の利を重んじてこれと通商をした。かくて室

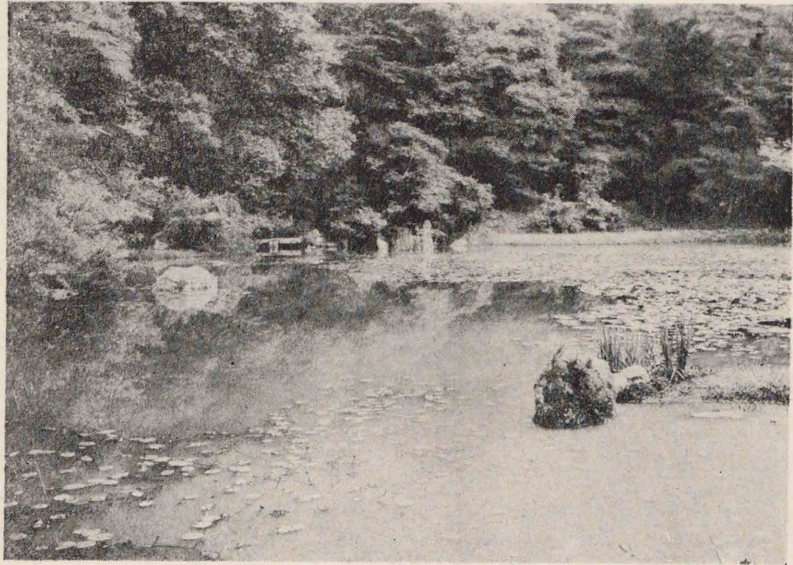
貿易品

町時代に於ける我が國商業の發達を促がすところあり、貨幣の流通も從つて盛んとなつた。當時我が國よりは刀劍・武具の類が明に輸出せられたのに對して、彼よりは、銅錢・生絲・絹織物・書畫・骨董の類が輸入せられたので、國民の一般生活の上には奢逸の風が助長せられ、美術の上には墨繪の愛玩があり、文學には五山の詩文の隆盛がその頂點に達した。

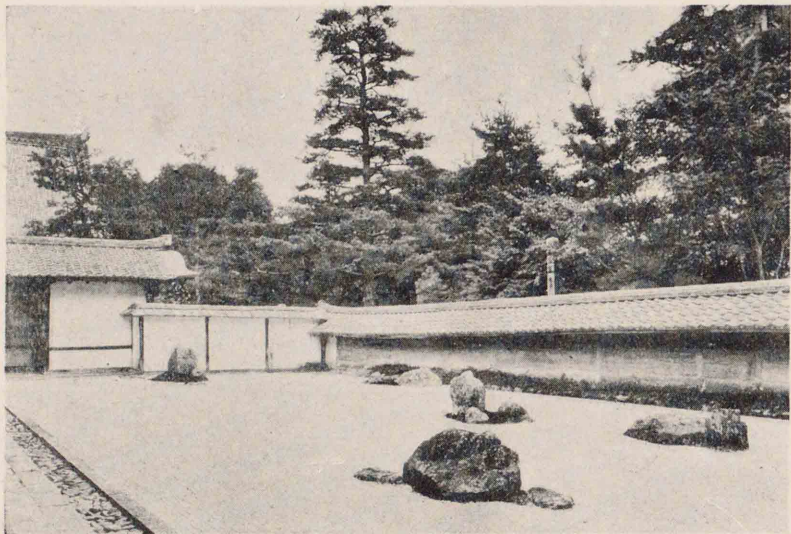
東山時代

文化の特質

④東山時代の文化と後代の趣味生活 將軍義政は京都の東山に山莊を營み、義滿が建てた金閣に倣つて銀閣をそのうちに造り、風流を事とした。このころは藝術が大いに榮えたので、室町時代のうちに於ても義政のころを特に東山時代といふ。東山時代の文化の特質は一には一般に簡素・幽玄・閑寂の風をよろこんだことと、二には庶民の間にひろがる性質をもつたこととであつて、これは信仰や學問の上のみでなく、この時代の趣味生活の上にも考へられ



天龍寺庭園



龍安寺庭園

天龍寺は京都市嵯峨町にある。延元四年後醍醐天皇崩じ給ふや、足利尊氏が天皇の御追福のため建立した禪刹で、夢窓國師を開山とし京五山の一に數へられる。庭園はもと夢窓國師が作るころと傳へ、數次の火災によつて舊觀を失つたが、圖に見る曹源池のみ舊規を保ち、清遠幽雅、造庭の模範として嘆賞せられる。龍安寺は京都市花園町にあり、細川勝元が寶徳二年に建立した禪刹である。庭園は方丈の南、低き築地塀によつて劃せられた東西約十七間、南北約八間の砂庭に十五個の奇巖を七、五、三に配置したもので、一樹一草も植ゑず、砂庭を以て海波に擬し、巖を以て島嶼に象れるもの、その狀母虎の虎兒を連れ水流を渡るに似てゐるので俗に虎の子渡しと稱してゐる。世に相阿彌の作と傳へられる。

る。

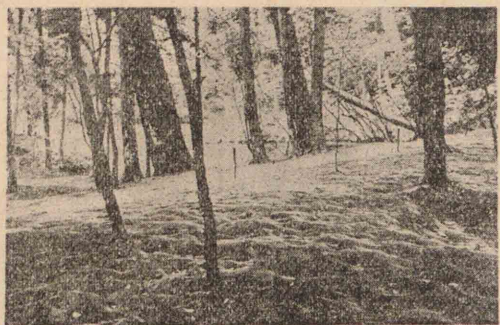
庭 西芳寺の

京都の嵐山の南にあたる松尾に西芳寺がある、その庭園は夢窓國師の造るところといはれ、庭内すべて美しき苔を以て覆はれ深遠幽寂で、自然の裡に閑雅の趣を保つてゐる

茶道

花道

専慶(池ノ坊)は相阿彌の弟子といはれる。



この時代の風流生活は藝能に秀でたものを輩出せしめ、趣味の生活が豊かになり、一般民庶の間にもしだいに廣く及んだから、これらが現代の國民の生活のうちにも多くとり入れられてゐるのを見る。殊に今日の家庭の内の趣味として存するものが多くある。まづ◎藝能には能樂・謠曲があり、義滿に仕へた觀阿彌・世阿彌・義政に仕へた音阿彌はその名手で、その流にも觀世・實生・金剛・金春の四座があつた。

また趣味として特色のあるのには◎茶道がある。茶道は義政が東山に閑居し、相阿彌僧珠光などと茶の會を催したことから盛んとなつた。この茶道とともに◎花道も京

六角堂は京都市
中京区六角通烏
丸東

作庭
香道
書畫

陶磁器

金屬彫刻

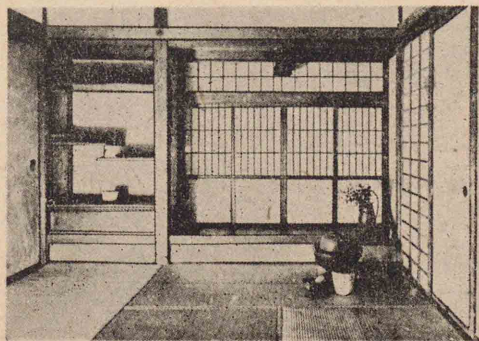
義政の建てた東
求堂(銀閣寺内)
の内の茶室

家庭

書院造

都の六角堂の専慶が花を立てる技術を工夫し、それからしだいに
生花の道が発達し、遂には我が國の家庭には缺くべからざるもの
のやうになつた。④作庭の術もこのころ特に発達し、小さき庭園
を巧みにつくり、庭をながめて喜ぶことが行はれ、⑤香道や⑥書畫
名器の愛玩もこの東山時代に流行し、⑦陶磁器の製作と、その愛用
も茶の湯の流行に伴つて發達を遂げた。そ
のほか金銀細工も進歩して、⑧刀劍具の彫刻
には後藤祐乘があり、精妙な技術を以て世に
賞美せられた。

東山時代は、かやうにして、趣味が多方面に
わたり、その豊かさを増したから、家庭の内の
趣もしだいに變はつて來た。⑨邸宅居室の
裝飾も瀟洒な風が好まれ、書院造りが喜ばれ、



玄關を設け室内には疊を敷きつめ、襖障子を以て部屋を仕切り、客
室には床の間、違棚をつくり、床の間に書畫の幅をかけることもこ
の時代の風尚であつた。

また、⑩客を饗應する儀式等にも定式ができ、食物調理等にも四
條大草などの流派が生じた。

これ等は今日我が國民の住宅の構造、居室の裝飾、家庭の趣味と
なつて多く残り、國民の教養ともなつて今も存するものである。

第十一章 革新の氣運と安土桃山時代

●政治社會の革新と國家的活動 室町幕府の勢力は、應仁の大亂の
後には全く地に墜ち、地方には紛亂絶えず豪族割據の世となつた。
これを戰國時代といふ。

これら地方諸豪族のうち、北陸には上杉氏、中部には武田氏、關

應仁元年は明憲宗三年、李震・陳文等在り
西曆一千六百七十七年、後博多ルガ人赤道を横ぎる

諸大名の各地割據

統一的氣運

皇室尊崇

國家活動

御式^①微と御聖徳

東には北條氏、東海には今川氏、織田氏、奥羽には伊達氏、中國には毛利氏、四國には長曾我部氏、九州には大友・龍造寺・島津の諸氏が最もあらはれてゐた。これらの諸豪は割據して領内の富強をはかり、民政に心を用ひ、資源の開発、文教の復興に力を盡したので、その間に、時代は新文化發展の氣運を醸成した。この氣運を増進し、天下の統一を企てたものが織田信長・豊臣秀吉であり、それによつて實現せられたものが安土桃山時代の新文化である。而して何よりもまづこれによつて高まり、且つ強くなつたものは皇室の尊崇と國家的活動とであつた。

●皇室の尊崇 室町幕府の衰頽は、朝廷を警護し奉るの任にも力足らずして、後土御門天皇、後柏原天皇、後奈良天皇、正親町天皇の御代は恐れ多くも、朝廷は御式微にわたらせられ、内裏の御築地^{ツキヂ}は破れ、恒例の御儀式も闕かせられ、申すも畏きことながら御即位御大

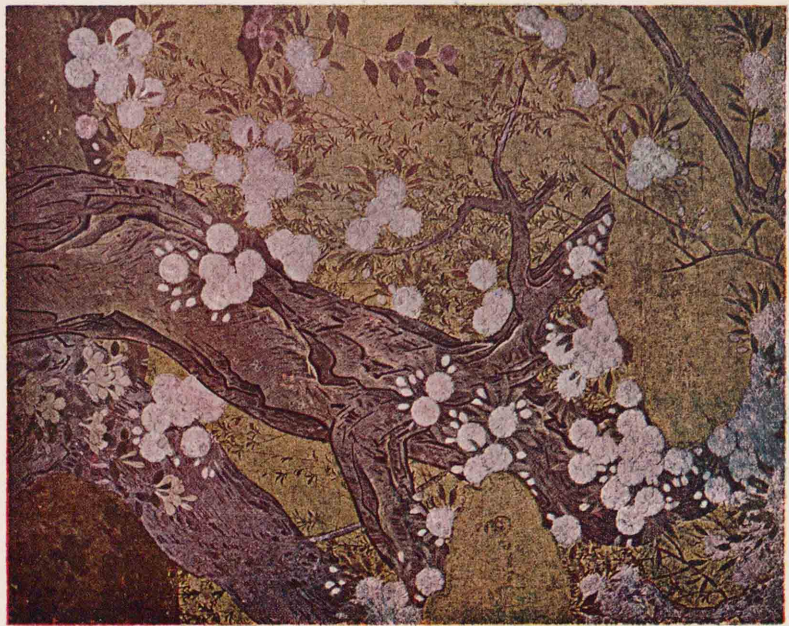


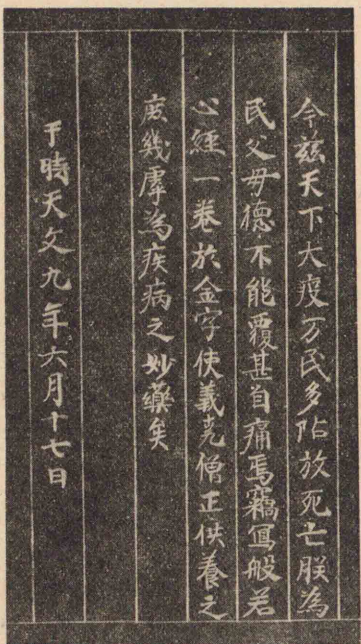
圖 皇 室 尊 崇

これは京都市智積院の襖の繪で、作者は狩野永徳といひ、或は山樂といはれてゐるが、いづれにしても、桃山時代盛時の作製にかゝるものとして最も典型的なものゝ一たるを失はない。全畫面には柳櫻相交はり、春光地に滿つの有様がよく現はされてをり、桃山時代の人々の元氣横溢する様が想はれる。

後奈良天皇御寫經

今茲天下大疫、萬民多沾於死、亡朕爲民父母、德不能覆、甚自痛焉。竊寫一卷於金字、使義堯僧正、供養之。庶幾康爲疾病之妙藥矣。
于時天文九年六月十七日

葬の御儀にも滞らせ給ふことが拜せられた。



が却つてこゝに發揚した。

かゝる時世にも代々の天皇は、戰亂にあへぐ民草の上に御心を注がせ給うたので、國民は天恩に感泣して、尊皇の精神鬱然として興り、類なき國體の精華

後花園天皇は將軍義政が飢饉と疫病とに苦しむ人民を顧ることなく、宴遊に耽るのを御覽せられ、「殘民爭採首陽薇、處々閉爐鎖竹扉、詩興吟酸春二月、滿城紅綠爲誰肥」の御製を賜つて、これを誡められた。

また後土御門天皇には「愚かなる身は忘れても大方の世の憂きをさへまた歎くかな」との御製がある。

後柏原天皇の「治めしるわが世いかにと浪風の八十島かけてゆく心かな」の御製などを拜するとき、いかに歴代の天皇が世の亂れを歎かせられ、民の上に大御心を注がせられたかを畏くも心に深く銘しまつるのである。

後奈良天皇の御代は、皇室いとも御式微にわたらせられた御時にも係らず、天文年中には疫病が流行したのを憂へ給ひ、御親ら紺紙金泥の般若心經を書寫せられ、その奥に「朕爲民父母、徳不能覆、甚自痛焉」と書き記されたごときは、まことに畏き極みである。

かくて諸國の豪族等國體を知りみな聖恩の高きを仰ぎ、皇室尊崇の丹誠を表しまつるものが相ついで現はれた。近江の六角高頼は後土御門天皇の御大葬の費を獻じ、周防の大内義隆、相模の北條氏綱、越前の朝倉孝景、安藝の毛利元就、尾張の織田信秀、攝津の石山本願寺等、或は御即位大禮の御費、禁裏御修理の料、或は伊勢神宮造營の費用を獻納し、伊勢慶光院ケイコウインの清順尼セイジュンニは諸國に勸化し、外宮を

⑨ 國民の勤皇精神

造營し奉つた。そのほか公卿のうちには三條西實隆サネタカ、山科言繼等

圖 三條西實隆
實隆は學問にも秀で、舊儀にも通じ、その時代の公卿のうちにも重きをなしてゐた。



は地方にいたり、豪族の間に説いて忠誠を勵むべきを勧めた。かくて皇室と國民とは接近親和して公卿武人より平民に至るまで、國民のあらゆる階級に勤皇精神が盛んになり、革新の氣風とともに、織田・豊臣二氏によつて皇室を中心として天下の統一を見たことは、誠に我が國體の精華の發現といふべきである。

尾張の織田信長は父信秀の志を繼ぎ勤皇の念厚く、正親町天皇より朝儀の再興、御料所の回復の命を蒙り、感激措く能はず、足利義昭を擁して入京し、まづ禁裏の御修理を行ひ奉り、供御の料を獻じ、京都の秩序を整へ、また久しく絶えてゐた伊勢神宮の正遷宮式を復舊し、尊皇敬神の誠を表した。

⑩ 織田・豊臣二氏の勤皇

團 聚樂第行幸の圖

天正十六年四月、後陽成天皇が聚樂第に行幸せられた時の様を寫したもので、公家奉迎の様、善美を居した聚樂第の結構がうかがはれる。
佐野伯爵家藏



豊臣秀吉は信長の遺業を継ぎ、皇室を尊崇し、天下統一の策を進め、天正十三年には關白に任ぜられ、豊臣の姓を賜つた。秀吉はまた天正十六年、莊麗なる聚樂第に後陽成天皇の行幸を仰ぎ、叡慮を慰め奉つて、部將等に皇室を敬ひ奉るべきことを誓はしめた。

聚樂第は秀吉が京都の内野の地を選んで營んだ第館である。秀吉は天正十六年四月、後陽成天皇の行幸を仰ぎ奉り、秀吉その他公卿諸大名扈從し奉り、御饗應には善美を盡し、舞樂や歌會を催して御興を添へ奉り、天皇及び院の御料を獻じ、親王・公卿等の所領を定め、家康以下諸大名に、子々孫々まで皇室を尊び、關白の命に背かぬことを誓はしめた。天皇は御氣色麗はしく五日

安土桃山時代の精神

日 名 古屋 城

この城は徳川家康がその子義直を尾張に封するにあたり、前田利光・加藤清正・福島正則・池田輝政等の諸大名に命じて築造せしめたもので、慶長十六年に竣工した。一つに金城または金鯨城といひ、天守閣屋上の金の鯨を以て知られてゐる。天守閣は加藤清正が獨力を以て築いたもので、桃山時代城郭建築の代表的遺構である。

日 姫 路 城

一つに白鷺城といひ、初め秀吉が居城としたが、後に慶長の頃池田氏がこれになり、修築を行つた。名古屋城とともに城郭建築として豪壯な桃山時代の精神を示してゐる。

日 天 球 院 襖 繪

勇健豪壯な城郭建築の發達に伴つて、殿内内部の構造・裝飾にも著しい發展が見られ、因に見られるごとく、壁や襖に鮮やかな、金・銀・緑・青等の色彩を以て雄大壯麗な繪畫を畫くことが流行した。かゝる趣向はこの時代の最も得意とする所で、我が國の他の時代にも、また世界に於ても類を求めるとは難かしい。この圖は京都妙心寺の塔頭天球院の襖繪で、竹に鶴を配してゐる。

日 北 野 神 社 拜 殿 臺 殿

建築・繪畫の發達に隨つて彫刻はこれまでとは異なる方面に發展して建物の壯麗を助長する裝飾彫刻を主とするに至つた。圖は慶長の頃に作製せられたもので、栗に鶴を配した透し彫である。京都の北野神社にはこの種の優れたものが多く見られる。

日 南 禪 寺 襖 繪

この時代には鷹・鷲・龍・虎・獅子等勇猛なるものを好んで畫いたが、この圖は因の天球院のものにその代表的なるもので、咆哮する猛虎を寫してゐるが、よくまた時代の精神に協つてゐる。これは京都南禪寺の虎の間と稱せられる書院の襖繪で、狩野探幽の筆といはれてゐる。

日 天 球 院 襖 繪 猛 虎 の 圖

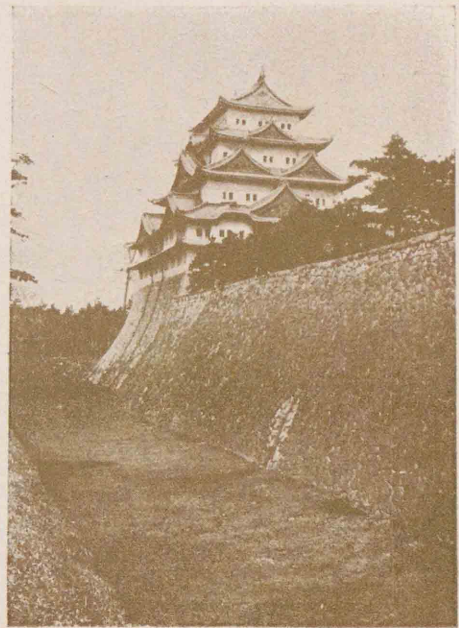
南禪寺に虎の繪を以て知られてゐる。この圖は狩野山樂の筆と云はれる。

日 都 久 夫 須 麻 神 社 彫 刻

滋賀縣琵琶湖上の竹生島に鎮坐する都久夫須麻神社の社殿は秀吉築くころの伏見桃山城の遺構を移したもので、細部に至るまで桃山時代の手法を持つてゐる。圖は社殿の羽目板の全面には、ごこされた壯大な裝飾彫刻の一部で、菊を模倣化したものと思はれる。

安土桃山時代精神

の他公卿諸大名扈從し奉り、御饗應には善美を盡し、舞樂や歌會を催して御興を添へ奉り、天皇及び院の御料を獻じ、親王・公卿等の所領を定め、家康以下諸大名に子々孫々まで皇室を尊び、關白の命に背かぬことを誓はしめた。天皇は御氣色麗はしく五日



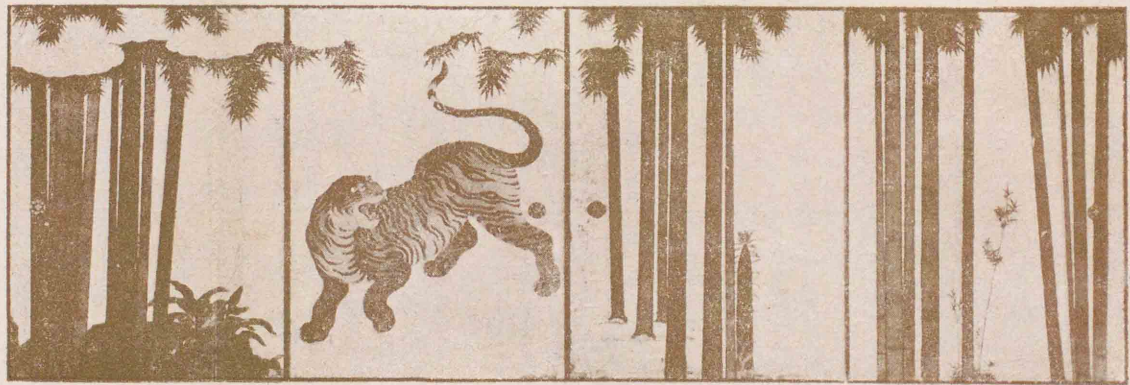
三



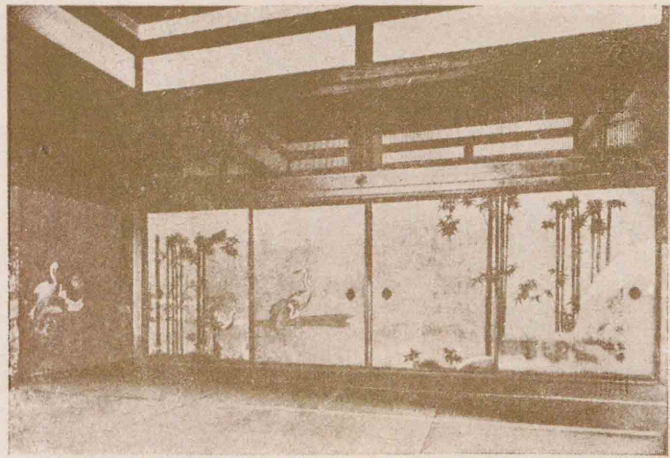
三



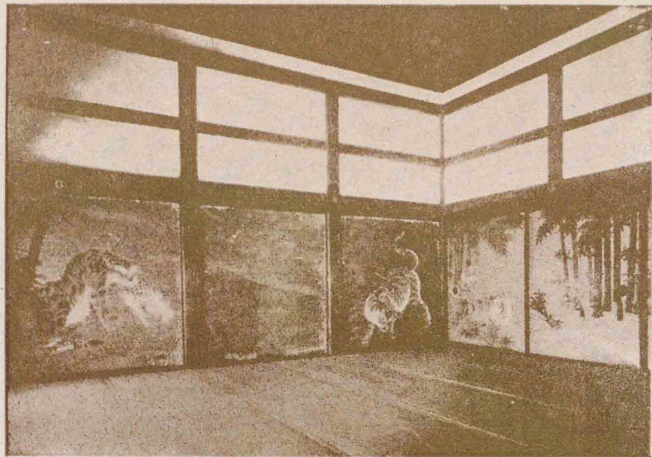
四



五



六



七



八

安土桃山時代の精神

曰名古屋城 この城は徳川家康がその子義直を尾張に封するにあたり、前田利光・加藤清正・福島正則・池田輝政等の諸大名に命じて築造せしめたもので慶長十六年に竣工した。一つに金城または金鯱城コノシロといひ、天守閣屋上の金の鯱を以て知られてゐる。天守閣は加藤清正が獨力を以て築いたもので、桃山時代城郭建築の代表的遺構である。

曰姫路城 一つに白鷺城ハクロといひ、初め秀吉が居城としたが後に慶長の頃池田氏がこれになり、修築を行つた。名古屋城とともに城郭建築として豪壯な桃山時代の精神を示してゐる。

曰天球院襖繪 勇健豪壯な城郭建築の發達に伴つて殿内内部の構造・裝飾にも著しい發展が見られ、因に見られるごとく、壁や襖ツツに鮮かな、金・銀・緑・青等の色彩を以て雄大壯麗な繪畫を畫くことが流行した。かゝる趣向はこの時代の最も得意とする所で、我が國の他の時代にも、また世界に於ても類を求めるときは難かしい。この圖は京都妙心寺の塔頭天球院チウキョウインの襖繪で竹に鶴を配してある。

曰北野神社拜殿カヘルマタ 建築・繪畫の發達に隨つて彫刻はこれまでとは異なる方面に發展して建物の壯麗を助長する裝飾彫刻を主とするに至つた。圖は慶長の頃に作製せられたもので、粟に鶴を配した透し彫である。京都の北野神社にはこの種の優れたものが多く見られる。

曰南禪寺襖繪 この時代には鷹・鷲・龍・虎・獅子等勇猛なるものを好んで畫いたが、この圖は因の天球院のものとともにその代表的なるもので、咆哮する猛虎を寫してゐるが、よくまた時代の精神に協つてゐる。これは京都南禪寺の虎の間と稱せられる書院の襖繪で狩野探幽の筆といはれてゐる。

曰天球院繪猛虎の圖 南禪寺とともに虎の繪を以て知られてゐる。この圖は狩野山樂の筆と云はれる。

曰都久夫須麻神社彫刻 滋賀縣琵琶湖上の竹生島に鎮坐する都久夫須麻神社の社殿は秀吉築くころの伏見桃山城の遺構を移したもので、細部に至るまで桃山時代の手法を持つてゐる。圖は社殿の羽目板ハネイタの全面にほどこされた壯大な裝飾彫刻の一部で菊を模倣化したものと思はれる。

の間御駐輦ありて後還幸あらせられた。

後陽成天皇御製

飽かざりし心をとむるやどりゆゑ

なほ歸るさの惜しまるゝかな

の間御駐輦ありて後還幸あらせられた。

後陽成天皇御製

飽かざりし心をとむるやどりゆゑ

なほ歸るさの惜しまるゝかな

正親町上皇も行幸を聞しめされて御製を贈りまゐらせられた。

萬代にまた八百萬かさねても

なほ限りなき時はこの時

座の發達

●國家的活動の旺盛 室町時代の末期の政治的不安のうちにあつても經濟生活の發達は見のがすことができない。國內では座といふものが盛んとなり、商人等が勢力のある社寺・權門にたよつて營業の保護をうけ、綿・酒・油・紙など各種の商工業を獨占する風があつた。

信長は安土に城を築き、その城下に町を開くや、ひろく商人等を

●安土城址
安土山は滋賀縣蒲生郡安土村にあり、城は天正四年の築造にして、七層の天守閣を始め豪華な建物があつたが、十年六月燒亡した。今石壁や礎石が残存してをり、二丸址には信長の廟がある。

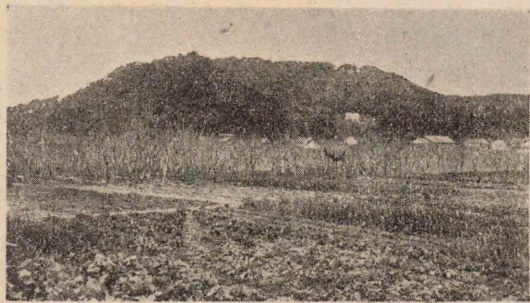
國民の海外進出

積極的への進轉

招きよせ、自由に營業することを許し、座の商人等の獨占や地方的な營業の利權などを排した。秀吉もこの精神を踏襲し、商工業の發展をはかつたので、諸種の座も衰へ、秀吉が城を築いた大阪・伏見の町にあつては營業もより自由となり、商工業は全國的となり、それらの町はいよゝゝ繁榮するに至つた。

また國外ではこれよりまへから邊海の民が國外に出て朝鮮・支那の沿海から暹羅・南洋諸島にまで渡航し、室町幕府の末つ方には歐羅巴人が來航して、キリスト教を傳へたとともに、火器・藥種・織物等を我國に輸入した。

これらの海外の關係は、我が國家的な活動としては積極的なものとはいへなかつたが、信長は新來の西洋の文物についてはこれ



西曆一千五百四十四年、後奈良天皇文二十年、ポルトガル人來航、明世宗二十二年、西曆一千五百四十四年、文天學考者、ルベコニスクス死す

世界知識の利用
Seminario.

對外的國家活動

を利用することををはかり、安土には修學院セミナリオをつくり、宣教師を置いて海外に關しての知識を大いに進め、革新的な氣運を興した。秀吉に至つては、さらに外に對して、國威を伸ばさうとして、印度・臺灣・Philippine・フィリピン諸島に書を送つて入貢を促し、更に明と國交の修復を欲して、朝鮮王をして事を計らしめたが、遂に明を伐つために文祿・慶長の役を起すに至つた。

④新精神の興起 かやうにして諸雄割據の後をうけて、安土・桃山時代は全國的な統一、國家的な活動の旺盛につれて内外諸文物を綜合歸一せんとする新氣運がまさに鬱興した時である。この新精神は信長・秀吉によつて大いに發揚せられ、鮮明に示現せられた。かゝる精神は一般文化の上に反映し、政治の上では強力な統制が來たり、藝術の上には雄大にして綜合的な氣風となつてあらはれた。この時代、豪壯な居城の築造には安土城・桃山城・大阪城があ

り、その城下には士民聚り住んで商業が發達し城下町の發展が見られた。この時代の武士の好尚は雄健・豪快を旨とし、繪畫には宏

壯な殿館や居室を飾る壁障畫、彫刻には丹青の彩色鮮かな欄間の裝飾彫刻などが進歩した。就中繪畫にあつては單純なる構圖に雄渾の氣魄を盛るところに時代の特色が窺はれる。また西歐人の渡來によりて世界の廣大を知り、異境の風物に對する感興が高まり、後には南蠻屏風・世界圖及び日本圖屏風類の作製が少なくなかつた。こゝにも文物を世界に求める一種の自由

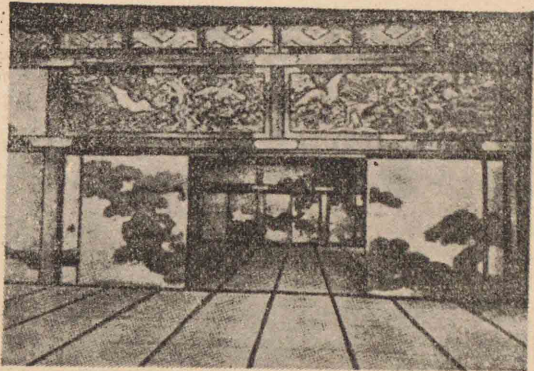


圖 京都二條城大廣間
慶長のはじめに徳川家康によつて築かれた二條城の内部で、雄大な室の構造、豪華な襖畫、鮮麗な欄間彫刻などすべてに綜合的なるところがあつて時代の風尚を示してゐる。二條城は明治時代に離宮となつたが昭和十五年京都市に下賜された。

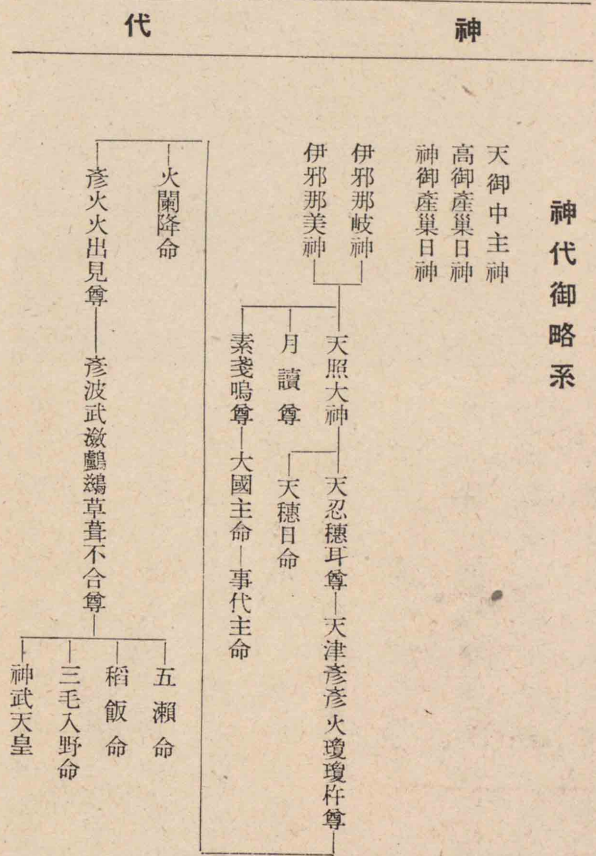
な精神、日本人本來の氣象の發動がある。

中國史通記 上級用 前編 終

附 錄

中國史通記年表 (上級用前編)

時代	天皇	紀元	年號	重要事項	西紀	外國史對照
神武天皇	神武天皇	一	元年	天皇橿原宮に即位し給ふ 天皇功を定め賞を行ひ、地方に國造・縣主を置き 民治に任じ給ふ 天神を祀りて、大孝を申べ給はんの詔を下し給ふ ○靈時を鳥見山中に作りて皇祖天神を親祭し給ふ 天皇諸國を巡幸して民情を察し又高丘に登りて國 を見給ふ	前六〇〇	此頃アツシリヤ極盛
綏靖天皇	綏靖天皇	三	三年			
安寧天皇	安寧天皇	四	四年			
懿德天皇	懿德天皇	一八	三一年		四八〇	サラミス海戰
孝昭天皇	孝昭天皇	一八	三二年		四七九	孔子死す
孝安天皇	孝安天皇					
孝靈天皇	孝靈天皇	四〇	七〇年			
孝元天皇	孝元天皇	四九	一三年			
開化天皇	開化天皇	五五	一二年		二〇一	漢劉邦帝位に即く
崇神天皇	崇神天皇	五八	五年	國內疾病流行し、死亡多し 神鏡・靈劍を倭登縫邑に奉遷す 天皇淺茅原に八十萬神を祀り給ふ、また天社・國 社・神地・神戸を定め給ふ○疫病始て止む	二〇三	羅馬帝政時代
		五九	六年		二〇四	カルタゴ滅ぶ
		六〇	七年			



時代	天皇	紀元	年	號	重	要	事	項	西紀	外國史對照		
崇神天皇	崇神天皇	五三〇	一〇年	一〇年	四道將軍を派遣す							
			十一	十一年	四道將軍我夷の平ぎたるを復奏す、是歲異俗多く歸し國內安寧							
			十二	十二年	始めて人民を校へ、調役を課す、風雨時に順ひ百穀成り天下大平なり							
			十三	十三年	諸國に船舶を造らしめ給ふ							
			十四	十四年	豐城入彦命をして東國を治めしめ給ふ							
			十五	十五年	出雲大神の神寶を獻らしめ給ふ							
			十六	十六年	農事を勸め池溝を掘らしめ給ふ							
			十七	十七年	任那始めて朝貢す							
			十八	十八年	新羅王子天日槍來朝す							
			十九	十九年	倭姫命をして天照大神を伊勢渡會宮に鎮座せしめ給ふ							
			二十	二十年	兵器を以て神幣となし給ふ							
			二十一	二十一年	詔して殉死を止めしめ給ふ							
二十二	二十二年	土偶を以て殉死に代ふ										
二十三	二十三年	諸國に池溝を開くこと八百餘										
二十四	二十四年	劍一千口を作り石上神宮に藏む、物部連世々これを治む										
二十五	二十五年	天日槍の寶しし寶物を官府に藏す										
二十六	二十六年											
二十七	二十七年											
二十八	二十八年											
二十九	二十九年											
三十	三十年											
三十一	三十一年											
三十二	三十二年											
三十三	三十三年											
三十四	三十四年											
三十五	三十五年											
三十六	三十六年											
三十七	三十七年											
三十八	三十八年											
三十九	三十九年											
四十	四十年											

時代	天皇	紀元	年	號	重	要	事	項	西紀	外國史對照		
垂仁天皇	垂仁天皇	七三〇	九〇年	九〇年	田道間守を常世國に遣はし給ふ							
			九一	九十一年	熊襲を親征し給ふ							
			九二	九十二年	天皇日向より還幸し給ふ							
			九三	九十三年	武内宿禰をして北陸及東方諸國を巡察せしむ							
			九四	九十四年	日本武尊熊襲を征す							
			九五	九十五年	日本武尊東夷を征す							
			九六	九十六年	蝦夷の捕虜を畿外に置く							
			九七	九十七年	東山・東海諸州に巡幸し給ふ							
			九八	九十八年	彦狹島王を東山道十五國の都督とす、王途にして薨す							
			九九	九十九年	御諸別王をして東山道都督の職を襲がしむ							
			一〇〇	一〇〇年	諸國に田部・屯倉を置く							
			一〇一	一〇一年	國郡に長を立て、縣邑に首を置く							
一〇二	一〇二年	國郡に造長を立て、縣邑に稻置を置く○山河を境として國縣に分つ										
一〇三	一〇三年	天皇熊襲を親征し給ふ										
一〇四	一〇四年	天皇香椎宮に崩す○神功皇后新羅を征し給ふ、高麗・百濟次いで降る、内官家を定む、皇后凱旋して天皇を葬り奉る										
一〇五	一〇五年	神功皇后攝政										
一〇六	一〇六年	諸國の海人及び山守部を定む										
一〇七	一〇七年	高麗・百濟・任那・新羅人並に來朝○武内宿禰韓人を率ゐて韓人池を作る										
一〇八	一〇八年											
一〇九	一〇九年											
一一〇	一一〇年											
一一一	一一一年											
一一二	一一二年											
一一三	一一三年											
一一四	一一四年											
一一五	一一五年											
一一六	一一六年											
一一七	一一七年											
一一八	一一八年											
一一九	一一九年											
一二〇	一二〇年											

時代	天皇	紀元	年號	重要事項	西紀	外國史對照
	應神天皇	九四三 九四四 九四五 九四六 九四七	八三年 八四年 八五年 八九年 一〇六年 一一〇年	弓月君歸化す○百濟縫衣の工女を貢す 百濟より阿直岐來る 百濟の王仁、治工・釀造人・吳服師を率ゐて來朝し、また論語十卷・千字文一卷を上る 阿知使主十七縣の人々を率ゐて歸化す 阿知使主を吳に遣はして縫工女を求めしむ 阿知使主工女を伴ひて歸る	三六	コンスタンチヌス大帝立つ
	仁德天皇	九七三 九七六 九八三 九八五 九八六 一〇五	元年 四年 十一年 一三年 八三年	難波に遷都し高津宮と謂ふ 天皇高臺に登りて百姓の窮乏を知り給ひ詔して三年の課役を免じ給ふ 難波の堀江を穿ち茨田堤を築き給ふ 始めて茨田の屯倉を置く	三六 三五	西晉滅び東晉起る 羅馬東西兩帝國に分る
	履中天皇	一〇三三 一〇三五	四年 六年	始めて諸國に史官を置き、言事を記さしむ 始めて藏職を置き藏部を定む		
	反正天皇					
	允恭天皇	一〇七五	四年	盟神探湯を行ひて姓氏を正す		
	安康天皇		六年	皇紀躬ら桑蠶の事を勧め給ふ○吳國貢獻す 始めて樓閣を起す		
	雄略天皇	一一三三 一一三六	二年			

時代	天皇	紀元	年號	重要事項	西紀	外國史對照
	雄略天皇	一一三三 一一三六 一一三九 一一四〇	二年 三年 四年 五年 六年	豐受大神を丹波與佐郡真井原より迎へて、伊勢外宮に祀る 海外諸蕃朝貢す	四七	西羅馬帝國滅亡
	清寧天皇	一一四三	三年			
	顯宗天皇					
	仁賢天皇					
	武烈天皇					
	織體天皇	一一五三 一一五七 一一六二	七年 一〇年 一六年	百濟五經博士段楊爾を貢す 百濟五經博士高安茂を貢す、よつて段楊爾を歸す 南梁人司馬達等來朝す		
	安閑天皇					
	宣化天皇					
	欽明天皇	一一〇〇 一一三三 一一三六 一一三九 一一四三	元年 三年 四年 五年	蝦夷・卑人並びに歸服す、秦漢の歸化人を國郡に置き戸籍に編貫す 百濟の聖明王金銅釋迦佛・經論を獻す 百濟に勅して醫・易・曆等の博士を交番來往せしむ 五經・醫・易・曆等の博士來朝す		

時代	天皇	紀元	年	號	重	要	事	項	西紀	外國史對照
持統	天皇	三九八	二年	三年	國政を奏請し調賦を獻す 蝦夷二百十三人に食を賜ひ位を授く 令二十二卷を諸司に頒つ					
文武	天皇	三九〇	三年	四年	多織・夜久・菴美・度感の人來貢す○南嶋の獻物を伊勢神宮に奉る○始めて鑄錢司を置く 忍壁親王・藤原不比等に勅して律令を撰せしめ給ふ 律令成る○明法博士を六道に遣はして新令を講せしむ 新令を天下に頒つ、度量を天下に頒つ○始て律を講す					
元明	天皇	三九〇	同二年	同二年	武藏國秩父郡和銅を獻す○正月十一日和銅と改元、始めて銀錢・銅錢を行ふ 薩摩郡司已下二百餘人入朝 都を平城京に遷す 穀六升を以て錢(銅)一文と交換せしむ、蓄錢叙位の法を定む 太安麻呂古事記を上る○始めて出羽國を置く 丹波五郡を割き丹後國を、備前六郡を以て美作國を、日向四郡を以て大隅國を置く○新格並びに權衡度量を天下諸國に頒つ○諸國風土記を上らしむ 藤原不比等に律令を刊修せしむ 天下百姓をして襟を右にせしむ 舍人親王日本書紀三十卷を上る					
元正	天皇	三九〇	同三年	同四年	養老二年 同三年 同四年					

代	時	平	天	長
元正	天皇	三九〇	同五年	神龜元年
聖武	天皇	三九〇	同二年	天平元年
孝謙	天皇	一四三	同一年	同一年
淳仁	天皇	一四二	同八年	天寶元年
稱徳	天皇	一四五	同三年	神護元年
光仁	天皇	一四〇	寶龜元年	道鏡を貶す
桓武	天皇	一四四	延暦三年	造長岡宮使を任じ都城宮殿を經營す 最澄延曆寺を建つ 都を平安京に奠む 諸國の地圖を作る○新錢隆平・永寶を鑄る 續日本紀成る

時代		天皇	紀元	年	號	重	要	事	項	西紀	外國史對照
平	安	桓武天皇	一四六	同二〇年	征夷大將軍坂上田村麻呂蝦夷を平定す	八〇一	前年チャールズ大帝羅馬帝國の金冠を受く				
			一四七	同二一年	膽澤城を築く						
			一四八	同二二年	志波城を築く						
			一四九	同二三年	遣唐大使藤原葛野麻呂等發す、最澄・空海これに従つて入唐す						
			一五〇	同二四年	最澄歸朝して天台宗を傳ふ						
時	安	平城天皇	一四六	大同元年	空海唐より歸朝して眞言宗を傳ふ	八〇六	唐の憲宗の世				
			一四七	同二年	齋部廣成古語拾遺を上る						
			一四八	弘仁元年	藏人所を置く○藥子の變あり○新錢を鑄造す						
			一四九	同七年	新羅人百八十名歸化○空海金剛峰寺を建つ						
			一五〇	同八年	新羅人百七十七名歸化○陸奥の俘囚歸降す						
代	時	嵯峨天皇	一四七	同九年	新に富壽神寶を鑄る						
			一四八	同十年	弘化格式を撰す						
			一四九	同十一年	經國集成						
			一五〇	天長四年	空海綜藝種智院を起す						
			一五一	同五年	滋野貞主等祕府略を撰す						
平	時	淳和天皇	一四九	同八年	清原夏野等令義解を上る						
			一五〇	同十一年	藤原緒嗣等日本後紀を上る						
			一五一	承知八年	新錢長年大寶を鑄る						
			一五二	嘉祥元年	藤原良房太政大臣に任ぜらる						
			一五三	天安元年							

時代		天皇	紀元	年	號	重	要	事	項	西紀	外國史對照
平	安	清和天皇	一五八	同二年	良房攝政となる						
			一五九	貞觀元年	饒益神寶を鑄る						
			一六〇	同十一年	貞觀格を撰す○續日本後紀成る						
			一六一	同十二年	貞觀永寶錢を鑄る						
			一六二	同十三年	貞觀式を撰す						
時	安	陽成天皇	一五八	元慶二年	藤原保則をして叛夷を討たしむ、また小野春風等をして出羽の賊を伐たしむ						
			一五九	同三年	文德實錄成る						
			一六〇	同五年	在原氏獎學院を起す						
			一六一	同六年	藤原基經關白となる						
			一六二	寬平二年	寬平大寶錢を鑄る						
代	時	宇多天皇	一五七	仁和三年	藤原時平を左大臣に、菅原道真を右大臣に任ず						
			一五八	寬平二年	菅原道真左遷せらる○三代實錄五十卷成る○延喜格十卷を上る						
			一五九	昌泰二年	諸國に命じて風土記を上らしむ						
			一六〇	延喜元年	紀貫之等古今集を上る						
			一六一	同三年	延喜通寶錢を鑄る						
藤	代	醍醐天皇	一五七	同七年	勘解由使をして交替式を修撰せしむ						
			一五八	同十一年	延喜式五十卷を上る						
			一五九	延長五年	清涼殿雷震し、廷臣死傷するもの多し						
			一六〇	同八年							
			一六一	同八年							

時代	天皇	紀元	年號	重 要 事 項	西紀	外國史對照
	後鳥羽天皇	一八四 一八四 一八五 一八五	文治三年 同 五年 建久二年 同 三年	藤原俊成千載和歌集を奏覽す 頼朝藤原泰衡を討つ 榮西歸朝し臨濟宗を傳ふ 頼朝征夷大將軍に任ぜらる		
	土御門天皇	一八六 一八六 一八六 一八六	建久九年 正治二年 建仁二年 同 三年	僧源空選擇本願念佛集を撰す 政子壽福寺を建つ 榮西建仁寺を建つ 北條時政執權となる○實朝將軍となる 藤原定家新古今集を撰す○北條義時執權となる 僧高辨梅尾を賜はり高山寺を創む	二〇六	蒙古起る
	順德天皇	一八七 一八七	建保四年 承久元年	實朝支那に赴かんとして、陳和卿等をして大船を造らしむ 實朝害せられ、藤原頼經鎌倉に下る		
	仲恭天皇	一八一 一八一	同 三年	承久の亂○六波羅探題を置く		
	後堀河天皇	一八四 一八七 一八七	元仁元年 安貞元年 貞永元年	親鸞眞宗を開く、教行信證を執筆す 道元歸朝して曹洞宗を傳ふ 泰時貞永式目を定む		
	四條天皇					
	後嵯峨天皇	一八四 一八四	寬元二年	道元永平寺を建つ		

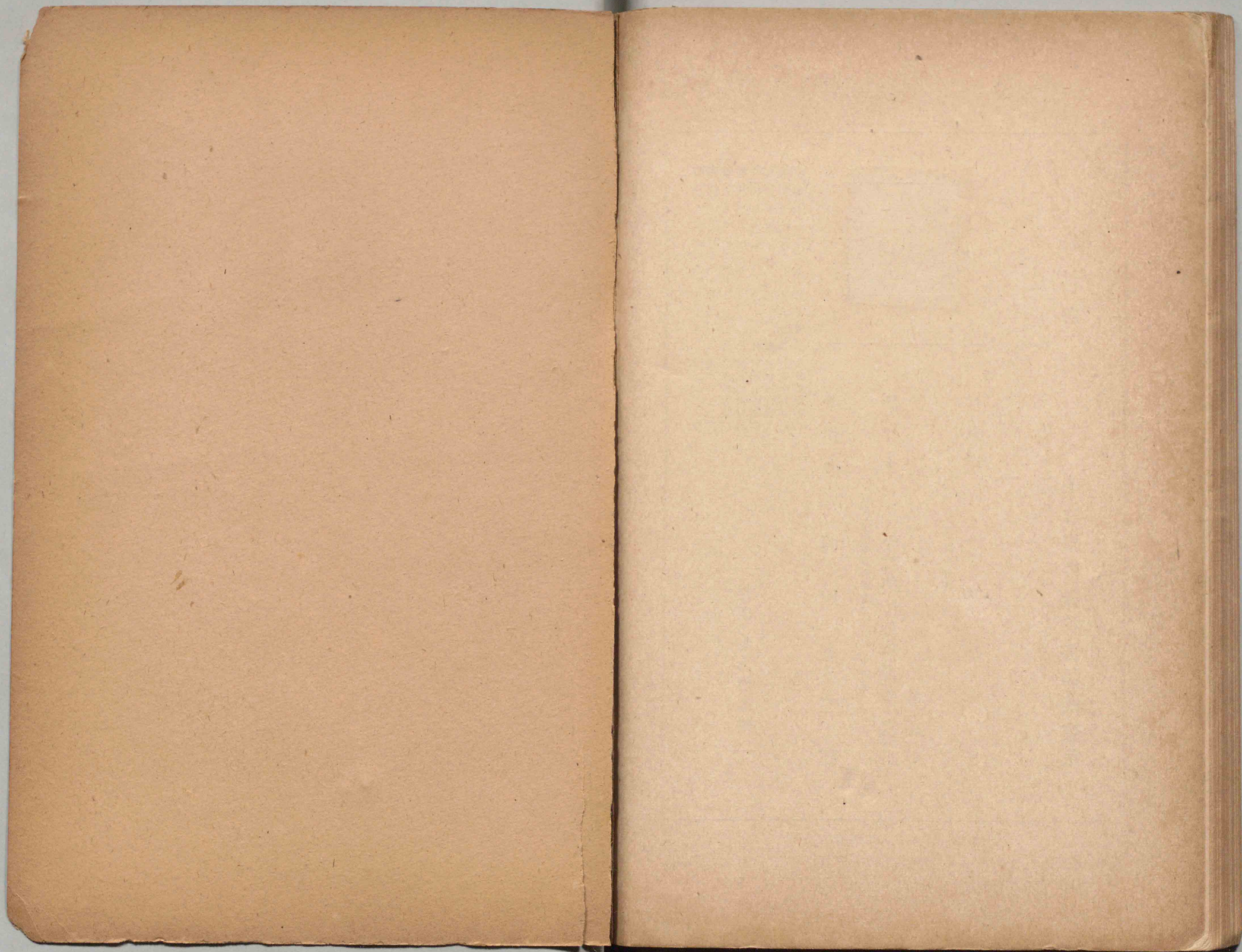
代	時	倉	鎌
花園天皇	後伏見天皇	伏見天皇	後宇多天皇
一七三 一七三 同 五年	正和元年	同 五年	同 五年
藤原爲兼玉葉和歌集を撰進す 北條高時執權となる			
	後二條天皇	後伏見天皇	龜山天皇
	同 五年	同 五年	同 八年
	後宇多天皇	後伏見天皇	後深草天皇
	同 四年	同 四年	同 六年
	弘安二年	弘安二年	同 四年
	同 五年	同 五年	同 五年
	同 五年	同 五年	同 六年
	正應四年	正應四年	同 四年
	後伏見天皇	伏見天皇	後宇多天皇
	同 五年	同 五年	同 五年
	後二條天皇	後伏見天皇	龜山天皇
	同 五年	同 五年	同 八年
	後宇多天皇	後伏見天皇	後深草天皇
	同 四年	同 四年	同 六年
	弘安二年	弘安二年	同 四年
	同 五年	同 五年	同 五年
	同 五年	同 五年	同 六年
	正應四年	正應四年	同 四年
	後伏見天皇	伏見天皇	後宇多天皇
	同 五年	同 五年	同 五年
	後二條天皇	後伏見天皇	龜山天皇
	同 五年	同 五年	同 八年
	後宇多天皇	後伏見天皇	後深草天皇
	同 四年	同 四年	同 六年
	弘安二年	弘安二年	同 四年
	同 五年	同 五年	同 五年
	同 五年	同 五年	同 六年
	正應四年	正應四年	同 四年
	後伏見天皇	伏見天皇	後宇多天皇
	同 五年	同 五年	同 五年
	後二條天皇	後伏見天皇	龜山天皇
	同 五年	同 五年	同 八年
	後宇多天皇	後伏見天皇	後深草天皇
	同 四年	同 四年	同 六年
	弘安二年	弘安二年	同 四年
	同 五年	同 五年	同 五年
	同 五年	同 五年	同 六年
	正應四年	正應四年	同 四年
	後伏見天皇	伏見天皇	後宇多天皇
	同 五年	同 五年	同 五年
	後二條天皇	後伏見天皇	龜山天皇
	同 五年	同 五年	同 八年
	後宇多天皇	後伏見天皇	後深草天皇
	同 四年	同 四年	同 六年
	弘安二年	弘安二年	同 四年
	同 五年	同 五年	同 五年
	同 五年	同 五年	同 六年
	正應四年	正應四年	同 四年
	後伏見天皇	伏見天皇	後宇多天皇
	同 五年	同 五年	同 五年
	後二條天皇	後伏見天皇	龜山天皇
	同 五年	同 五年	同 八年
	後宇多天皇	後伏見天皇	後深草天皇
	同 四年	同 四年	同 六年
	弘安二年	弘安二年	同 四年
	同 五年	同 五年	同 五年
	同 五年	同 五年	同 六年
	正應四年	正應四年	同 四年
	後伏見天皇	伏見天皇	後宇多天皇
	同 五年	同 五年	同 五年
	後二條天皇	後伏見天皇	龜山天皇
	同 五年	同 五年	同 八年
	後宇多天皇	後伏見天皇	後深草天皇
	同 四年	同 四年	同 六年
	弘安二年	弘安二年	同 四年
	同 五年	同 五年	同 五年
	同 五年	同 五年	同 六年
	正應四年	正應四年	同 四年
	後伏見天皇	伏見天皇	後宇多天皇
	同 五年	同 五年	同 五年
	後二條天皇	後伏見天皇	龜山天皇
	同 五年	同 五年	同 八年
	後宇多天皇	後伏見天皇	後深草天皇
	同 四年	同 四年	同 六年
	弘安二年	弘安二年	同 四年
	同 五年	同 五年	同 五年
	同 五年	同 五年	同 六年
	正應四年	正應四年	同 四年
	後伏見天皇	伏見天皇	後宇多天皇
	同 五年	同 五年	同 五年
	後二條天皇	後伏見天皇	龜山天皇
	同 五年	同 五年	同 八年
	後宇多天皇	後伏見天皇	後深草天皇
	同 四年	同 四年	同 六年
	弘安二年	弘安二年	同 四年
	同 五年	同 五年	同 五年
	同 五年	同 五年	同 六年
	正應四年	正應四年	同 四年
	後伏見天皇	伏見天皇	後宇多天皇
	同 五年	同 五年	同 五年
	後二條天皇	後伏見天皇	龜山天皇
	同 五年	同 五年	同 八年
	後宇多天皇	後伏見天皇	後深草天皇
	同 四年	同 四年	同 六年
	弘安二年	弘安二年	同 四年
	同 五年	同 五年	同 五年
	同 五年	同 五年	同 六年
	正應四年	正應四年	同 四年
	後伏見天皇	伏見天皇	後宇多天皇
	同 五年	同 五年	同 五年
	後二條天皇	後伏見天皇	龜山天皇
	同 五年	同 五年	同 八年
	後宇多天皇	後伏見天皇	後深草天皇
	同 四年	同 四年	同 六年
	弘安二年	弘安二年	同 四年
	同 五年	同 五年	同 五年
	同 五年	同 五年	同 六年
	正應四年	正應四年	同 四年
	後伏見天皇	伏見天皇	後宇多天皇
	同 五年	同 五年	同 五年
	後二條天皇	後伏見天皇	龜山天皇
	同 五年	同 五年	同 八年
	後宇多天皇	後伏見天皇	後深草天皇
	同 四年	同 四年	同 六年
	弘安二年	弘安二年	同 四年
	同 五年	同 五年	同 五年
	同 五年	同 五年	同 六年
	正應四年	正應四年	同 四年
	後伏見天皇	伏見天皇	後宇多天皇
	同 五年	同 五年	同 五年
	後二條天皇	後伏見天皇	龜山天皇
	同 五年	同 五年	同 八年
	後宇多天皇	後伏見天皇	後深草天皇
	同 四年	同 四年	同 六年
	弘安二年	弘安二年	同 四年
	同 五年	同 五年	同 五年
	同 五年	同 五年	同 六年
	正應四年	正應四年	同 四年
	後伏見天皇	伏見天皇	後宇多天皇
	同 五年	同 五年	同 五年
	後二條天皇	後伏見天皇	龜山天皇
	同 五年	同 五年	同 八年
	後宇多天皇	後伏見天皇	後深草天皇
	同 四年	同 四年	同 六年
	弘安二年	弘安二年	同 四年
	同 五年	同 五年	同 五年
	同 五年	同 五年	同 六年
	正應四年	正應四年	同 四年
	後伏見天皇	伏見天皇	後宇多天皇
	同 五年	同 五年	同 五年
	後二條天皇	後伏見天皇	龜山天皇
	同 五年	同 五年	同 八年
	後宇多天皇	後伏見天皇	後深草天皇
	同 四年	同 四年	同 六年
	弘安二年	弘安二年	同 四年
	同 五年	同 五年	同 五年
	同 五年	同 五年	同 六年
	正應四年	正應四年	同 四年
	後伏見天皇	伏見天皇	後宇多天皇
	同 五年	同 五年	同 五年
	後二條天皇	後伏見天皇	龜山天皇
	同 五年	同 五年	同 八年
	後宇多天皇	後伏見天皇	後深草天皇
	同 四年	同 四年	同 六年
	弘安二年	弘安二年	同 四年
	同 五年	同 五年	同 五年
	同 五年	同 五年	同 六年
	正應四年	正應四年	同 四年
	後伏見天皇	伏見天皇	後宇多天皇
	同 五年	同 五年	同 五年
	後二條天皇	後伏見天皇	龜山天皇
	同 五年	同 五年	同 八年
	後宇多天皇	後伏見天皇	後深草天皇
	同 四年	同 四年	同 六年
	弘安二年	弘安二年	同 四年
	同 五年	同 五年	同 五年
	同 五年	同 五年	同 六年
	正應四年	正應四年	同 四年
	後伏見天皇	伏見天皇	後宇多天皇
	同 五年	同 五年	同 五年
	後二條天皇	後伏見天皇	龜山天皇
	同 五年	同 五年	同 八年
	後宇多天皇	後伏見天皇	後深草天皇
	同 四年	同 四年	同 六年
	弘安二年	弘安二年	同 四年
	同 五年	同 五年	同 五年
	同 五年	同 五年	同 六年
	正應四年	正應四年	同 四年
	後伏見天皇	伏見天皇	後宇多天皇
	同 五年	同 五年	同 五年
	後二條天皇	後伏見天皇	龜山天皇
	同 五年	同 五年	同 八年
	後宇多天皇	後伏見天皇	後深草天皇
	同 四年	同 四年	同 六年
	弘安二年	弘安二年	同 四年
	同 五年	同 五年	同 五年
	同 五年	同 五年	同 六年
	正應四年	正應四年	同 四年
	後伏見天皇	伏見天皇	後宇多天皇
	同 五年	同 五年	同 五年
	後二條天皇	後伏見天皇	龜山天皇
	同 五年	同 五年	同 八年
	後宇多天皇	後伏見天皇	後深草天皇
	同 四年	同 四年	同 六年
	弘安二年	弘安二年	同 四年
	同 五年	同 五年	同 五年
	同 五年	同 五年	同 六年
	正應四年	正應四年	同 四年
	後伏見天皇	伏見天皇	後宇多天皇
	同 五年	同 五年	同 五年
	後二條天皇	後伏見天皇	龜山天皇
	同 五年	同 五年	同 八年
	後宇多天皇	後伏見天皇	後深草天皇
	同 四年	同 四年	同 六年
	弘安二年	弘安二年	同 四年
	同 五年	同 五年	同 五年
	同 五年	同 五年	同 六年
	正應四年	正應四年	同 四年
	後伏見天皇	伏見天皇	後宇多天皇
	同 五年	同 五年	同 五年
	後二條天皇	後伏見天皇	龜山天皇
	同 五年	同 五年	同 八年
	後宇多天皇	後伏見天皇	後深草天皇
	同 四年	同 四年	同 六年
	弘安二年	弘安二年	同 四年
	同 五年	同 五年	同 五年
	同 五年	同 五年	同 六年
	正應四年	正應四年	同 四年
	後伏見天皇	伏見天皇	後宇多天皇
	同 五年	同 五年	同 五年
	後二條天皇	後伏見天皇	龜山天皇
	同 五年	同 五年	同 八年

時代	天皇	紀元	年號	重要事項	西紀	外國史對照
吉野	後醍醐天皇	一九八	同三年	北畠顯家・新田義貞戦死す		
		一九七	同二年	瓜生保等金ヶ崎城を援けて戦死す○尊良親王戦死し給ふ○北畠顯家鎌倉を攻む		
		一九六	延元元年	湊川の戦○吉野還幸		
		一九四	建武元年	始めて紙幣を行ふ○侍所・雑訴決斷所を置かる		
		一九三	元弘三年	北條氏滅ぶ○天皇還幸○護良親王を征夷大將軍となす○北畠顯家義良親王を奉じて陸奥に赴く○成良親王を征夷大將軍となし足利直義親王を奉じて相模に赴く		
		一九二	同二年	隱岐還幸○正成千早城に據る		
		一九一	元弘元年	笠置潛幸○楠木正成義兵を擧ぐ		
		一九〇	正中元年	天皇幕府追討をはかり給ふ		
		一八九	元亨元年	天皇記録所を復し親政し給ふ		
		一八八	同	天皇京都に還幸し給ふ		
時	後村上天皇	二〇〇	同四年	北畠親房神皇正統記を著す○尊氏・直義天龍寺を創め安國寺を建てしむ	一三九	英佛百年戦争起る
		一九九	同	足利氏天龍寺船を元に遣す		
		一九八	興國二年	楠木正行細川顯氏の兵を河内の所々に破る		
		一九七	正平二年	正行戦死○天皇賀名生還幸		
		一九六	同三年	親房薨す		
		一九五	同			
		一九四	同			
		一九三	同			
		一九二	同			
		一九一	同			
室	後小松天皇	二〇五	元中八年	義満山名氏清を滅す	一三六	元滅び明起る
		二〇四	同九年	天皇京都に還幸し給ふ		
		二〇三	同	義満將軍職を辭し太政大臣に任ぜらる		
		二〇二	同	義満金閣を建つ		
		二〇一	同	應永の亂、義満大内義弘を滅す		
		二〇〇	同	義満・僧祖阿・九州商人肥富氏を明に遣はす		
		一九九	同	明船永樂錢をのせて相模に漂着す○義満高麗人を北山第に引見す		
		一九八	同	義満明使を北山第に引見す		
		一九七	同	南蠻船一艘黒象・山馬・孔雀・鸚鵡等をのせて若狭に漂着す		
		一九六	同	將軍義持明との交通を謝絶す		
町	稱光天皇	二〇八	同二六年	この頃我邊民明境に入る	一四九	明の成祖の時
		二〇七	同二八年	徳政一揆起る		
		二〇六	同	義持の弟義教將軍となる、義教朝鮮使者を等持院に引見す		
		二〇五	同	飛鳥井雅世をして新續古今和歌集を撰ばしむ		
		二〇四	同	永享の亂起る		
		二〇三	同	結城合戦、春王安王の亂おこる○公卿以下に其の所藏の書目を上らしむ		
		二〇二	同	嘉吉の亂、赤松滿祐義教を害す○幕府令して徳政を行ふ、徳政條目を定む		
		二〇一	同	義政家督をつぐ○宗氏朝鮮と條約を結ぶ○我邊民明境に入る		
		二〇〇	同			
		一九九	同			
代	後花園天皇	二〇三	同三年			
		二〇二	同			
		二〇一	同			
		二〇〇	同			
		一九九	同			
		一九八	同			
		一九七	同			
		一九六	同			
		一九五	同			
		一九四	同			

時代	天皇	紀元	年號	重要事項	西紀	外國史對照
時	後醍醐天皇	二〇五	元中八年	義満山名氏清を滅す	一三六	元滅び明起る
		二〇四	同九年	天皇京都に還幸し給ふ		
		二〇三	同	義満將軍職を辭し太政大臣に任ぜらる		
		二〇二	同	義満金閣を建つ		
		二〇一	同	應永の亂、義満大内義弘を滅す		
		二〇〇	同	義満・僧祖阿・九州商人肥富氏を明に遣はす		
		一九九	同	明船永樂錢をのせて相模に漂着す○義満高麗人を北山第に引見す		
		一九八	同	義満明使を北山第に引見す		
		一九七	同	南蠻船一艘黒象・山馬・孔雀・鸚鵡等をのせて若狭に漂着す		
		一九六	同	將軍義持明との交通を謝絶す		
町	稱光天皇	二〇八	同二六年	この頃我邊民明境に入る	一四九	明の成祖の時
		二〇七	同二八年	徳政一揆起る		
		二〇六	同	義持の弟義教將軍となる、義教朝鮮使者を等持院に引見す		
		二〇五	同	飛鳥井雅世をして新續古今和歌集を撰ばしむ		
		二〇四	同	永享の亂起る		
		二〇三	同	結城合戦、春王安王の亂おこる○公卿以下に其の所藏の書目を上らしむ		
		二〇二	同	嘉吉の亂、赤松滿祐義教を害す○幕府令して徳政を行ふ、徳政條目を定む		
		二〇一	同	義政家督をつぐ○宗氏朝鮮と條約を結ぶ○我邊民明境に入る		
		二〇〇	同			
		一九九	同			
代	後花園天皇	二〇三	同三年			
		二〇二	同			
		二〇一	同			
		二〇〇	同			
		一九九	同			
		一九八	同			
		一九七	同			
		一九六	同			
		一九五	同			
		一九四	同			

時代	室	町	時	代
天皇	後花園天皇			後柏原天皇
紀元	三三三	三三五	三三七	三三〇
年號	享德二年	康正元年	長祿元年	應仁元年
重	義政、成氏を討たしむ、成氏古河に走る(古河公方) ○建仁寺勸進船を朝鮮に遣す 太田道灌江戸城を築く○足利政知堀越に移る	應仁の亂起る○足利學校移建○雪舟等明使に従つて留學す 本願寺兼壽越前に遊化し、吉崎に道場を建つ 山名宗全・細川勝元卒す○義政退隠し子義尙將軍となる 幕府使を明に遣はし銅錢及び書籍を求めしむ 應仁の亂終る	一條兼良樵談治要を著す 銀閣成る○義政明に遣して銅錢を求む 上杉定正、太田道灌を殺す 北條早雲堀越公方家を滅す	義種出奔、翌年政知の子義澄將軍となる 早雲小田原を取る○一條冬良新撰菟玖波集を撰す
西紀	一四三	一四五	一四七	一四〇
外國史對照	東羅馬帝國滅亡 英の薔薇戰爭始まる	後二年、西班牙王國成る		
室	後土御門天皇			後柏原天皇
紀元	三三三	三三五	三三七	三三〇
年號	應仁元年	文明三年	同五年	同七年
重	應仁の亂起る○足利學校移建○雪舟等明使に従つて留學す 本願寺兼壽越前に遊化し、吉崎に道場を建つ 山名宗全・細川勝元卒す○義政退隠し子義尙將軍となる 幕府使を明に遣はし銅錢及び書籍を求めしむ 應仁の亂終る	一條兼良樵談治要を著す 銀閣成る○義政明に遣して銅錢を求む 上杉定正、太田道灌を殺す 北條早雲堀越公方家を滅す	義種出奔、翌年政知の子義澄將軍となる 早雲小田原を取る○一條冬良新撰菟玖波集を撰す	義種出奔、翌年政知の子義澄將軍となる 早雲小田原を取る○一條冬良新撰菟玖波集を撰す
西紀	一四三	一四五	一四七	一四〇
外國史對照	東羅馬帝國滅亡 英の薔薇戰爭始まる	後二年、西班牙王國成る		
室	後土御門天皇			後柏原天皇
紀元	三三三	三三五	三三七	三三〇
年號	應仁元年	文明三年	同五年	同七年
重	應仁の亂起る○足利學校移建○雪舟等明使に従つて留學す 本願寺兼壽越前に遊化し、吉崎に道場を建つ 山名宗全・細川勝元卒す○義政退隠し子義尙將軍となる 幕府使を明に遣はし銅錢及び書籍を求めしむ 應仁の亂終る	一條兼良樵談治要を著す 銀閣成る○義政明に遣して銅錢を求む 上杉定正、太田道灌を殺す 北條早雲堀越公方家を滅す	義種出奔、翌年政知の子義澄將軍となる 早雲小田原を取る○一條冬良新撰菟玖波集を撰す	義種出奔、翌年政知の子義澄將軍となる 早雲小田原を取る○一條冬良新撰菟玖波集を撰す
西紀	一四三	一四五	一四七	一四〇
外國史對照	東羅馬帝國滅亡 英の薔薇戰爭始まる	後二年、西班牙王國成る		

時代	室	町	時	代
天皇	後柏原天皇			後奈良天皇
紀元	三三三	三三五	三三七	三三〇
年號	大永元年	同三年	同四年	同六年
重	天皇御即位の禮を行ひ給ふ(踐祚後二十五年) 大内義興僧宗設を明に使し寧波に赴かしむ 武田晴信河越城を取る 今川氏家法三十三條を定む	北條氏綱河越城を取る 明の商船周防に來り大内義隆其の珍器異寶を購ふ 葡萄牙人種子島に漂着し鐵砲を傳ふ 義輝將軍となる○氏康兩上杉氏らの軍を河越に破る 武田晴信湖五十五條を定む 宣教師フランシスコ・ザビエル鹿兒島に來る 大内義隆其臣陶晴賢に害せらる 川中島の戰(前役)○嚴島の戰 毛利元就、大内義長を山口に攻む	補狹間の戰 謙信小田原城に逼る○川中島の戰(後役)○耶蘇宣教師ヴァインク京都にありて天主教を弘む、京都・府内・山口・博多に天主堂あり 耶蘇宣教師フロイス平戸に移る 松永久秀將軍義輝を害す 信長義昭を奉じて入京す 信長皇居を修理す○姉川の戰 三方ヶ原の戰 義昭遂はれて足利將軍家亡ぶ○武田信玄死す	西紀
西紀	一五三	一五五	一五七	一五〇
外國史對照	マゼラン、フィリピン群島に着す 葡萄牙人澳門を取る	アウグスブルグの宗教平和		
室	後奈良天皇			正親町天皇
紀元	三三三	三三五	三三七	三三〇
年號	大永元年	同三年	同四年	同六年
重	天皇御即位の禮を行ひ給ふ(踐祚後二十五年) 大内義興僧宗設を明に使し寧波に赴かしむ 武田晴信河越城を取る 今川氏家法三十三條を定む	北條氏綱河越城を取る 明の商船周防に來り大内義隆其の珍器異寶を購ふ 葡萄牙人種子島に漂着し鐵砲を傳ふ 義輝將軍となる○氏康兩上杉氏らの軍を河越に破る 武田晴信湖五十五條を定む 宣教師フランシスコ・ザビエル鹿兒島に來る 大内義隆其臣陶晴賢に害せらる 川中島の戰(前役)○嚴島の戰 毛利元就、大内義長を山口に攻む	補狹間の戰 謙信小田原城に逼る○川中島の戰(後役)○耶蘇宣教師ヴァインク京都にありて天主教を弘む、京都・府内・山口・博多に天主堂あり 耶蘇宣教師フロイス平戸に移る 松永久秀將軍義輝を害す 信長義昭を奉じて入京す 信長皇居を修理す○姉川の戰 三方ヶ原の戰 義昭遂はれて足利將軍家亡ぶ○武田信玄死す	西紀
西紀	一五三	一五五	一五七	一五〇
外國史對照	マゼラン、フィリピン群島に着す 葡萄牙人澳門を取る	アウグスブルグの宗教平和		
室	後奈良天皇			正親町天皇
紀元	三三三	三三五	三三七	三三〇
年號	大永元年	同三年	同四年	同六年
重	天皇御即位の禮を行ひ給ふ(踐祚後二十五年) 大内義興僧宗設を明に使し寧波に赴かしむ 武田晴信河越城を取る 今川氏家法三十三條を定む	北條氏綱河越城を取る 明の商船周防に來り大内義隆其の珍器異寶を購ふ 葡萄牙人種子島に漂着し鐵砲を傳ふ 義輝將軍となる○氏康兩上杉氏らの軍を河越に破る 武田晴信湖五十五條を定む 宣教師フランシスコ・ザビエル鹿兒島に來る 大内義隆其臣陶晴賢に害せらる 川中島の戰(前役)○嚴島の戰 毛利元就、大内義長を山口に攻む	補狹間の戰 謙信小田原城に逼る○川中島の戰(後役)○耶蘇宣教師ヴァインク京都にありて天主教を弘む、京都・府内・山口・博多に天主堂あり 耶蘇宣教師フロイス平戸に移る 松永久秀將軍義輝を害す 信長義昭を奉じて入京す 信長皇居を修理す○姉川の戰 三方ヶ原の戰 義昭遂はれて足利將軍家亡ぶ○武田信玄死す	西紀
西紀	一五三	一五五	一五七	一五〇
外國史對照	マゼラン、フィリピン群島に着す 葡萄牙人澳門を取る	アウグスブルグの宗教平和		



文庫
41
531

広島大学図書
2000081531
